

平成25年9月3日（火曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	田中栄一
副町長	小山茂則	土木建設課長	高橋孝雄
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	長元健次
参事兼農林課長	大森一義	会計課長	吉田外喜夫
参事兼住民福祉課長	広瀬康雄	教育文化課長	植田一成
企画課長	堀内浩一	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	住民福祉課介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 横井 正之

〃 水田 祥代

○議事日程（第1号）

平成25年9月3日 午前11時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

- ・議案第55号～議案第72号
- ・認定第1号～認定第8号
- ・陳情第1号

提案理由説明

日程第4 議案説明及び質疑

日程第5 常任委員会付託

日程第6 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

日程第7 休会決定の件

午前11時00分 開会

◎開会・開議

○議長（岩井礼二議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。

ただいまから平成25年第6回中能登町議会定例会を開会をいたします。

諸般の報告をいたします。

本年6月定例会において可決されました国の教育予算の拡充を求める意見書、TPP交渉に関する意見書、以上2件は、内閣総理大臣を初め関係方面に提出をいたしておりますので、ご了承願います。

加えて、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩井礼二議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番 古玉栄治議員、9番 上見健一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岩井礼二議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの16日間とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長（岩井礼二議員） 日程第3 議案の一括上程

議案第55号 中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について

議案第56号 中能登町子ども・子育て会議条例の制定について

議案第57号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 中能登町税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第60号 中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例について

議案第61号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第63号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第64号 平成25年度中能登町一般会計補正予算

議案第65号 平成25年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第66号 平成25年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第67号 平成25年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第68号 平成25年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第69号 平成25年度中能登町水道事業会計補正予算

認定第1号 平成24年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成24年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成24年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成24年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成24年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成24年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 町道路線の認定について

議案第71号 町道路線の変更について

議案第72号 町道路線の廃止について

陳情第1号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択について

以上、議案18件、認定8件、陳情1件を一括議題といたします。

◎提案理由説明

○議長（岩井礼二議員） 町長から議案について提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成25年第6回中能登町議会議定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、ことしの夏は猛暑から一転して、8月には記録的な集中豪雨により、8月23日、30日と中能登町内において床下浸水や道路の一部崩落、のり面の崩壊などの被害が発

生しました。被災された地域の皆様方には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を目指して、中能登町としても関係機関と協力しながら復旧工事の対応に当たってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、8月2日と3日に開催しました町祭「前夜祭」及び「織姫夏ものがたり」には、大勢の皆様方の協力のもと、成功裏に終わることができました。特に、台湾の成功国民中学校との姉妹校提携調印式に始まり、中能登中学校の開校を祝した「ちょうちん行列」、町祭では町内10基の曳山が展示され、そのうちの3基の曳山が引き出されるほか、各地区のみこしや獅子舞など中能登町に伝わる伝統文化を紹介することができました。

また、保育園児や小中高校生の皆様方による演奏や演技、女性協議会のほか各種団体の皆様方による町民総踊りなど、例年以上に多くの皆様方のご協力により中能登町の魅力を広く発信することができたものと考えております。

さらには、ことしも三重県紀宝町より西田町長、紀宝町議会議長や商工会会長ら一行が来町されるとともに、紀宝町消防団長及び副団長の皆様方も来町され、中能登町消防団の団長、副団長、分団長の皆様方との情報交換も行われ、防災面での連携強化が図られました。

しかし、8月末に予定をされていた紀宝町の小中学生との交流は、台風15号の影響もあり残念ながら延期されましたが、今後とも紀宝町との結びつきを大切にしていきたいと考えております。

次に、道の駅「織姫の里なかのと」新築工事の事業進捗状況についてご報告を申し上げます。

現在、鹿島バイパスから道の駅の工事現場が見渡すことができ、道の駅の外観がほぼ組み上がったところであります。これからいよ

いよ来春開業に向けて内装工事が行われるとともに、間もなく道の駅としての正式な登録認定を受けることとなっております。

また、道の駅の運営事業についても、特産品の開発や、飲食ブースでは地元産品を使った地産地消の食事を提供するなど、さらなる道の駅の魅力づくりに取り組んでおります。全国に誇れる道の駅として立派に開業の日を迎えるため鋭意検討を行っておりますので、今後とも関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、この4月に開校した中能登中学校につきましては、日増しに落ちつきを取り戻し、生徒の皆さんは学業やスポーツに積極的に取り組んでいます。

特にスポーツでは目覚ましい活躍もあり、バドミントン、陸上、卓球やソフトテニスなどが全国大会に出場するなど、好成績を残しています。

そして、中能登中学校に関連した工事も順調に進捗しており、歩道の整備を初めとして、さらなる通学路の安全確保に取り組んでいるとともに、弓道場の建設など施設の充実にも力を注いでおります。

次に、鹿島地区統合小学校建設事業につきましては、平成27年4月開校に向けて、校舎建設工事について間もなく事後審査型制限つき一般競争入札を執行することとしております。

また、今回の補正予算では、校章や校歌の募集をする予算を計上いたしました。鹿島地区の伝統を受け継ぐ統合小学校として立派に完成させてまいりますので、関係する皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本年7月に開催をされた全国町村会理事会及び全国山村振興連盟役員改選において副会長に選任をされました。石川県からの全国町村会副会長は14年ぶり4人目となり、全国山村振興連盟副会長は12年ぶり3人目となります。

この副会長は、北信越5県の代表として地方の意見をしっかりと全国に発信し、地域が結束して新幹線や道州制、T P P等のさまざまな問題について正面から取り組み、地方に暮らす住民の生活向上を目指して声を上げていかなければなりません。2年間の任期ではありますが全力で取り組んでまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、本定例会に提案をいたしました議案の主な内容について順次説明をいたします。

最初に、議案第55号 中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定についてであります。

この条例の主な内容は、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税を適用するため新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第56号 中能登町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

この条例の主な内容は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、中能登町子ども・子育て会議を設置する必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第57号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正の主な内容は、中能登町子ども・子育て会議の設置に伴い、委員報酬を定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号 中能登町税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正の主な内容は、地方税法の改正に伴い、個人町民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しを行うとともに、金融商品に係る課税方式の変更を行うことについて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正の主な内容は、鹿島地区の統合小学校について、小学校の名称や位置について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号 中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正の主な内容は、小学校入学祝金交付対象者の要件について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正の主なものは、地方税法の改正に伴い、延滞金の割合を引き下げる等の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第62号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、地方税法の改正に伴い、金融所得課税方法の変更による所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正の主なものについても、地方税法の改正に伴い、延滞金の割合を引き下げる等の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号から議案第69号までの平成25年度補正予算に関する議案についてご説明をいたします。

最初に、議案第64号 平成25年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,748万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億3,789万7,000円とするものであります。

また、第2表の債務負担行為につきましては、コミュニティバス運行業務及び基盤図作

成業務並びに地番図データ整備について、平成26年度及び平成27年度までを期間として8,400万円を計上し、第3表の地方債補正では、臨時財政対策債及び一般町道整備事業債について必要額を計上するものであります。

次に、補正予算の主なものは、歳入では地方交付税4億9,148万2,000円、社会資本整備総合交付金7,200万円を増額するものであります。

次に、ふるさと応援寄附金として、5名の方々より合わせて42万円のご寄附をいただきましたので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。なお、寄附金はふるさと応援基金に積み立て、今後、有効に活用させていただきます。

次に、基金繰入金では、普通交付税の額の確定により財源調整のため財政調整基金4億5,390万7,000円を減額し、町債では、一般町道整備事業債4,290万円を増額して計上するものであります。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、企画費としてコミュニティバスの運行路線の見直しによるバス停設置費として513万円を増額し、農林水産業費では、地域農政推進対策事業費として農地地図データ整備や地番図データ整備等に係る費用として3,040万円を増額するものであります。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業として、T-335号線等の道路改良工事や消雪工事に要する費用として1億2,000万円を増額し、災害復旧事業費では、6月18日から19日にかけて発生した梅雨前線豪雨により被災した農地や農業用施設、林道等の復旧工事に要する費用6,361万5,000円を増額するものであります。

また、8月23日に発生した梅雨前線豪雨により被災した町道の災害復旧のため、公共土木施設災害復旧事業費に要する費用100万円を増額するものであります。

次に、議案第65号 平成25年度中能登町後

期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、予算の総額は変更なく、歳入予算の組み替えを行うものであります。

次に、議案第66号 平成25年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,269万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,938万2,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、国、県等過年度分返還金の増額であります。

次に、議案第67号 平成25年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,344万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,844万6,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、退職者医療療養給付費等交付金の過年度分精算による国、県等返還金を増額するものであります。

次に、議案第68号 平成25年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ925万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,081万5,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、長寿命化計画策定業務委託として1,600万円を減額し、鳥屋北部処理区汚水枝線管渠布設工事800万円を増額するものであります。

次に、議案第69号 平成25年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出を261万1,000円減額し3億3,630万円とし、資本的支出を30万円増額し4億3,107万3,000円とするものであります。

主な内容として、企業債利息及び企業債償還元金が確定したものであります。

次に、認定第1号から認定第8号についてご説明をいたします。

これら8件の認定案件につきましては、平

成24年度各会計の決算について監査委員の審査が終了いたしましたので、一般会計及び特別会計につきましては地方自治法の規定により、また水道事業会計につきましては地方公営企業法の規定によりまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第70号 町道路線の認定につきましては、在江地内において新たに町道路線の認定を行うものであります。

次に、議案第71号 町道路線の変更につきましては、土地改良事業等により9路線について起点、終点の変更を行うものであります。

最後に、議案第72号 町道路線の廃止につきましても、土地改良事業等により6路線の町道を廃止するものであります。

以上、本日提出をいたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案説明、質疑準備のために11時35分まで休憩をいたします。

〔提案理由の訂正を求める声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 執行部、訂正を願います。

谷参事兼総務課長

〔谷 敏則参事兼総務課長登壇〕

○谷 敏則参事兼総務課長 ただいま町長、説明を申し上げました21ページでございますけれども、決算の認定に係る資料として議員の皆さんにお出しした中、上から2行目になります「平成25」と記載をさせていただいておりました。配付させていただいた後に、ここで我々どもの確認のミスでございます。「24」が正確なのでございます。町長は

「24」と申し上げました。これに誤りはございません。よろしくお願いいたします。

ご訂正もお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） それでは、11時35分まで休憩といたします。

午前11時29分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案説明及び質疑

○議長（岩井礼二議員） 日程第4 議案説明及び質疑

これより、第6回定例会に上程されています議案第55号から議案72号までについて、一括して議案の説明及び質疑を行います。

これより上程議案の説明に入りますが、執行部におかれましては、簡潔、明瞭で的確なものとするよう求めておきます。

なお、認定第1号から認定第8号までの認定8件については、決算審査特別委員会を設置し、付託の予定であります。よって、ここでの説明及び質疑は省略いたしたいと思しますので、ご了承を願います。

それでは、これより議案の説明及び質疑を行います。

初めに、議案第55号 中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は、1ページから3ページとなります。

田中税務課長

〔田中栄一税務課長登壇〕

○田中栄一税務課長 それでは、議案第55号 中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

説明は、提出案件の説明資料1ページにて

説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本条例の制定理由であります。固定資産税の不均一課税に係る総務省令の改正に伴い、新たに制定するものであります。

今回の総務省令の改正では、半島振興法において指定された半島振興地域における固定資産税の不均一課税について、2年間、平成27年3月31日までの適用期間の延長と、あわせて資本規模に応じた取得価格の下限値の引き下げが行われました。2,700万円超から500万円以上という改正がございました。

現在、中能登町では、製造業等の固定資産税の軽減措置は、原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例を適用しております。さきの6月議会におきまして、取得価格2,700万円は据え置き形で適用期間を2年間延長の議決をいただいております。このため取得価格の下限値を500万円とすることにより町内の適用事業者の範囲が拡大することになり、また産業振興に有利な条件である本条例を制定するものでございます。

条例の概要でございますが、町内において製造業または旅館業の用に供する一つの設備、新設、増設の取得価格の合計額が個人にあっては500万円以上、法人にあっては資本金の額の区分によりまして500万円以上から2,000万円以上が取得価格の要件となっております。

軽減割合につきましては、3年間軽減、不均一課税されるということございまして、原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例と同じ割合でございます。

ここにお示ししてございますとおり初年度が0.01%、2年目が0.35%、3年目が0.7%という軽減措置を適用するものでございます。軽減措置、不均一課税による減収分は国から補填をされるということになっておりま

す。

適用期日は、平成25年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第55号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第56号 中能登町子ども・子育て会議条例の制定について説明を求めます。

議案書は、5ページから8ページとなります。

広瀬参事兼住民福祉課長

〔広瀬康雄参事兼住民福祉課長登壇〕

○広瀬康雄参事兼住民福祉課長 それでは、議案書の7ページをお願いいたします。それと条例等提出案件資料の3ページをお願いいたします。

条例の制定理由でございますが、平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法により、地方版の子ども・子育て会議の設置が努力義務とされました。それを踏まえて、同法の第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、町が実施する児童福祉法その他子供に関する法律による施策について調査、審議する機関として会議を設置するものであります。

会議につきましては、子供の保護者や事業従事者など子育ての当事者等の意見を反映させることにより、自治体における子ども・子育て支援施策を実施する上で重要な役割を果たすものと思っております。

条例の趣旨につきましては、会議の組織及び運営に関する事項を定めたものであります。

会議の事務の所管ですが、どんなことをするかということですが、1つは、特定教育・保育施設、これは認定こども園、幼稚園、保

育所の利用定員を定めるに当たり意見を述べること。2つ目は、特定地域型保育事業ということですが、これは家庭的保育事業、それと小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業というこういう事業があるんですが、その利用定員を定めるに当たり意見を述べること。3つ目は、子ども・子育て支援事業計画策定に関し意見を述べること。4つ目は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議すること。この4つの項目の事務処理をすることとしております。

そういう目的の会議条例であります。

それでは、条例について簡潔にご説明をいたします。

第1条につきましては、今ほど申しましたように子ども・子育て支援法に基づき設置するというように規定をしております。

第2条につきましては、掌握する事務ということで、今ほど申し上げました4つの事務が基本的な事務処理に当たります。

そして、3条、組織です。委員につきましては10人以内で組織するということとしております。委員につきましては、子供の保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業に従事する者、学識経験のある者ということで定めております。

第4条につきましては、委員の任期を定めております。2年とするということにしております。

5条につきましては、会長を置くということでの規定であります。

6条につきましては、分科会の規定であります。専門的事項を分掌させるため、必要があるときには分科会を置くことができるという規定をしております。

続いて、8ページをお願いします。

8ページにつきましては、第7条で会議の

招集等について規定をしております。

8条につきましては、意見聴取等について規定をしております。

第9条は、庶務についてであります。会議の庶務につきましては住民福祉課において処理するという事としております。

第10条につきましては、会議の運営等で定めて、会長が会議の運営に関し必要な事項は会議に諮って定めるといふようなこととあります。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行するということとあります。それと、最初に会議を招集するのは町長が招集するという規定がございます。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第56号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第57号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、9ページから11ページとなります。

広瀬参事兼住民福祉課長

○広瀬康雄参事兼住民福祉課長 それでは、議案第57号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は11ページになります。

先ほど議案第56号で申し上げましたように子ども・子育て会議の委員の報酬を定めるものであります。

別表第1に、番組放送審議会委員の次に次のように加えるということで、子ども・子育て会議委員、日額6,000円という規定でござ

います。

よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第57号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第58号 中能登町税条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は13ページから17ページとなります。

田中税務課長

○田中栄一税務課長 議案第58号 中能登町税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

議案書13ページから17ページになります。説明のほうは提出案件の説明資料7ページ、8ページにおいて説明をさせていただきます。

では、説明資料7ページをごらんいただきたいと思っております。

今回の条例改正は、地方税法の改正に伴い個人町民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しを行うとともに、金融商品に係る課税方式の変更を行うことについて所要の改正を行うものでございます。

個人町民税関係では、年金所得に係る年間の特別徴収額の平準化を図るために、仮特別徴収税額を前年度分の特別徴収税額の2分の1に相当する額とするものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思っております。8ページのほうに表がございます。1番の個人町民税関係の現行の算定方法、そして改正による算定方法を記載してございます。現行では前年度分の本徴収額であるところを、改正後、前年度分の年税額掛ける2分の1ということにするものでございます。これによって年間の税の均衡を図るというものでございます。

続いて、7ページをごらんいただきたいと思ひます。

金融所得課税関係の改正でございます。これは投資家の市場参加を促すために、投資環境を整備するということを目的として公社債等に対する課税方式を変更するというものでございます。

1点目につきましては、一定の特定公社債等の利子等について、納税者が申告した場合には所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とするものでございます。

2点目につきましても、一定の特定公社債等の譲渡所得等について、申告した場合には所得割の課税対象とし、同じく100分の3の税率により分離課税とするものでございます。

続いて3点目でございますが、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とするものでございます。

これについても8ページのほうをごらんいただきたいと思ひます。8ページの金融所得課税関係の下の図をごらんいただきたいと思ひます。現行では上場株式等の配当及び譲渡損益について損益通算が可能でございましたが、改正後においては公社債等の利子及び譲渡損益についても損益通算を可能とするというものでございます。

7ページに戻ります。

最後に4点目でございますが、平成29年度以後の各年度分の個人町民税について、前年前三年内の各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額は、特定公社債等の利子等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とするものでございます。

この条例の施行は平成28年1月1日からとなりますが、1番の個人町民税関係の改正規

定につきましては平成28年10月1日から、そして2番目の金融所得課税関係の改正規定につきましては平成29年1月1日からの施行となるものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第58号について質疑の方はございませんか。

5番 宮下議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） 8ページの個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しの表なんですけど、詳しく説明をしていただきたい。例えばN年度、仮徴収額、4、6、8は1万円、割る3というのは1万円だとわかるんですけど、あとの表の見方がどういうふうな計算方式になっているのかわかりません。

○議長（岩井礼二議員） 田中税務課長

○田中栄一税務課長 説明資料の8ページの個人町民税関係の年金特別徴収制度の算定の方法について、ご説明を申し上げます。

現在、現行の年金の特別徴収につきましては、年金の支給月に合わせまして4月、6月、8月、10月、12月、2月、年6回の年金の支給になっております。その月に合わせて年金から特別徴収ということで、偶数月に特別徴収をさせていただいております。現在の方法は仮徴収ということで、前年の本徴収額という金額を3カ月で割ったものを仮徴収額の翌年度の4月、6月、8月にかけて徴収をさせていただきます。残りの金額を10月、12月、2月に3回に分けて徴収をさせていただくという方法をとっております。

この計算の方法でいきますと、N+1の年度の場合に3万6,000円で年税額が控除があった場合に、例年は6万円ところが3万6,000円になって、仮徴収額が4月、6月、8月にかけては1万円ずつで3万円。残りの3回で2,000円ずつの負担で年間3万6,000円という負担をお願いすることになります。

次の年へ行きますと、前年度の本徴収額を翌年度の仮徴収額のほうに移行されるということでございますので、4月、6月、8月においては2,000円の負担をお願いします。残りの10月、12月、2月においては、6万円の負担に対して既に納まった6,000円から残りの分を10月、12月、2月でそれぞれ1万8,000円ずつ負担をしていただくこととなります。

こういう不均衡といいますか、この金額を是正するために、新たに改正後では前年度の年税額の2分の1を仮徴収額の4月、6月、8月において徴収することによって幾らかの均衡が是正できるという、そういう考え方で改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 5番 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） なかなか話だけ聞いておってもわかりませんので、一つだけ。N+1、N+2、N+3、年度でこんなになっとるもんで、この辺もちょっとわからないんですけども、これと、トータル的には、例えば均一さをなくしたということであくなるということですか。

○議長（岩井礼二議員） 田中税務課長

○田中栄一税務課長 お答えいたします。

年税額については差異はございません。ただし、それぞれの年金支給月に合わせて納めていただく特別徴収額においては年度間の平準化を図るということで、こういう算定の改正をするものです。

○議長（岩井礼二議員） 5番 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 終わります。

○議長（岩井礼二議員） ほかにありませんか。

9番 上見健一議員

〔9番（上見健一議員）登壇〕

○9番（上見健一議員） 議案書の17ページ、施行日なんですけれども、ことしは25年ですよね。28年の1月1日とか29年の1月1

日とかと書いてありますけれども、この日の決定の理由をちょっと聞かせていただきたい。

○議長（岩井礼二議員） 田中税務課長

○田中栄一税務課長 議案第58号の施行期日についてのご質問でございます。

まず、この条例の施行は28年1月1日といえますのは、地方税法の改正に同調した28年1月1日からの施行でございます。

それ以外の部分については、先ほどの個人町民税関係については28年10月1日、それから2号の規定の施行期日、29年1月1日につきましても地方税法の適用、施行期日に合わせて施行期日を定めております。

今25年度で、28年度まで引っ張る理由が何かということでお尋ねです。これにつきましては、いろいろシステムの改修等に時間がかかるということもありまして、それなりの期間を置いた上でこの施行を定めるという、そういうふう聞いております。それは解説書等でそういう理由が記載されておりましたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○9番（上見健一議員） 議長、終わります。

○議長（岩井礼二議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようでありますので次に進みますが、ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第59号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は19ページから21ページとなりま

す。

○議長（岩井礼二議員） 植田教育文化課長
〔植田一成教育文化課長登壇〕

○植田一成教育文化課長 それでは、19ページをお願いいたします。提出案件資料につきましては、27ページをお願いいたします。

議案第59号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

21ページをお願いいたします。

中能登町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、中能登町立御祖小学校、中能登町高島井部3番地、中能登町立久江小学校、中能登町久江ホ部30番地、中能登町立滝尾小学校、中能登町井田56部152番地、中能登町立越路小学校、中能登町二宮夕部166番地を、中能登町立鹿島小学校、中能登町芹川千部95番地に改めるものでございます。

附則につきましては、経過措置といたしまして、2のほうで平成27年3月31日までの間、別表第1中、中能登町鹿島小学校、中能登町芹川千部95番地とあるのは、中能登町立御祖小学校、中能登町高島井部3番地、中能登町立久江小学校、中能登町久江ホ部30番地、中能登町立滝尾小学校、中能登町井田56部152番地、中能登町立越路小学校、中能登町二宮夕部166番地とするものでございます。

鹿島地区の統合小学校につきましては、この9月以降につきまして校章または校歌の歌詞等を募集するのに学校名等が必要でありますので、一部を改正するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第59号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第60号 中能登町小学校入学祝

金交付条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は23ページから25ページとなります。

○議長（岩井礼二議員） 植田教育文化課長

○植田一成教育文化課長 23ページをお願いいたします。提出案件資料につきましては、29ページをお願いいたします。

議案第60号 中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例についてでございます。

25ページをお願いいたします。

中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例。

中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

附則といたしまして、この条例は平成25年10月1日から施行するものでございます。

入学祝金につきましては、従来、同一世帯内に町税等の滞納がある場合は交付をしていませんでした。今回の改正につきましては、滞納があった場合も入学祝金を決定しますが、該当する保護者に充当承諾書をいただき、滞納の税、料金等に入学祝金を充てる措置をするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第60号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第61号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は27ページから29ページとなります。

○議長（岩井礼二議員） 長元保健環境課長
〔長元健次保健環境課長登壇〕

○長元健次保健環境課長 それでは、27ページをごらんになってください。

議案第61号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

説明につきましては、別紙の条例等提出案件資料でさせていただきますと存じます。それでは、資料の31ページをお開きください。

これにつきましては、改正の理由ですが、地方税法の改正により延滞金の割合が引き下げられたことに伴いまして改正をするものでございます。

概要を簡単に説明させていただきます。

延滞金の割合についてですが、下の表であらわしたものをごらんになっていただきたいと思えます。この表は、保険料を納めた日より計算するというので、それぞれその期間によって計算方法が違います。区分の欄をごらんになっていただきたいんですが、まず上段のほうのAでございます。納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間の延滞金の割合につきましては、改正案では新特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（上限は年7.3%）、現行につきましては旧特例基準割合（上限は年7.3%）でございます。次に下段のイになりますが、先ほど申し上げました前記のAに該当しない延滞金の割合でございます。これは1カ月を超えた日からでございますが、改正案では新特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（上限は年14.6%）でございます。現行につきましては本則どおり年14.6%となっております。

これを具体的に申し上げますと、財務大臣が告示する割合が1%の場合、Aの納期限1カ月以内については現行の4.3%が改正後は3%となります。実質1.3%下がることとなります。次に下段になりますが、イになりますが、納期限1カ月を超えた期間につきましては現行の14.6%が改正後につきましては9.3%となります。実質5.3%下がることにな

ります。

なお、この条例の施行期日につきましては平成26年1月1日でございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第61号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第62号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は31ページから34ページとなります。

○議長（岩井礼二議員） 長元保健環境課長

○長元健次保健環境課長 それでは、31ページをごらんになってください。

議案第62号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましても、別紙の条例等提出案件資料によりご説明を申し上げたいと思えます。ページは35ページになりますので、ごらんになってください。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴う条例の改正で、国民健康保険税の所得割算定及び軽減判定に用いる所得の算定方法について、公社債等の利子及び譲渡損失等の見直し等を行ったものでございます。

改正の概要につきましては、先ほど町の税条例のほうにも説明がございましたが、同様に上位であります地方税法の法律の改正に合わせまして所定の改正を行うものでございます。

なお、施行の期日につきましては平成29年1月1日でございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。

た。議案第62号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第63号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は35ページから37ページとなります。

○議長（岩井礼二議員） 中井介護担当課長〔中井厚明住民福祉課介護担当課長登壇〕

○中井厚明住民福祉課介護担当課長 議案書の35ページをお願いをいたします。

議案第63号でございます。中能登町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

説明につきましては、条例等提出案件資料41ページ、最後のページになります。案件資料の最後のページをごらんになっていただきたいと思っております。

新旧対照表のほうを載せさせていただいております。改正の内容につきましては、介護保険料の延滞金の率につきまして、1カ月以内の利率を7.3%に設定いたしました。

もう1点、後期高齢者医療制度と同様に、地方税法の改正に伴いまして当分の間、利率の特例を設けるものでございます。

具体的には、来年の1月1日から当分の間、1カ月以内の利率7.3%が約3%程度、1カ月以降の14.6%の利率が9.3%程度になるのではないかとこのふうに見込んでおります。

説明については以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第63号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第64号 平成25年度中能登町一般会計補正予算について質疑を行います。

まずは歳入全般について説明を求めます。

議案書は39ページから50ページとなります。

谷参事兼総務課長

〔谷 敏則参事兼総務課長登壇〕

○谷 敏則参事兼総務課長 ご説明を申し上げます。

議案書39ページとなります。

議案第64号 平成25年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるとしております。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,748万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億3,789万7,000円とするものであります。

第2条では、債務負担行為の補正についてうたっております。債務負担行為の変更は第2表債務負担行為補正によるとしております。後ほど説明を申し上げます。

続いて、第3条であります。地方債の補正であります。地方債の変更は、第3表地方債補正によるとしております。これも後ほどご説明を申し上げます。

続いて、議案書44ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。

ここでは4項目を上げさせていただいておりますが、まずはコミュニティバス運行業務についてであります。期間を平成26年度としてでございます。限度額を2,400万円ということで計上させていただいております。この内容につきましては、現在3ルートで走行しておるものを2ルートとする新たな設定となるわけでございますけれども、この関係につきましては国土交通省に対する認可が必要となります。期間として3カ月余りを必要とするということから本定例会、9月定例会にお

願いをするものでございます。

続いて、基盤図作成業務であります。期間を平成26年度とするものであります。限度額は3,000万円でございます。

続いて、地形図データ整備でございます。期間を平成26年度として、1,500万円を限度額として上げさせていただいております。同じ項目で、27年度においても限度額を1,500万として計上させていただいております。

この基盤図作成関係につきましては、町内全域を撮影した航空写真をもとに作成した地図に農地や住宅などの情報を盛り込んだデータベースの整備を行うということであります。この関係につきましては、歳出、55ページのところで農林課から詳細説明がされますので、よろしくお願いをします。

続いて、45ページをお願いいたします。

地方債の補正についてであります。

まず臨時財政対策債につきましては、2,923万1,000円を減額いたしまして限度額を3億9,288万6,000円とするものでございます。この臨時財政対策債の減につきましては、普通交付税額の決定がありました。ここで発行可能額が確定をいたしましたので、これに基づいた減額となるものでございます。

続いて、一般町道整備事業債であります。4,290万円を増額し、限度額を2億8,270万円とするものであります。この事業債につきましては、社会資本整備総合交付金事業ということで計上させていただいたものであります。この関係につきましても土木費のほうで詳細説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

ここでは、合わせて1,366万9,000円を増額し、限度額の総額を17億5,618万6,000円とするものでございます。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと思っております。

これよりは歳入の説明を申し上げます。

まず、地方特例交付金であります。補正額として44万1,000円を増額をさせていただいております。額の確定による増額となったものであります。

続いて、地方交付税であります。4億9,148万2,000円を増額させていただいております。交付税の総額としては47億9,148万2,000円とするものであります。この交付税につきましても額の確定によって増額をさせていただいたものであります。

この後、分担金及び負担金、そして国庫支出金、県支出金につきましては、歳出のところで各部分については必要に応じた説明がなされますので、ここでは省略をさせていただきたいと存じます。

続いて、49ページでございます。

寄附金であります。ふるさと応援寄附金で42万円を増額をさせていただいております。内訳としましては、5名の方からご寄附をいただいたものでございます。町内の方からは1名の方、県外の方からは4名ということであります。合わせて42万円でございます。

続きまして、繰入金であります。基金繰入金といたしまして、ここでは減額をさせていただいております。4億5,390万7,000円の減額であります。これは財政調整基金の繰入金として見込んでおりましたが、普通交付税の額の確定によりまして基金の繰り入れを減じたものであります。

49ページ、最後になりますが、繰越金であります。189万7,000円を増額を行わせていただいたものであります。ここにつきましても額の確定による増額をさせていただいております。

続いて、50ページをお開き願います。

雑入であります。

総務課の雑入といたしましては、七尾鹿島広域圏事務組合決算剰余金として1,378万円の増額を行わせていただいております。この件につきましては、平成25年3月末をもって

解散をいたしましたけれども、この広域圏組織の解散に伴う清算剰余金が発生いたしました。金額として1,378万円を増額をさせていただいたものでございます。

続いて、保健環境課雑入として、ここでは平成24年度後期高齢者療養給付費負担金返還金として701万8,000円を増額をさせていただいております。平成24年度の後期高齢者療養給付費負担金の返還金額確定に伴う増額でございます。

続いて、石川県少年補導センター活動推進事業委託金として9万円を計上させていただいております。この件につきましては、広域圏の解散に伴って町分が直接町として受けることになりました。ここで9万円を計上させていただいたものでございます。

続いて、最後になりますが町債であります。総務債としては臨時財政対策債2,923万1,000円の減額であります。これは、さきに申し上げました地方債補正について同じでございます。

同じく土木債では、道路橋梁債として一般町道整備事業債4,290万円をこちらは増額をさせていただいております。この件につきましても、さきに説明を申し上げましたそのとおりでございます。

歳入については以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第46号 平成25年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

議案書は51ページから60ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 それでは、歳出についてご説明を申し上げます。

まず総務費から説明を申し上げます。ページは51ページとなります。

一般管理費で情報管理事業となりますが、委託料、システム開発で1,535万1,000円の計上をさせていただいております。内容としましては、平成24年度に契約をしました統合電算システム再構築業務により税、住民情報等の基幹業務システムの更新作業を進めさせていただいております。ここで業務効率をより向上させる観点から、契約時に対象となっていない不特定健診システム、そして、ひとり親管理システム、水洗化率システムを追加させていただきたいというふうに思います。また、新たであります確定申告支援システムの更新も含めてお願をしたいと思います。あくまでも業務の信頼性を高める、それからシステムの安全性を含めたことでの開発費として計上させていただいたものであります。あわせ持って1,535万1,000円の計上をさせていただいたものであります。

続きまして、財産管理費であります。積立金で、ふるさと応援基金42万円の計上でございます。歳入でもご説明を申し上げましたが5名の方より貴重なご寄附をいただいたものであります。

よろしくお願をいたします。

○議長（岩井礼二議員） 堀内企画課長

〔堀内浩一企画課長登壇〕

○堀内浩一企画課長 それでは次に、同じページで、第6目企画費の2細目企画総務費でございます。513万円の増額の補正をお願いするものでございます。委託料としてコミュニティバスのバス停の設置費でございます。平成26年度から新たな運行ルートでコミュニティバスを運行するためのバス停の設置費でございます。150カ所を予定しております。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長
○谷 敏則参事兼総務課長 それでは続いてご説明を申し上げますが、冒頭、歳出部分で言い忘れました。改めて申し上げます。歳出部分の給与費については、各課にわたり必要額を計上させていただいております。ここでの説明は省略をさせていただきたいと存じます。よろしく願いをいたします。

それでは、51ページから52ページにかけてでございます。

参議院議員選挙費として、各項目による組み替えを行わせていただいたものでございます。補正額はございません。必要額の組み替えを行わせていただきました。

よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 堀内企画課長

○堀内浩一企画課長 続きまして、52ページの下段になりますが、第2目委託統計調査費の1細目学校基本調査費、それから9細目住宅・土地統計調査費、次のページにわたりまして18細目の商業統計調査準備費でございます。いずれも県の統計調査委託金が決定したことにより、当初予算計上額よりトータルで2万8,000円の増額となった分について増額計上をさせていただくものでございます。

内訳といたしまして、学校基本調査で2,000円、消耗品で2,000円でございます。それから9細目の住宅・土地統計調査費で2万1,000円の増ということで、調査員等の報酬1万2,000円、臨時職員賃金1万円、それから消耗品で2万5,000円の減、印刷費で2万4,000円の増でございます。それから商業統計調査準備費で5,000円の増ということで、消耗品5,000円の増でございます。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 中井介護担当課長

○中井厚明住民福祉課介護担当課長 それでは引き続き、53ページでございます。

中段の1目社会福祉総務費でございます。予算の増減はございません。2細目社会福祉

事業で予算の組み替えをお願いするものでございます。

これにつきましては、今年度整備を予定しております小規模多機能型居宅介護施設につきまして、当初、民間の法人による整備を想定しておりました。しかし、決定をいたしました運営事業者におきましては、町が所有し管理する町有施設につきまして、その一部を利用して事業を行いたいということで、行うという計画であったことから、補助金という形から同額を工事請負費と委託料に組み替えを行いまして町において整備を図ることになったものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬参事兼住民福祉課長

○広瀬康雄参事兼住民福祉課長 同じく、53ページになります。

老人福祉費、老人福祉事務事業であります。補助金で1万円の増額。これにつきましては、5月18日に行われましたゆうりんピック2013のソフトテニス2部女子におきまして黒氏の平野みつ子さんがペアで優勝されました。そういうことで、10月26日から29日にかけて高知県で開催されます全国健康福祉祭に出場されます。その激励費として1万円を補正するものであります。繰出金につきましては、介護保険特別会計のほうが決まりましたので減額の32万2,000円という補正額でございます。

続いて、その下の健康ハウス憩運営事業費であります。備品購入費28万4,000円の増額であります。内容につきましては、当初より憩のほうでは喫茶部門の製氷機が設置されております。これにつきまして故障が生じまして氷ができない状態になりました。そういうことで修理も考えたんですが、もう製造元が部品の製造を行っていないということで新たに買いかえたいということで28万4,000円の備品購入費をお願いするものでございます。

続いて、54ページをお願いいたします。

保育園運営費197万5,000円の増額であります。内容につきましては、条例のほうでもご説明いたしました。今後子ども・子育て会議を開催するというので、委員報酬を18万円増額したいと思っております。

それと、子ども・子育て支援計画を作成するに当たりニーズ調査を行いたいと思っております。これは保育園児の全世帯と小学生の一部抽出世帯ということで考えておりますが、それらの調査業務の委託ということで157万5,000円を計上しております。

それと補助金につきましては、これは、とりやのの保育園に関する補助金であります。国の事業で次世代育成支援対策交付金ということで当初予算で見えておりましたが、国から県のほうへ事業移管がされました。そういうことで、県費の補助金ということで地域子育て支援拠点事業ということで事業計画も確定しましたので622万円の補助金。内容につきましては、子育て支援センターを開設しております。それらの設置補助でございます。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 長元保健環境課長
○長元健次保健環境課長 それでは引き続きまして、54ページ、中段以降になります。第4款衛生費、第1項2目1細目感染症予防事業でございます。75万円を増額するものでございます。

20節扶助費、任意風疹予防接種助成75万円でございます。これは、さきにも委員会で説明申し上げましたが、妊娠初期の女性が風疹にかかりますと心臓や目、耳などに障害を持って生まれてくる子供の確率が非常に高いということでございます。その予防のために予防接種1人1回につき5,000円を助成し、風疹の流行を抑えようとするものでございます。この費用につきましては150名分をお願いしたいということでございます。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 54ページでございます。

墓地管理事業で12万5,000円の計上をさせていただきます。墓地区画について返還がございましたので、その返還金12万5,000円の計上をさせていただいたものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 長元保健環境課長

○長元健次保健環境課長 それではまた引き続きまして、54ページの一番下段になります。

5目1細目後期高齢者医療事業でございます。18万4,000円の減額でございます。これは28節の繰出金、後期高齢者医療特別会計への繰出金を18万4,000円減額するものでございます。これは平成24年度の後期高齢者医療特別会計の繰越金の確定に伴う一般会計の繰出金の減額措置でございます。

次に、下のページをごらんになってください。

2細目の老人保健医療事業でございます。23節で国県等返還金1万円でございます。これは平成24年度老人保健医療費交付金の額の確定による精算金でございます。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼農林課長

〔大森一義参事兼農林課長登壇〕

○大森一義参事兼農林課長 それでは、議案書55ページであります。

第6款農林水産業費であります。

1項1目1細目の農業委員会費であります。7万2,000円の増額の計上をお願いするものであります。これにつきましては、10月29日から31日にわたりまして全国農業担い手サミットが金沢市、また七尾市等で開催をされます。それに伴います農業委員さん15名、事務局3名、合計18名、1人負担金4,000円でございますが、そのときの負担金7万

2,000円の増額の計上であります。

よろしくお願いをしたいと思います。

次に、2目であります。2目の1細目地域農政推進対策事業費3,190万円の増額計上であります。

まず13節であります、これと関連いたしますので、ちょっとページ戻ります。議案書44ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正であります。先ほど総務課長のほうからも説明がありましたが、下から3段がそうです。1つは基盤図の作成業務として26年度分として限度額の3,000万、また地番図のデータ整備ということで26年度、限度が1,500万、それから地番図のデータ整備で27年度債務負担行為分として限度が1,500万。これは総額で6,000万円になります。

次に説明させていただきますが、今回の補正で増額計上をお願いしたいものは3,040万円のものであります。今年度実施する事業と今ここで債務負担行為を2カ年にわたらせてもらっておりますが、これを総額合わせますと9,040万円の総事業費になります。

今年度事業分につきましては1,700万円の補助を受けて、農地分に関しては、今年度中に成果を仕上げるといような内容の事業もあわせて対応させてもらったものですから今年度にさせていただきたい。

あと今言いました債務負担行為の分に関しましては、2カ年にわたりまして成果品をつくっていききたい。これは基本的には町の正確な管内図を作成する業務というものであります。先ほど総務課長からもありましたが、飛行機を飛ばさせていただきましてオルソ画像という正確なゆがみのない航空からの写真に基づきまして、そこに地番をかぶせたり、また都市計画図的なものを——基盤図と言っておりますが、そういったものを作成させていただきたい。

町のデータベースは1本ということなの

で、それを皆さん、各所管、活用させていただきまして、土木なり上下水道課、また税務課、農林課ということで、その基本となるものをベースとさせていただいて今後は省力化を図っていききたいというようなものでございます。

9,040万円のうち、議案書は55ページにお戻りください。先ほどの2目の1細目地域農政推進対策事業の中の13節であります。

この中で農地地図データ整備等ということで1,850万円であります。これにつきましては農地関係のソフト納入、そういった地番データの整備事業に費やす費用として1,850万円の増額の計上であります。

その下でございますが、地番図のデータ整備ということで500万円の計上であります。これは農地と接する農地以外の部分もでございます。そういったものも把握しておかないと農地全体を把握できないというような一部こともございまして、今年度500万の計上で整備をさせていただきたいというものでございます。

それと航空写真の作成ということで690万円の増額計上でございます。これは一番基本となる業務でありまして、今年度中にそういった航空写真等を撮らせていただきましてベースとなるものをつくり、今年度と26年、27年度にわたって、そこに各種データ等の導入をさせていただきたいというものでございます。

本年度は3,040万円の事業を計上させていただきます。農地分のみです。

よろしくお願いをいたします。

次に、19節の補助金であります、これは青年就農給付金ということで150万円の計上であります。今回につきましては、ことし初めてですが、能登部下の明星孝昭さんという方でございますが、現在は花見月地区で野菜をつくっておられます。初めて農業をされた方で、ある程度軌道に乗るまである程度補助

をして定着を図るといようなそういった事業でございまして、年間150万、最長で5年間補助をするといような内容の給付金でございまして。今回は明星さんの分として150万の計上をさせていただいております。

よろしくお願ひいたします。

次に、3目の2細目で農業総務費であります。11万円の減額でございまして。これは28節繰出金で、下水道事業特別会計への減額でございまして、これは集落排水事業におきまして下水道債、平準化債といようなものがございまして、その起債の利率の変更等に伴いまして今回減額の措置をさせていただくものであります。

次に、4目の1細目ではありますが農業振興費であります。ここで134万7,000円の増額計上をお願ひするものであります。

まず19節補助金ではありますが、環境保全型農業支援対策事業といことで42万8,000円の増額であります。これは環境保全効果の高い営農活動に取り組まれた農業者といことで、中能登町としましては、化学肥料、農薬等は使わないとい有機農業、または化学肥料とか化学的な農薬みたいなものは5割以上減らすといようなことと、あわせて冬期間、2カ月間は水田に水を張る、生物多様性等のために水を張っていただきたいといようなものでございまして、こういった2通りの環境保全型農業に取り組まれた方でございまして。今回1,000アールほどふえておりますので、その分に関する42万8,000円の増額の計上をお願ひするものであります。

次に交付金でございまして、中山間地等直接支払事業といことで91万9,000円の増額の計上であります。これにつきましては、中山間地域において平坦部とやはり生産条件に格差があるといようなものを補填をしまして農業の維持確保を図るといような事業でございまして。これにつきましては当初より530アールほど面積的に伸びておりますの

で、そういったものに伴う91万9,000円の増額をお願ひするものであります。

それから、7目農地費の2細目で農地総務費でございまして。ここで200万円の増額の計上であります。13節の委託料で、ページは56ページをお開きください。一番上でございまして、マスタープランの作成といもので200万円の計上であります。この計画は農地整備の基本となる計画でございまして、旧町単位ではこういった計画はつくってあるわけでございますが、これを中能登町一本といふうな形で今回整備をさせていただきたい。また当然、県の指導もございまして、今回国の補助も2分の1いただくといふうなことでございまして。これを契機にぜひ一本化したと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、4細目ではありますが町単土地改良事業費といことで、これは補正額はございませぬ。工事請負費でマイナスの46万5,000円、補助金で地区要望事業といことで46万5,000円の振りかえとなっております。これは、地区要望事業の箇所決定に伴いまして事業規模に応じまして工事請負費と補助金事業との組み替えをさせていただいたものであります。

次に、90細目で給与費重複額といことで59万3,000円の減額であります。後でまた災害のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますが、これは事業費支弁の職員給といことで、農業施設災害復旧事業、今回あったわけでございますが、一部事業費の中で給与費を充当することができるといことから、その重複する分をここで減額をさせていただいているものであります。

農林課のほうは以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井礼二議員） 堀内企画課長

○堀内浩一企画課長 続きまして、56ページの第7款商工費、第2目観光費の1細目観光

振興費でございます。230万9,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

まず報償金でございますが、これは北陸新幹線開業に向けた来県者の拡大を図るための事業の一環といたしまして、この10月5日、6日に金沢にて開催される地域伝統芸能全国大会に県内各市町村に出演要請がありまして、中能登町からは能登部下の三番叟が出演することになりました。その出演経費を計上させていただくものでございます。10万円でございます。

続いて、費用弁償、減額の8万2,000円、それから普通旅費、増額の8万2,000円でございます。これにつきましては、この4月から道の駅の建設に当たり地域農産物の推進指導員を採用し、その旅費については、常勤扱いとなったため費用弁償では適切ではないということで普通旅費に組み替えをさせていただくものでございます。

続きまして、施設修繕料220万9,000円でございます。これにつきましては、現在、高島の集会所を建設しておる敷地に基石ヶ峰と県立自然公園のほうへの登山者のための循環式のトイレが設置されております。男女別で2基あるわけなんです、集会所の工事に支障となるため移設を行うものでございます。ただ、かなり老朽化しておりますので修繕を図って移設を行うということで、1基については登山口のところに場所を変えて設置します。もう1基については石動山地内に設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 高橋土木建設課長
〔高橋孝雄土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄土木建設課長 続きまして、57ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目2細目の土木総務費では794万4,000円の減額の補正をお願いいたします。下水道事業特別会計におきまして社会資本整備総合交付金事業費の減額及び償

還利子が減額になったことから、28節繰出金で794万4,000円の減額をお願いするものであります。

次に、2項3目3細目の社会資本整備総合交付金事業では1億2,000万円の増額の補正をお願いいたします。15節工事請負費で道路冠水対策事業費として良川地内の地道T-335号線道路改良工事費として1億円を増額し、事業の進捗を図るものであります。同じく道路冠水対策事業として、羽坂地内の町道T-1号線道路改良工事費として1,000万円を、また良川地内の第2良川踏切の消雪用の井戸の改修工事費、それから武部地内の消雪用ポンプの取りかえ工事費用として1,000万円を計上したものであります。合わせて1億2,000万円となります。

なお財源につきましては、国庫補助金として7,200万円、地方債として4,290万円、地区負担金、分担金といたしまして25万円を計上しております。

次に、5細目の道整備交付金事業では100万円の増額の補正をお願いいたします。西馬場地内の町道R-4号線及び新庄地内の町道T-55号線道路改良工事の実施に当たりまして、用地買収に伴います登記手数料の不足が見込まれますことから、12節登記手数料といたしまして100万円の増額をお願いするものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 続きまして、同じく57ページ、中段になります。

防災対策費であります。11万4,000円の計上をさせていただいたものであります。

内訳としましては、手数料で防災士登録3万2,000円であります。この3万2,000円につきましては、当初では5名分の登録を見込んでおりました。後に4名の方が新たに防災士としての資格を持って登録したいということであります。4名の方の分、これは1名登録

が8,000円の金額になります。4名分として3万2,000円の計上をさせていただいたものであります。

続きまして、負担金であります。自主防災組織リーダー育成事業であります。8万2,000円の計上をさせていただいたものであります。このリーダー育成事業については2名分であります。先ほど申し上げました4名の方が新たにということですが、2名については試験というか受講されました。受講費が4万1,000円です。お2人で8万2,000円になるわけですが、あとお2人については、さきの職として消防団員あるいは消防団長という職でございました。そこで、この資格者についてはそういう経歴者については受講は免除されるということで、このリーダー育成事業の4万1,000円には該当しておりません。該当したお2人の方についての8万2,000円の計上。

合わせて11万4,000円を計上させていただいたものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 植田教育文化課長
○植田一成教育文化課長 同じく57ページの下段をお願いいたします。

10款1項2目3細目統合小学校建設費でございます。21万円の増額をお願いするものでございます。

8節につきましては、校歌の作詞、最優秀につきまして1点につき10万円を計上いたしました。報償品につきましては、次のページの58ページをお願いいたします。校章の公募ということで11万円を計上させていただきました。最優秀作品につきましては5万円1点、それから前回の中能登中学校の校章のときには小中高校生が111点のうち75人を占めておりましたので、今回もそういうことを想定いたしまして300円の200点ということで6万円、合わせて11万円を計上させていただきました。

それから、2細目の小学校管理費12万6,000円の増額をお願いするものでございます。民間バスの借り上げということで3万1,500円の4台分でございます。10月24日に劇団四季のミュージカルがサンライフプラザで開催をされます。当初6年生を想定しておりましたが、収容人数に余裕があるということで5年生のほうも参加ということで、当日あいにく町のバスはあいておりませんでしたので民間のバスを借り上げするというものでございます。

それから次の3段目ですけれども、1細目の中学校管理費で88万4,000円の増額をお願いするものでございます。今回、中能登中学が非常に頑張ってくださいまして、北信越大会では個人、団体で17種目に出場し、全国大会におきましては7種目に出場しております。北信越大会におきましては優勝3種目、準優勝2種目というふうに非常に成績がよかったということで、今回88万4,000円の増額補正をさせていただきます。

この後、11月には男女の駅伝、それからジュニアオリンピック、3月には全日本バド、ソフトテニスというような有望な種目がありますので、その分の不足が生じることが予想されますので今回の補正となりました。

よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 平岡生涯学習課長
〔平岡 保生涯学習課長登壇〕

○平岡 保生涯学習課長 それでは、議案書58ページになります。

下段のほうになりますが、4項の1目社会教育総務費、2細目の社会教育活動推進事業費でございますが、これにつきましては事業費の変更はございません。財源の組み替えということで、先ほど歳入のほうで申し上げましたが、石川県の少年補導センターの活動推進事業委託金9万円をここに充当させるものでございます。

続きまして、4目2細目の生涯学習センタ

一管理運営事業でございます。816万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。需用費の施設修繕料でございます。内容につきましては、ラピア鹿島の屋外にあります非常用の発電機が経年劣化によりましてエンジン部のほうへ冷却水が流入したということでございます。今後の長寿命化のことも含めましてオーバーホールを行いたいというものでございます。また、同じくラピア鹿島の空調機械のホールの温度調整をするモーターの修繕でございます。また、図書館の空調機械を制御いたします信号基盤の修繕ということで、この3点の修繕料816万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼農林課長

○大森一義参事兼農林課長 それでは、議案書59ページであります。

11款の災害復旧費であります。1目の1細目農業用施設災害復旧事業費といたしまして5,661万1,000円の増額の計上をお願いするものであります。これにつきましては、さきの6月18日から19日にかけて発生をいたしました梅雨前線豪雨によるものであります。

先ほど言いましたように、この内訳といたしまして、2節のほうで事業費の支弁給与費ということでここに増額の59万3,000円。この分に関しましては、先ほど言いました財源の一部がここに見えていただけるというものでございます。

大きなものとして、あと15節の工事請負費であります。5,500万8,000円の増額計上であります。内訳といたしましては、農地で2件、これは上後山地内、花見月地内で1件ずつありました。これは水田等ののり面崩壊であります。あと農業用の施設に関しましては合計6件ございました。そのうち水路が5件、瀬戸地内の水路で2件、徳前地内で1件、能登部上地内で2件でありました。また

もう1件につきましては金丸地内のため池でございます。おのおの水路につきましては護岸の崩壊、また、ため池につきましては堤体の崩壊というようなものでございます。

よろしくお願いをしたいと思います。これは本日とあす、あさって、査定を受けております。

次に、2目の1細目であります林道災害復旧事業費であります。700万4,000円の増額計上であります。これにつきましてもさきの豪雨によるものでございますが、内訳としまして工事請負費で680万円の増額計上であります。これは林道中山線、今宮線、黒髪線、それに花見月線の4路線の路肩の決壊というふうなことで災害の申請をしておりました。これにつきましては先日、8月27日の国の査定で4路線とも無事に災害に採択をされているところであります。報告をさせていただきたいと思います。

災害に関しましては以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 同じく59ページ、中段になります。

11款2項1目1細目の公共土木施設災害復旧事業費では100万円の増額の補正をお願いをするものであります。

8月23日の豪雨によりまして、良川地内の町道T-100号線、また能登部下地内の町道R-78号線におきまして路肩の決壊及びのり面の崩落が発生したことから、復旧工事費として15節工事請負費100万円の増額をお願いするものであります。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 それでは、議案書59ページ、60ページになります。

公債費についてであります。

元金で2,892万6,000円の減額であります。この内容につきましては、元金の確定による結果としての減額をさせていただいたもので

あります。

利子につきましても5,289万9,000円の減額をさせていただいております。利子確定による減額補正ということになります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井礼二議員） ただいま説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。2時50分まで休憩といたします。

開始とともに質疑を受け付けします。

午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（岩井礼二議員） これより、議案第64号の歳出について質疑を行います。

8番 古玉栄治議員

〔8番（古玉栄治議員）登壇〕

○8番（古玉栄治議員） 51ページと52ページ、ポスター掲示場謝礼マイナス4万1,000円とポスター掲示場設置3万4,000円、この減額理由を説明願ひます。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 古玉議員の質疑にお答えをさせていただきます。

ポスター掲示場謝礼4万1,000円減額、それから52ページではポスター掲示場設置で3万4,000円の減とあらわさせていただいております。内容としましては、ポスター掲示場の設置場所、個人の方とか、それから公的な施設にも場所として掲示をしております。そういったところの変動がありました。個人の方については謝礼をおあげしておるわけですが、そういった内容で公的な施設に移行したというようなことで、その変更があった分で減額をさせていただいた分であります。

よろしくお願ひします。

○8番（古玉栄治議員） 次のページの掲示場設置の3万4,000円については。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 まず51ページの

ポスター掲示場謝礼4万1,000円の件ですが、謝礼というのは個人の方にポスターの掲示を設置をさせていただいておる方について謝礼をおあげしております。そういったことが当初、参議院議員通常選挙があるということで予算化をさせていただいておりました。これは全て内容的には事業が終了いたしましたというか、選挙が終わりましたので、その辺の増減があった分について最終的な組み替えをさせていただいたものであります。

そういった中で、当初見ておった分というところの変動があった分があります。そういったことで増減をさせていただいた。ポスター謝礼についても掲示場の設置についても、あくまでも当初の予算的にはそういった金額で予算的に盛るということを当初しましたけれども、結果的に精算というか事業が終わりましたので、そこで予算と実行額、執行額の差が出ました。そういったところで内容的には、結果的にはその分ではマイナスになったということでありまして。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井礼二議員） 8番 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 私が思ったのは、掲示場というか掲示場の設置ということでマイナスということで、昨年12月にも衆議院の選挙が行われました。それからまた半年足らずで参議院ありましたよね。その間、半年の間に設置場所が移動するということがあるのかなということがまず1点と、もしかしてポスターの掲示場所の数が減ったのかなという点がちょっと気になったもので、まず掲示場所、何カ所あるのかを説明願ひます。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 再質疑でございますが、その場所、何カ所あるかということについては、今詳しい細部の資料、今手持ちに持っておりません。その質問については後ほど何カ所あるというようなことをお示しをさせていただきたいと思ひます。そこで場所

についても変動があればそこにあらわれてきますので、当初と、今お話をいただいた前回の選挙と今回の参議院議員選挙についての移動を含めてお示しをさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（岩井礼二議員） 8番 古玉議員

○8番（古玉栄治議員） 後ほど説明願います。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） ほかにございませんか。

4番 諏訪議員

〔4番（諏訪良一議員）登壇〕

○4番（諏訪良一議員） 51ページ、第2款企画費ですが、委託料としてコミュニティバス停設置513万円計上されておりますが、どのような規格のものを何棟つくることになっているんですか、お尋ねします。

○議長（岩井礼二議員） 堀内企画課長

○堀内浩一企画課長 お答えいたします。

コミュニティバスのバス停でございますが、箇所数については150カ所分ということで、1カ所当たり約3万円近くということで150カ所で約460万円ほどになります。あとそれらの製作費でございますが、設置費、それから既存のもの撤去及び処分費、それらを合わせて513万円ということでございます。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 4番 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 1カ所3万円ですか。こんな安い価格でつくられますか。お尋ねします。

○議長（岩井礼二議員） 堀内企画課長

○堀内浩一企画課長 これは、日ごろからそういうバス停を設置しているバス会社から前もって見積もりをとった金額でございます。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 4番 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） これは設置という

のは、とまる場所だけで待合室じゃないわけですか。——そうですか。ただ立てるだけで3万円かかるんですか。当然、地元負担はないわけでしょうね。——わかりました。

○議長（岩井礼二議員） ほかにございませんか。

5番 宮下議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） 55ページ、地域農政推進対策事業費、昨年度が24年度の予算額が53万円でした。24年度の決算は47万円です。今回は175万5,000円ということで県の支出金が出てきていますが、これはなぜこれだけの金額が出てきたのか。

今、自民党政権になりまして、アベノミクスの第3の矢の農業の所得倍増計画という名で出てきているのか、その辺を聞きたいと思っております。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼農林課長

○大森一義参事兼農林課長 宮下議員のご質問でございますが、なぜ出てきたかというご質問でございますが、その辺のところは今年度当初、また昨年の予算、ちょっと時間をいただきましてそこを確認をさせていただきたいと思っております。後ほどご報告させていただきたいと思っておりますので、少し時間をいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（岩井礼二議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 多分、私、県の支出金で1,850万円という支出金になっておりますが、多分、農業の所得倍増計画の中の一つだと思います。

そして、この中で一般財源が1,340万使われていますが、農地地図データ整備等で1,850万はわかるんですが、地番図データ整備500万、この辺は農業の推進のあれとしていくには少しかけ離れているんじゃないかな

という気がするんですよ。

その下の補助金の青年就農給付金、明星さんが花見月でされていると。これは非常に生産者から購買者へ、東京なりへ多分売っておいでと思うもので、こういう仕事のほうがしっかりとした手だてで一番いいと思うんですが、地番図データ整備になぜ500万円が出されたのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼農林課長

○大森一義参事兼農林課長 これは先ほどの説明で債務負担行為分と今回補正させていただく分、町の管内図作成というふうな業務になるわけでございますが、農地部分に関しての1,700万円の補正につきましては、現在、町内42地区のうち人・農地プランというものを作成しております。現在、中能登町は進捗が余りよくございまして、きょう現在で42地区のうち5つの地区で人・農地プランというものの作成が終わっております。今年度、残り半分になりましたけれども、これに関しましては今年度8割方の人・農地プランの計画というものの策定をしていただくということで、今後いきたいなと思っております。

この農地関係の補助につきましては、人・農地プランというものを計画するためには、その地域、地域で担い手の方、またやる気のある方へ農地を集積するというようなものが本来の目的でございます。地域のせつかくお金をかけた農地でありますので、耕作意欲のある方に農地を集積させていただきまして、その地域内の農地は有効に活用して採算性のあるような農地として活用していくというようなことを地域で了解をしていただくというようなものを計画を上げていただきまして、町長がそれに対してゴーサインを出すというようなことで、当然それを県のほうへ報告するというので、人・農地プランというものは地域で計画としてできるということで、現

在5地区が実施済みでございますが、まだまだ進捗率が低いということでいろいろと急いでおるわけでありまして。

そういったときに、集積をする段階において、やはり所有者だとか耕作者、また農地に関する所有権以外の権利関係というものがいろいろあるかと思いますが、そういったデータを全て掌握をして、いわゆる水田戸籍といえますか、Aという田んぼに対してはこの人が所有者で、耕作している方はこの方、面積はこれだけ、この年度は稲をつくったけれども次の年度は野菜をつくった、次は休耕した、また稲をつくったという1枚の田んぼの水田戸籍というものを逆にこれからつくっていくように思っております。

そういうふうな段階の整備をする、いわゆる人・農地プランというものを推進するためには、こういったような農地をはっきりとした確定をした農地の地図、そういったもののデータがないと農地の集積ができにくいというようなことで、1,700万円の補助をいただきまして今回農地の部分の図面等の整備をさせていただいたものであります。

これに関しましては、人・農地プランという計画を推進するための、逆に一部集積するための整備費というふうな意味合いもございまして。

今回、町全体の管内図というものができておりませんので、農地部分だけでも1,700万円の補助をいただくということでありますので、この際に町全域の整備もしようということで、先ほど言いましたように債務負担行為分を合わせて9,000万円ちょっとになりますが、今のところ財源は1,700万円しかございませんが、次年度以降は、別の財源も模索しながら少しでも一般財源の持ち出しを少なくするような方向で事業を進めていきたい。

農地に関しては、そういった意味合いの補助をいただいて実施をするものであります。そういうことです。

以上です。

- 議長（岩井礼二議員） 5番 宮下議員
○5番（宮下為幸議員） わかりました。終わります。
○議長（岩井礼二議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（岩井礼二議員） 答弁漏れの発言を許します。

谷参事兼総務課長

- 谷 敏則参事兼総務課長 さきに質疑をいただきました古玉議員の答弁漏れについて、ここでお答えをしたいと思います。

ご指摘の件であります、まずはポスター掲示場謝礼4万1,000円の減額であります。この関係につきましましては、当初の予算として計上しましたのは7万6,000円を計上いたしました。この7万6,000円については全ポスター掲示場が全町で76カ所であります。そして、この76カ所に関してであります、謝礼としては町の商品券を使わせていただいた1枚1,000円の券を設置をしていただいたところにはおあげするというようなことで予算計上させていただいたものであります。実際は35カ所について個人の方の場所使用をさせていただきまして。そこで商品券を35枚、3万5,000円支出をさせていただいたものであります。結果として41カ所分の4万1,000円が減額になったということでもあります。

続きまして、52ページのところでありますが、ポスター掲示場の設置で3万4,000円の減額となっております。この部分につきましましては、当初組ませていただいたところでは95万8,000円の設置委託費を見ておりました。これは先ほどお話をいただきましたように、前回のポスター設置場とは変わっておりませんでしたので、その設置費、業者に委託しますが、その分の同額を見ておりました。95万8,000円でありました。そして今回、掲示場の設置については業者がかわりまして、設置

結果として、かかった費用として92万4,000円でございます。そうしますとその金額が少し下がったわけですが、その下がった金額が細かく言いますと3万3,600円差額が出ました。この分として減額をさせていただいた予算の補正額としては3万4,000円を減額させていただいた。

そういう結果でございました。

大変さきの答弁、失礼をいたしました。

よろしく願いをいたします。

- 議長（岩井礼二議員） それでは次に進みます。

次に、議案第65号 平成25年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は61ページから65ページとなります。

- 議長（岩井礼二議員） 長元保健環境課長

- 長元健次保健環境課長 それでは61ページをごらんください。

議案第65号 平成25年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりということでございます。これは予算の総額に変更がなく、歳入予算の組み替えのみでございます。

65ページをごらんになってください。

まず、先ほど申しました歳入でございます。第1款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。第1節の事務費繰入金ということで18万4,000円を減額するものでございます。

次に、その下になります。第4款繰越金でございます。繰越金につきましては18万4,000円を増額するものでございます。平成24年度の収支決算額の確定による増額でございまして、先ほど申し上げました一般会計の繰入金の額を減額させたということで、それ

を相殺するものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第65号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第66号 平成25年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は67ページから72ページとなります。

中井介護担当課長

○中井厚明住民福祉課介護担当課長 67ページをお願いいたします。

議案第66号 平成25年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,269万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,938万2,000円とするものでございます。

まず歳入について説明をさせていただきます。

71ページのほうをお願いいたします。71ページでございます。

上段の4目その他一般会計繰入金でございます。32万2,000円を減額し3,008万円とするものでございます。これは1節の事務費繰入金の減額でございます。これは歳出の認定調査等費が減額になったことによりまして、その財源であります一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

下の1目介護給付費準備基金繰入金、1,302万1,000円を増額し1,868万1,000円とするものでございます。これも歳出にあります国県等に対する過年度返還金の財源として基金を取り崩すものでございます。

次のページ、72ページをお願いいたします。

す。

上段の2目認定調査等費でございます。32万2,000円の減額でございます。1細目認定調査等費で減額をお願いするものでございます。これにつきましては、現在嘱託職員である2名の介護認定調査員のうち1名を9月から臨時職員に変更することになりました。それに伴いまして、嘱託職員賃金と通勤手当を減額いたしまして臨時雇い賃金を計上するものでございます。

下の1目第1号被保険者保険料還付金でございます。11万4,000円の増額でございます。これは死亡、転出によりましてもらい過ぎておりました前年度の平成24年度の第1号被保険者保険料につきまして還付対象者と金額が確定いたしましたので、予算で不足する還付額を追加の補正をお願いするものでございます。

3目償還金でございます。1,290万7,000円増額し1,290万8,000円とするものでございます。これは前年度、平成24年度の介護給付費、それから地域支援事業費が確定したことによりまして、国県支払い基金等から前年度概算でいただき、もらい過ぎになっておりました負担金を返還するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第66号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第67号 平成25年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、73ページから79ページとなります。

長元保健環境課長

○長元健次保健環境課長 それでは、73ページをごらんください。

議案第67号 平成25年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,344万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,844万6,000円とするものでございます。

それでは、77ページをごらんください。

歳入についてでございます。

第9款繰入金、2項1目1節基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金ということで1,142万6,000円を増額するものでございます。これにつきましては、平成24年度退職者医療療養給付費等交付金額の決定に伴う返還金に充てるものでございます。

次に、第10款繰越金でございます。1項1目1節で繰越金ということで202万円でございます。ご承知のとおり平成24年度収支決算の確定による繰越金の額の増額でございます。

次に、78ページをごらんください。

次に、歳出でございます。

第3款後期高齢者支援金等、1項1目1細目後期高齢者支援金でございます。19節の負担金で後期高齢者支援金1,062万3,000円を減額するものでございます。これは後期高齢者の医療給付費のうち4割を現役世代が支援することとなっております。このうち国保の支援分の額が確定いたしました。それにより減額補正をするものでございます。

次に、2目1細目の後期高齢者関係事務費拠出金でございます。19節負担金で後期高齢者支援金事務費拠出金3,000円を増額するものでございます。これにつきましては、平成25年度の額の決定によるものでございます。

次に、第4款前期高齢者納付金等、1項1目1細目で前期高齢者納付金でございます。19節の負担金で前期高齢者納付金で7万7,000円の減額。

次に、2目1細目の前期高齢者関係事務費

拠出金、19節の負担金で、これも同じく前期高齢者関係事務費拠出金を3,000円増額するものでございます。

いずれの負担金も平成25年度の額の確定によるものでございます。

次に、第10款諸支出金でございます。1項1目1細目一般被保険者保険税還付金でございます。23節で還付金及び還付加算金として保険税還付金100万円でございます。これにつきましては、保険者の資格喪失等による過年度分の還付に必要な費用を増額補正をお願いするものでございます。

次のページをごらんになってください。

10款1項3目の1細目償還金でございます。23節の国県等返還金で2,314万円でございます。これにつきましては、平成24年度退職者医療療養給付費等交付金の額の確定による超過交付分の返還金に充てるものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第67号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第68号 平成25年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、81ページから88ページとなります。

澤上下水道課長

〔澤 伸一上下水道課長登壇〕

○澤 伸一上下水道課長 議案第68号 平成25年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

第1条のほうで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ925万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,081万5,000円とするものであります。

第2条で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものとするものであります。

それでは、83ページのほうをお願いします。

第2表地方債補正であります。起債の目的、特定環境保全公共下水道事業。限度額2億6,140万円を280万円増額しまして限度額を2億6,420万円とするものであります。これは国の国庫補助金の確定に伴い増額するものであります。

次に、86ページのほうをお願いします。

まず歳入のほうであります。

3款1項1目2節の社会資本整備総合交付金で400万円の減額であります。これは国の補助金の交付額の決定に伴い減額するものであります。

次の4款1項1目1節の一般会計繰入金で805万4,000円を減額するものであります。内訳のほうは、一般会計繰入金（特環）のほうで794万4,000円、これも国のほうの補助金の確定に伴い一般会計の繰り出しを減額するものであります。次の集排のほうで11万円の減額であります。これは起債の借入利率の確定に伴い減額となったものであります。

次に、7款1項1目1節の特定環境保全公共下水道事業債で280万円の増額をお願いするものであります。これも国庫補助金の確定に伴い起債の借入額を増額するものであります。

次に、歳出であります。

1款1項2目1細目の公共下水道施設管理費で6,000円の増額をお願いするものであります。これは還付金及び還付加算金で6,000円で、下水道使用料の過年度分の還付金6,000円を増額をお願いするものであります。

次に、2款1項1目3細目の社会資本整備総合交付金事業費で864万円を減額するものであります。これは国の国庫補助金の決定に伴い補正するものであります。内訳のほう

は、事業費支弁職員給で64万円の減額、13節の委託料で耐震診断・長寿命化計画策定で国庫補助金が減額となりましたので1,600万円減額するものであります。これは鹿島中部浄化センター、クリーンセンターの耐震診断及び長寿命化分であります。

次に、15節の工事請負費で800万円。委託料のほうは減額されたわけではありますが、工事のほうが国庫補助金が増額となったため、下水道施設の統廃合を行うための工事費を増額するものであります。在江地区と新庄地区の下水道管をつないで鹿島北部クリーンセンターの浄化センターのほうを廃止するものであります。工事のほうは192メートルのうち100メートル分を工事するわけであります。

次に、90細目の給与費重複額で64万円。これは先ほどの事業費支弁職員給の調整をするものであります。

次に、3款1項1目1細目の公共下水道事業債元金で5万円を増額するものであります。これは借入利率見直しに伴う償還金の増であります。見直しの起債は平成14年度に借り入れたものが2件ありまして、借入利率が0.75%から0.3%になったものと、借入利率が0.9%から0.6%になったため、元金のほうをふやすものであります。

次に、1細目の公共下水道事業債利子で120万円の減額であります。これも借入利率の確定に伴い減額するものであります。事業費分で1.8%のものが1.4%、平準化債のほうで1.1%見ておったものが0.84%となったため減額となるものであります。

次のページ、88ページをお願いします。

2細目の農業集落排水事業債利子で11万円の減であります。これも借入利率の確定に伴うものであります。資本費平準化債の利率が1.1%から0.84%になったため減額となるものであります。

以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりまし

た。議案第68号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第69号 平成25年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、89ページから93ページとなります。

澤上下水道課長

○澤 伸一上下水道課長 議案第69号 平成25年度中能登町水道事業会計補正予算について説明させていただきます。

第2条の収益的収入及び支出であります。支出のほうの1款2項の営業外費用で261万1,000円を減額し、4,490万円とするものであります。

次に、3条の資本的収入及び支出で、支出のほうの1款2項の企業債償還金で30万円を増額し、総額を5,890万円とするものであります。

それでは、92ページのほうをお願いいたします。

平成25年度中能登町水道事業会計補正予算実施説明書であります。

まず収益的収入及び支出の支出のほうであります。1款2項1目の支払利息で261万1,000円を減額し、4,488万9,000円とするものであります。これも先ほどと同じように借入利率の見直しによるものです。平成14年度に借り入れた起債の利率が0.85から0.25に変わったもの及び平成24年度の借入利率が2%を見ていたものが1.5%になったため減額となるものであります。

次に、93ページのほうの資本的収入及び支出のほうの支出のほうで、1款2項1目の企業債償還金で30万円を増額し、予定額のほうを5,890万円とするものであります。これも平成19年度に借り入れた物件の利率の見直

しにより補正するものであります。

以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第69号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第70号 町道路線の認定について説明を求めます。

議案書は111ページから113ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案第70号 町道路線の認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定により、下記の路線を町道に認定するため、議会の議決を求めるものであります。

新たに認定をお願いする路線名につきましては、K1-9号線、延長870メートル、幅員7メートルであり、起点が在江5部6番1地先、終点が在江い部29番地先であります。

旧石塚の河川用地を道路として整備するに当たり町道の認定をお願いするものであります。

なお、113ページに当該路線の付近見取り図を掲載しております。ご確認くださいようお願いをいたします。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第70号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第71号 町道路線の変更について説明を求めます。

議案書は、115ページから124ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案第71号 町道路線の変更についてであります。

道路法第10条第2項の規定により、下記の路線を変更するため、同条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、ナンバー1のT-24号線につきましては、地区要望事業の消雪工事を実施するに当たり起点を変更するものであり、羽坂5部78、79合併地先を羽坂い部38番地先に変更し、延長を636メートルとしたいものであります。

次に、ナンバー2のT-129号線につきましても起点の変更であり、良川地区で実施しております分譲宅地造成地に隣接する町道を整備するに当たり変更をお願いするものであり、良川ぬ部1番1地先を良川の部25番1地先に変更し、延長を1,466.7メートルにしたいものであります。

次に、ナンバー3のT-265号線につきましては終点の変更であり、羽坂地区で実施されました県営圃場整備事業により造成された道路を町道として整備するに当たり変更をお願いするものであります。今羽坂イ部36番地先を羽坂に部48番地先に変更し、延長を1,375.2メートルにしたいものであります。

次に、ナンバー4のKB-24号線から、116ページのナンバー9、R-283号線の6路線につきましては、いずれも町道の一部が圃場整備事業の区域に編入されたことにより必要となった町道路線の起点または終点の地番の変更並びに延長の変更をお願いするものであります。

ナンバー4のKB-24号線につきましては起点の変更であり、東馬場ハ部14番地先を東馬場に部16番地先に変更し、延長を401.7メートルに。

ナンバー5のKB-32号線につきましては終点の変更であり、井田わ部119番地先を井

田ま部113番地先に変更し、延長を660.6メートルに変更をお願いするものであります。

116ページをお願いいたします。

ナンバー6のKB-41号線につきましては起点の変更であり、井田ま部113番地を東馬場ヲ部1番地先に変更し、延長を544.5メートルに。

ナンバー7のKB-46号線につきましては終点の変更であり、井田か部56番地先を井田か部44番地先に変更し、延長を237.9メートルに。

ナンバー8のR-168号線につきましても終点の変更であり、西馬場オ部61番地先を西馬場オ部62番地先に変更し、延長を64.2メートルに。

ナンバー9のR-283号線につきましても終点の変更であり、西馬場オ部32番地先を西馬場ノ部40番地先に変更し、延長を542.3メートルに変更をお願いするものであります。

なお、117ページから124ページにかけて当該路線の付近見取り図を掲載しております。ご確認いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長(岩井礼二議員) 説明が終わりました。議案第71号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(岩井礼二議員) ないようであります。

議案第72号 町道路線の廃止について説明を求めます。

議案書は、125ページから128ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 125ページをお願いいたします。

議案第72号 町道路線の廃止についてであります。

道路法第10条第1項の規定により、下記の

路線を廃止するため、同条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、ナンバー1のKB-316号線、ナンバー2のR-163号線、ナンバー3のR-164号線、一つ飛ばしまして、ナンバー5のR-166号線の4路線につきましては、いずれも町道の全部が圃場整備事業の区域に編入をされ町道がなくなったことから、町道路線の廃止をお願いするものであります。

また、ナンバー4のR-165号線につきましては、路線のほとんどが圃場整備事業の区域に編入されましたことから、R-165号線を廃止とし、一部残りました現道につきましては、先ほどご説明いたしました議案第71号

町道路線の変更でR-283号線の終点の変更で対応いたしております。

また、ナンバー6のR-167号線につきましては、圃場整備事業の実施によりまして町道が行きどまりとなり、あわせて現状が道路としての効用がなされていないという判断から廃止をお願いするものであります。

なお、127ページ、128ページに当該路線の付近見取り図を掲載してございます。ご確認くださいようお願いをいたします。

以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第72号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

ここで、議案第64号の歳出について答弁漏れがありますので、これを許します。

大森参事兼農林課長

○大森一義参事兼農林課長 先ほどの宮下議員のご質問の中でございますが、64号、一般会計、資料につきましては議案書55ページでございます。

地域農政推進対策事業費ということで、補正前で175万5,000円、当初予算では53万円の当初予算の計上でありました。当初予算の53万円の計上の内訳としましては、経常経費の計上でありまして、消耗品、新聞代等のそういった消耗品、また町の担い手育成支援協議会への負担金、また農業近代化資金の助成金等、こういったようなものの当初予算の計上はそういう内容でございました。

ちなみに6月のさきに議会のときに補正をお認めいただいた案件でございますが、これも人・農地プランに関係したものでございまして、今回上げているものは、人・農地プランをこれから進めていく上においての地面の整備等をしっかりして人・農地プランを進めていくという内容の補正であります。6月のときに補正をさせていただいたものは農地集積協力促進事業というものでありまして、人・農地プランが作成をされている地区です。実際に計画がされている地区におきまして、中心となる農業の経営体といえますか、そういった経営体へ農地の集積、農地を集めるという、また農地のばらばらになっているものをつなげるような連担化といえますか、そういった部分に協力をしていただいた農家の方々に一部協力金というものを助成をしております。

中身としましては、経営の転換協力金というものは、基本的に現在農業をやっておいでるんだけど農業以外の経営に転換をしていく場合の農業者、また農業をやめられる方、こういった方々は協力金の対象になるということで、実際に農地を農地としてまたほかの方に運用していただくという場合。

それからもう一つは、農地の分散錯圃解消協力金というものがございますが、これに関しましては、やめるわけではございませんが一部自分の農地が集積されている農地の中にあつて、1枚の田んぼが連担されていないという状態で、そのあたりを一体化したような

農業整備、農業をする上に協力をされた方、そういった方々に一部また協力金というものが対象になっておったわけであります。

6月のときには、転換協力金ということで110万円ぐらいの助成、協力金をおあげしております。また、分散型協力金ということで1名の方がおいでしましたので12万5,000円の助成をしております。総額で122万5,000円ということで、今回の補正額の175万5,000円というものになります。

今回は、それに人・農地プランというものを推進する上で図面整備ということで3,000万ぐらいの補正をお願いしているわけございまして、確かに政権云々ということは多少あるのかもしれませんが、人・農地プランの推進というものは以前からやっておる事業でありまして、特段そういうことはないのかなということは思っております。

6月に補正をさせていただいて175万5,000円になったものであります。

以上であります。

○議長（岩井礼二議員） よろしいですか。

以上で、議案の説明及び質疑は終結とします。

ここで、議案等の委員会付託について付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後3時49分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（岩井礼二議員） 再開いたします。

◎常任委員会付託

○議長（岩井礼二議員） 日程第5 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第72号までの議案18件及び陳情第1号の陳情1件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしてお

ます議案等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、議案等付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎決算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

○議長（岩井礼二議員） 日程第6 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任並びに委員会付託

これより決算審査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

決算審査特別委員会の設置については、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

1番 山本孝司 議員

2番 笹川広美 議員

3番 南昭榮 議員

4番 諏訪良一 議員

5番 宮下為幸 議員

6番 亀野富二夫 議員

7番 甲部昭夫 議員

9番 上見健一 議員

10番 若狭明彦 議員

12番 坂井幸雄 議員

13番 田中治夫 議員

14番 作間七郎 議員

以上12名を指名したいと思っております。これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの認定8件については、決算審査特別委員会にこれを付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

認定8件については、決算審査特別委員会にこれを付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、決算審査特別委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩します。

午後3時53分 休憩

午後3時54分 再開

○議長（岩井礼二議員） 再開します。

決算審査特別委員会の審査の認定議案は、お手元に配付した付託表のとおりであります。

委員の方々は、次の休憩中に正副委員長の互選を行い、報告を願います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後3時54分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、報告をいたします。

委員長に10番 若狭明彦議員、副委員長に9番 上見健一議員、以上のとおりであります。

す。

◎休会決定の件

○議長（岩井礼二議員） 日程第7 休会決定の件について議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会審査などのため、9月4日から9月10日までの7日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、9月4日から9月10日までの7日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（岩井礼二議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時16分 散会

平成25年9月11日（水曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	田中栄一
副町長	小山茂則	土木建設課長	高橋孝雄
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	長元健次
参事兼農林課長	大森一義	会計課長	吉田外喜夫
参事兼住民福祉課長	広瀬康雄	教育文化課長	植田一成
企画課長	堀内浩一	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	住民福祉課介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 横井 正之

〃 水田 祥代

○議事日程（第2号）

平成25年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（岩井礼二議員） 皆さん、おはようございます。

2020年の東京オリンピックの開催が決定し、日本中で大変な感激、感動の渦に感謝に浴している、そんなビッグニュースのあるきょうこのごろでございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一 般 質 問

○議長（岩井礼二議員） 日程第1 一般質問

これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は1時間でありますので、守っていただくようお願いをいたします。執行部におかれましては、的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

14番 作間七郎議員

〔14番（作間七郎議員）登壇〕

○14番（作間七郎議員） それでは、通告してある3点について質問をいたします。

まず1点目の交番設置について、その後の対応はどうなっておるのかということをお尋ねしたいと思います。

私は23年、2年前の9月議会においてもこのことを質問しております。そのときに町長は、今後の中能登町全体の治安を考慮した場合、交番の設置についてはまず地域の意向を十分酌み、警察、公安委員会と協議しながら積極的に取り組んでいきたいと考えておりますという答弁をいただいておりますので、その後、2年間たちました。私のところへはそ

のことが前に進んでいるようなことが耳に入ってきてませんので、その後の対応はどうなっておるのかということをお尋ねをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 作間議員の交番の設置におけるその後の対応についてのご質問にお答えをいたします。

現時点におきましては、交番の設置に向けた具体的な要望等はまだ行っていない状況でありますけれども、七尾警察署とは交番設置における事前協議は進めております。この協議においては、交番の設置に関しては幾つかの課題があり、現状では非常に厳しいというのが回答でありました。

中でも一番の課題となっているのは、交番設置による警察官の配置についてであります。交番は3交代制で勤務するために少なくとも6人から7人の警察官の配置が必要となることから、県内においても警察官が不足をしている実情を踏まえると七尾署管内に新たな警察官の配置は見込めず、仮に交番を設置をした場合、現在の5つの駐在所の廃止は避けられず、そうなれば地域住民からの不満は必ず出るだろうとの見解でありました。

また、現在の中能登町の治安情勢を見ましても犯罪発生件数及び交通事故発生件数はともに年々減少しており、現在の駐在所で警察機能を十分に果たしているのではないかという見解でもあります。しかし来春には道の駅がオープンすることにより交流人口が着実にふえることが見込めますので、これに伴う相談もふえるのではないかと考えております。

このことから、安全・安心なまちづくりを進める上でも道の駅周辺における今後の治安情勢の変化を見きわめながら方向性を研究をしていきたいと考えております。

現在、中能登には5カ所の駐在所があります。そのうち単身での駐在所は1カ所のみで

ある状況です。

現在の5カ所の駐在さんは、地域に密着をして地道な任務を一生懸命に行っておいでます。そして、任務に当たっておいでる地域の実情を大変よく把握をされているとの評判もお聞きをします。

このことから、まずは中能登町の治安情勢について七尾警察署と情報交換を行いながら、中能登町の治安の状況を見ながら、このまま駐在所としていくのがよいのか、また交番を設置するほうがよいのかを日ごろから警察と結びつきの強い交通防犯推進隊の皆様方や各駐在所の連絡協議会の委員の皆様方などから意見を聞くこととしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 14番 作間議員

○14番（作間七郎議員） 端的に言うとまだ正式に要望してないということ。それから、町長も言われましたけれども、私も2年前の議事録を、私と町長のやりとりを精査してきました。今聞いたのと全く変わっておらん答弁です。警察と交流しておると言われるけれども、町長みずからがそのことを聞いてきたのかということまで思っているんですよ。

そういうことで要望してないということは、普通は町に各集落が何かをしてほしいというときには言葉だけでないですね。あなた方は必ず要望書を出しなさいと言うんですよ。一番皆さんプロですからわかっているんですよ。

そのときも私は大変難しい問題やろうと。あそこは今町長言われたとおり、アルプラザ周辺の商業施設、風俗店とかスタンド、金融機関とか、そのうち学校もできると。ことし開校しました。来春には道の駅、建物の骨格が見えてきました。それまでに交番を設置するように働きをしてくれと。

町長は、あの当時は町長会の会長になったと。私たちの鹿島郡選出の山田県議は議長になったんやと。そこで2人で力を合わせて難

しい問題をタッグを組んで取り組んでくれと私はお願いしたつもりです。ところが聞いていると全く要望していないということでございますが、今も議長の話の中に、最初の挨拶の中にオリンピックの話も出ましたけれども、I O Cの総会でオリンピック2020年に東京で開催される要因は、やはり安心・安全やと。これは世界に冠たる国が日本だと。だから日本にということ言われたこと、それが一つの要因であるということで、私もずっと夜中じゅうテレビ見ておったんですね。マスコミもやっぱり安心・安全ということを訴えておるんですよ。

町長も常日ごろ安心・安全のまちづくりということをいつもかも言われておるんですね。私もそうだと思うもので、なおさら先ほど町長言われた、前のときと一緒にことを言われておるんですけども、そういう思いならば七尾署なり県警へ要望書を正式に出すことなんですよ。警察へ行って誰が聞いてきたことを町長が言うたのか知りませんが、言うておるのか知りませんが、正式に書類を上げないことには警察も取り上げませんよ。私が聞いておるのは、中能登から何も出ておらんという話は聞いておったものできょう聞いておるんですよ。町長は要望は正式にしておらなんだと言われておりますから、早急に要望書を出すべきだと思うんですよ。町長、これ出すのは今ですよ。今ですよ。

そういうことで、もう一遍答弁。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、作間さんの言われたとおりだと思います。そういう中で私もこの2年間、正式ではありませんけれども各区分長さん方とのいろんな会合の中で、また警察の署長さん方ともいろんな交通安全であったり防犯であったり、そういう中での交番についてのお話はお聞きをしたり、また質問も投げかけたりということはしておることは現実であ

りますし、また私自身も十数年前になりますけれども県議時代には8年のうち4年間、文教公安におりまして、そのうち副委員長、委員長も2期させていただいて警察の内情はある程度わかっておる中で、定員増、そういう中での駐在所から交番へ移行してほしいというような、そういうことも何回かありまして大変難しいということは頭の隅にあることも現実で、2年間出しておりませんが、今言われるように正式に出して、そしてどのような答えが出てくるのか。それによって地域の皆さん、先ほど言いました推進隊の皆さん、また防犯の皆さん方と協議をしながら進めていかればよいなど、そう思っておりますし、今本当に大きく変わります。道の駅も建て方もしておりますし、来年度には北國銀行も横へ移りますし、その後ろには正式にホームセンターの申し込みもございます。あの辺は能登一の言うてみれば商業集積地になります。あそこがあれば一番理想的であると思っておりますけれども、それも話の中で今の駐在所がなくなってもいいかというような問いかけの中で迷いもあるわけでありましてけれども、あの辺の安心・安全、そういうことを考えていくときには一步一步進めていきたい、そう思います。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 14番 作間議員

○14番（作間七郎議員） 今町長の答弁を聞いておると、要望書を出すということですね。

それから、町長は県議を経験されておる。そのときに公安の委員会の委員長をされたと思います。そこで警察に人脈があるということも言われたんですね。その人脈を生かさないとだめなんですよ。町長は今、中能登町の首長ですよ。町のまちづくりのビジョンを語って、県警に町長の思いを訴えて要望書をぜひ出してください。

ちなみに、石川県下で警察署と交番のない

ところは3カ所あるんですよ。まず川北町、宝達志水町、中能登町、3つだけなんです。警察署、交番のないところですよ。そういうことを思うたら、町長も先ほど言われたように大変変わってきていますね。ますます県内外の道の駅もできればたくさんのお客が来られると思います。鹿島バイパスの交通量もだんだんふえておると思いますので、そういうことを強く七尾署なり、大体わかっておると思いますけれども県警に訴えて正式に要望書を出して、その結果、いい返事が来ればいいけれども、その結果は後日、要望書を出した後にそういうものが来たら、また私どもに知らせていただきたいと思います。

そこで町長は要望書を今回は出すということですから、前は考えるということで、今回はきちっと出すということです。これはやっぱりテレビで言うておる「今でしょ」、タイミングなんですよ、町長。ぜひそれで取り組んでください。

次に移ります。

次に、道の駅についてということで3点。

オープンに向けて現在の施設、ハード、それから運営、ソフトの進捗状況はどうなっているのか。

2点目は、仮称「織姫の里なかのと」に、この名称も私も議論したいところなんですけれども、それに通称名を考えておるのか。

今特に県、市町村で誘客ということで、ゆるキャラということを盛んに言われておる。そういうことで何か考えておるのかということをお尋ねします。

また重複するようではありますが、ゆるキャラ、町おこしをしておると。誘客を。通称名を考えておるのか。

それから道の駅は、仮称、仮称で今のところ来ております。正式名は何という名称を考えておるのか。そして、ゆるキャラで町おこしをすればいいと思うんですよ。例えば全国的に有名な熊本の「くまモン」、千葉県の船

橋の「ふなっしー」。船橋は船橋の地名と、あの辺に白井という梨の産地がありますよ。そういうことで「ふなっしー」と言われています。隣の和倉温泉は「わくたまくん」と言われておるんやね。そういうような子供たちがそれを見て、そこへ行きたいという気持ちになるようなことを考えておるかということをお聞きします。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 まず、仮称「織姫の里なかの」とに通称名を加えてはどうかとの質問についてであります。中能登町は古くから能登上布に起源を持つ織布業が盛んであります。現在も織物を中心とした繊維産業が基幹産業でもあります。また、七尾市、羽咋市、富山県氷見市の3市と隣接をしており、地域交通のかなめでもあり、能登半島全体から人と物が集まってくる重要な場所としてその役割は大きくなるものと期待をいたしております。

こうした背景から道の駅については、たて糸には古くからの歴史と文化、よこ糸には能登地域での交流拠点であることを織り込んだ織物の雰囲気伝える施設とすることを基本方針として整備を進めてまいりました。これを踏まえ、平成24年3月議会定例会において中能登町道の駅条例を制定をさせていただき、施設の名称を「織姫の里なかの」とさせていただきますところでもあります。

施設名の「織姫の里なかの」とについては、中能登町の歴史性をアピールできるとともに、優しくやわらかい響きがあり、利用者に末永く愛され親しまれる名称であると思っております。

なお、本年7月に国土交通省に対し道の駅への登録申請をさせていただきました。これは道の駅としての認定をいただくもので、今月下旬以降を目途に「織姫の里なかの」が正式に道の駅として認定をいただける予定であります。

「織姫の里なかの」と以外の通称・愛称については、正式名称と通称・愛称が2つ存在することについては問題はないと思っております。通称・愛称の取り扱いについては、今後、道の駅の利用定着を踏まえながら、施設利用者にとの施設のことなかわかってもらうことが極めて大切であり、愛称が施設のイメージアップにつながるよう今後検討して慎重に対応していきたいと考えております。

次に、キャラクター、いわゆるゆるキャラであります。それによる町おこし、誘客の秘策についてのご質問にお答えをいたします。

現在、全国の市町村でゆるキャラを活用した地域おこしが進められ、大きな成果を上げている事例が見られます。今、作間議員も言われましたように、滋賀県彦根市の「ひこにゃん」、熊本県の「くまモン」などが代表的であります。また、当町でも町の木、鳥、花のイラストや能登上布に始まる町の基幹産業、織物をイメージをした織姫キャラクターが完成をいたしております。これらの着ぐるみは現在は制作していませんが、今後着ぐるみの制作についても検討をしていきたいと考えております。

また昨年、町内の織姫伝説にちなんだ織姫衣装も制作し、町祭や三重県紀宝町のイベントなどで町の親善大使の皆さんに披露をいただき、「織物の町なかの」を大いにPRをしていただきました。先ごろも県内の新聞紙上に織姫衣装をまとった親善大使の写真が掲載され、大きく目を引いたところであります。道の駅開業時のオープニングイベントも親善大使に「織物の町なかの」をPRしていただきたいと思っております。

なお、今月下旬以降に道の駅の認定をいただける予定ですので、その後、道の駅関係の出版物への情報提供や若者や女性に人気のある旅行雑誌への広告掲載、関西や中京圏の旅行愛好者へのメールマガジンの送付、能登空

港や公共施設でのフリーペーパー配布などを検討いたしております。また、旅行者や観光バス事業者などとも連携し、多くの方に道の駅に立ち寄ってもらえるような方策を検討し、能越自動車の全線開通や北陸新幹線金沢開業も含めた誘客対策を展開していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、オープンに向けて現在の施設及び運営面の進捗状況につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 堀内企画課長

〔堀内浩一企画課長登壇〕

○堀内浩一企画課長 それでは、オープンに向けて現在の施設並びに運営の進捗状況についてお答えをいたします。

建物であります。地域振興施設の建築工事につきましては9月の時点で、くい工事、それから鉄筋工事、型枠、鉄骨の建て方までが完了しております。地域振興施設の建築工事全体の進捗率は約45%でございます。順調に進んでおります。この後は瓦ぶき、それから外壁の工事などを行うほか、建築工事と並行いたしまして電気設備工事、それから機械設備工事を進めていく予定でございます。また、土木工事では残る外構工事を発注する予定で、道路案内標識、それから照明灯の工事、消雪工事、それから舗装工事などを順次発注する予定でございます。

一方、運営面につきましては、平成24年6月議会定例会におきまして施設の指定管理者に能登わかば農業協同組合を指定いたしまして、平成26年春のオープンに向けて準備作業を進めているところでございます。地域振興施設の売り場では、わざわざ立ち寄りたい道の駅、これを目指しまして、新鮮な農産物の生産者の育成を初めといたしまして、能登の魅力が詰まった商品の出品者の募集を行っているところでございます。

今後、地元メディアや旅行者、観光バス事業者への告知というものを随時行っていくほか、道の駅のホームページの開設、それから旅行雑誌などへの広告掲載を行う予定でございます。また、開業後におきましても継続的に施設のPR活動を行っていきとともに、年間を通じまして各種のイベントを開催し誘客につなげていきたいと思っております。

そういうことでご理解をお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼農林課長

〔大森一義参事兼農林課長登壇〕

○大森一義参事兼農林課長 続きまして、農林課関係におきます道の駅オープンに向けての農産物直売所の取り組みについてお答えをいたします。

中能登町では、4月より地域農産物推進指導員を配置をさせていただきまして、中能登町の野菜生産者の拡大及び育成を目的に、6月にはラピアで農産物直売に関する説明会や集落説明会を実施をし、生産者との勉強会を行っております。また、7月には野菜の持つ機能性をテーマといたしまして東洋大学教授による講演会の実施など、指定管理者であります農協と協力しながらオープンに向けて進めておるところであります。

また、野菜の有機栽培や町内産の野菜のブランド化の推進、地元野菜の地産地消及び地元野菜を使った加工品の開発などにつきましても、生産者や各種団体の皆さんとの意見交換などを通して積極的に行っておるところであります。

今後につきましては、冬場において新鮮な野菜を供給できるそういった体制づくりを含めましての栽培指導や、また生産者を対象とした先進地視察も計画をしており、1年を通して安全・安心な町内産の野菜が供給できるよう、より一層生産者の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよ

ろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 14番 作間議員

○14番（作間七郎議員） 町長のまず最初に答弁のあった仮称「織姫の里なかのと」に通称名を考えられないかという答弁の中で、道の駅基本条例は24年の3月に条例で決まっておるんだから、道の駅は「織姫の里なかのと」とすると。国交省にも申請したと。9月末か10月上旬に認可が来るということと言われました。私は今まで、我々議会に説明するときは常に仮称「織姫の里なかのと」ということで資料で全部担当者は説明しておったんですね。私はそのときから、条例にうたいながら何でまだ仮称をつけておるのかと。去年の3月ですよ、条例を我々認めたのは。それなのにそれ以降も仮称、仮称という名前でおるんですよ。

そこで私は、条例は決めただけでも町は条例を無視して仮称ということは「織姫の里なかのと」という名称をまだ変える気があるのか、ちまたでいろいろなことが言われております。そこで、まだ変えるチャンスがあるのかなと思っておったんですね。ところが今町長の話では、もう国交省のほうへ申請出したんだと、もう認可来るということで、認可が来れば「織姫の里なかのと」というのは変えられないと思います。

そこで私の言いたいのは、織姫の里で、町長もたて糸、よこ糸のつながりみたいないわれを言いましたけれども、織姫の里、イメージ的に私は農産物産館みたいなものを連想してしまって、道の駅といたら食が中心やね。農林課長の言われた農産物だとか町内とか近隣の能登にある産物、食べ物がよく並んでおる、そういうイメージやけれども、織姫の里といたら織物、物産館的なイメージで、我々はわかりますけれども、町外から来た人は道の駅に入ろうとするかという私は心配するんで、仮称、仮称でぼうとるのかな

と。もう一遍、正式に名称をどうすればいいかということで相談があるかと思ったんですよ。条例で決まったのはわかっておるんですよ。ところが我々、条例で決まっておりますながら仮称、仮称という説明なんですよ。

その点、執行部としての取り組みが何じゃら、町長の思いと担当課、我々に説明するときは仮称。仮称ですよ。今でも仮称ですよ。条例にはちゃんと道の駅「織姫の里」とするという条例を去年の3月決めておるんですよ。何でそういう説明を今までしておったのかと。議会向けと国交省向けとの仕分けをされておったのかなと私は素直に、私は国交省と話し合いしたことありませんから、国交省との何かのつながりで、そういう言葉で仮称、仮称と我々に言うておったのか、条例に決まっておりますながら。そういう点、ちょっと不親切だと思うんです。

そこで、道の駅ですから、先ほど3つ言いましたのでいろいろ飛ぶかと思えますけれども、道の駅は総事業費12億3,800万円。その中に国から来る金からいろいろとありますけれども、実質一般財源で使うのは2億6,200万円。今現実には外観もできて、いや、でっかいもんやねと。あのでっかい、問題は中身なんですよね。建物はでっかい立派なものでもあと問題は中身ということで、私も心配しております。町民の皆さんからもよく聞いております。

そこで、皆さんが喜んで道の駅で買い物しようという気持ちになっていただくように、担当課では、農林、企画、それから町の中に農産物推進指導員という方もことしの4月から嘱託で採用されて特産品の取り組みをされておる。そうすると、去年、指定管理者にJA能登わかばさんと契約したと。能登わかばが中心だと思うんですけども、そこでまた株式会社国土開発センター、私は国土開発センターさんは建物と実施設計と管理委託だけだと思っておった。よくいろいろ資料見てみ

ると、ソフト面、施設運営支援業務も国土開発センターさんがすることになっておる。そこで、去年で173万2,500円、今年度で252万円、若い職員1人分の人件費ぐらいをコンサルタントに払うと。コンサルタントと書いてあればわかったんですけども、施設運営支援業務というのはコンサルタントという意味だそうでございますので、勉強しましたら。

国土開発センターさんはどんな指導されておるんですか。私はこのこと勉強してから、うちの職員の言うことはどうも国土開発センターさんの言われたまま我々に報告しておるのではないかというような気がするんです。私は常日ごろ、町のいろいろ事業の中に設計者やらコンサルタントに振り回されておるがでないかと。町が事業主体なんだから町が中心になってやれと。設計者、コンサルタントの言われるままあんたたちは我々に報告しておるがでないかと再三私は言うことはあるんですけども、国土開発センターさんが町に対して、道の駅に対してどのような指導をされておるのか、その点。

それから、ゆるキャラについては、町長はそういうイベントもしたということで、ちょっと聞きにくかったんですけども、新しく道の駅ができたらか何かゆるキャラを独自のものを何か考えあるのか、もう一遍聞かせてください。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 ゆるキャラにつきましては、新しい目立つというか、そういうものをつくってまいりたいと思いますし、今の織姫の里、これと別の名称、もっと今言われるようにわかりやすい名称もつけてもいいのでないかな、そういうことでありますし、仮称というのは、認めていただけたけれども国交省で認めていただけなかった場合、もしも一緒のようなそういうところがあったら名前を変えとかそういうこともありますので、1年間仮称をつけさせていただきましてけれども、

今月の末か来月、正式に来れば仮称は当然消えて織姫の里ということと、また今言われたように農産物の施設であるというような、そんな名称も必要でないかな、そう思っています。

あと、国交省の件につきましては担当課長より説明させます。

○議長（岩井礼二議員） 堀内企画課長

○堀内浩一企画課長 それでは、中能登道の駅の施設運営業務を民間会社に、国土開発センターという会社に委託して行っていることにつきまして説明をさせていただきます。

昨年度の業務の内容でございますが、道の駅自体が採算性を問われる施設であるということ、それから各種の情報を集めて他の事例を参考にして道の駅をつくっていく必要があるということ。それから、防災機能を持ち合わせた施設にするということで進めているわけございまして、これらについて町では十分情報が得られない。先進事例もなかなか私どもの業務の中では限られたものがあるということで、たくさんの情報を得て、そういう道の駅にアドバイスをやってきた経験のある会社に町としてもアドバイスを受けて採算性をしっかり考えた施設にしていきたいと。そういう観点から民間会社に業務を委託したものでございます。

具体的な内容といたしましては、施設の魅力づくり、それから活性化の方策について、いろいろな事例を収集して提案をしていただいております。それから、交通量の調査につきましてもここに委託してございまして、国道159号の交通量を調査しております。それから開業までの広報の他の事例も含めて、そういう広報計画の検討とか提案をお願いしております。それから観光情報の整理、それからホームページの作成についての支援、それからリーフレットの作成についての支援をお願いしております。それから、防災機能の整理と防災計画の作成についても業者とともに計

画を練っているところでございます。

確かに私どもこれまでそういうノウハウが少ないという面で業者から提案を受けることがたくさんありますが、決して業者の言いなりということではなく、私どももきちっとした考えを持って検討をしているところでございますので、今後ともまたご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 14番 作間議員

○14番（作間七郎議員） 町長は、仮称名については国交省との関連あるということをおっしゃいました。私、旧の鹿島の例を、小山副町長も当然わかっておることなんですけれども、生涯学習センター、あれを「ラピア」と言うておる。そのときはちゃんと仮称名もつけて申請しておるそうです。それから農村環境改善センター、「パルみおや」と言うておる。そんな長たらしいみんな名前言わない。ラピアとかパルみおやと言うんですよ。だから「織姫の里なかのと」、そんな長たらしい名前でなしに仮称も考えて申請すべきなんですよ。これから考えて国交省がどう言うということをおっしゃいましたけれども、これを申請するときにそういうものを出すべきなんですよ。だから私は、どっちもこの名前で認可が来るそうですけれども、長たらしい。もう少しわかりやすい名前ということの思いで言うておるんですよ。

そこで町長、町長は鹿西出身ですから、日本最古のおにぎりの里、全国にアピールということで、それから6月18日「おにぎりの日」は決まっております。この由来は中能登町のことなんですよ。日本最古のおにぎりの化石が発見された石川県旧鹿西町の「ろく」と——「ろく」というのは6月ということやね。米の漢字、十と八を分解できることから6月18日が「おにぎりの日」ということで、全国的に「おにぎりの日」は旧鹿西町でこういう化石が出たことが全国的にアピールされ

ておるんですよ。

そういうことで、私は個人的には「織姫の里なかのと」にするのは、それはそれでいいんですけれども、全国的にも「おにぎりの日」が決まっておるんですね。これを決めておるのは日本記念日協会。そういう協会があるんです。記念日を決める協会があるんですよ。2002年につくっておるんですよ。そこで6月18日が「おにぎりの日」と制定されておるんです。旧鹿西町で。ちゃんとインターネットで調べたら出てくるんですよ。そういうことを町長は鹿西町出身ですから十分認識はされておると思いますけれども、あえて私はおにぎりということ、食ということで、おにぎりを何かのことで使われないかなという思いがあります。

そこでまた町長は検討してほしいんですけども、ある人から富山にうまいおにぎりのところがあるということで行って来ました。富山弁で言うと、富山の人は「寄ってかれ」と言うわね。ヨッテカーレ城端なんですよ。そこへ行って私はおにぎりを食べてきました。大変おいしいおにぎりでした。富山産の米、地元の米で、注文してから初めて握ってくれるんですよ。そこはテーブル並んだりとかそんな立派にはなっていないんですね。食べ物はおにぎりそば、うどん、カレーライスだけなんです。私が行ったときもいっぱいでしたよ。順番ついておるぐらいです。これだけ有名なところやから行ってこんかということで私行ってきたんですよ。

農林課長は町内の農産物で満杯にしたいと言われたけれども、年がら年中、この辺で農産物ができるわけないんですよ。

それでこの横にまた、これは南砺市の農協がやっておるんですね。その横に農産物がずらっと置いてあるんです。当然、南砺市の農産物が中心なんですけれども、その周りの五箇山とか富山県下のいいものをみんな並べてあるんですね。魚も富山の名産かまぼこと

かみんな置いてあるんですよ、直売所に。それもまた、うちの担当課は行っておると思いますがけれども、もし行ってなければ行って、あそこも参考にして今後の町と指定管理者と国土開発センターと、国土開発センターの仕事の内容は聞きましたけれども、あとは指定管理者のJA能登わかばとよく相談して、皆さんが喜ばれる道の駅に私はつくってもらいたいです。私のところの耳に入ってくるのは、町と指定管理者と国土開発センターとうまく話がいておらんと。ちぐはぐという話が伝わってきますので。

ちょっと聞きたいことあるんですけども、農産物を納めた場合、売り上げの15%、商工業者がお菓子とか何か納めた場合20%、テナント料は、テナントの募集してもなかなか入ってもらえんもんでテナント料が大分下がったという話がちまたに広がっておるんですが、議会に一切そういう報告ありませんので、私、議員ですからそういうこと知っておるんやろうということで聞かれても、わからんと言うておったんですけども、この機会にその点もどうなっておるのか、答弁してください。

また、町長もよくどこでも町村会の会長をされておりますから、ひょっとしたらヨッテカーレ城端も行ってこられたんじゃないかなと思います。もし行ってこられておったならば町長は、富山弁で「寄ってかれ」と言うわね。ここでは「こんちま」というようなことで寄ってくれということ言うておるんですね。そこで、町長がもし行かれておったらどんな感想だったかも聞かせてください。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、作間議員から言われました6月18日の「おにぎりの日」、これは鹿西町時代に申請をして認められて全国の記念日の中にも載っております。ご存じのように鹿西、3町合併する前は、おにぎりの町で売り出そうということで、大変鹿西が力を入れ

ながら日本一のおにぎりをつくろうというようなことも挑戦もしながらやってみまして、そして合併したわけでございます。合併をした当時、3町それぞれの町の文化、歴史あったわけでありますので、鹿西だけのおにぎりを出す、力を入れていくのもどうなのかなど。それぞれの鳥屋のひき山であったり、鹿島のみこしであったり、そういうものを取り入れながら来た、そういう中のおにぎりがいいのではないかと。今多くの方々にそう言われておりますし、そういうことで私もヨッテカーレへ行ってまいりました。

近所の方が来るというよりも車で来たり、遠くの方々が来て、私が行ったのは11時半ごろでしたけれども3人か4人ついておられました。私も買って、食べながら12時ごろになったときには20人ぐらいついておられるほどの盛況でありましたし、全部外も中も入れますと80人ぐらいの席がある中でほとんど満杯であったと。そういうことで、つくり方も見ておったんですけども、三角のおにぎりがあって、19種類ほど、豚であったりキュウリであったり、またいろんな野菜であったりのおにぎりをその場でそれを入れて調理をして出して、まだあったかい、そんなようなところでありました。非常に参考になって、おにぎりの里でもありますし、今の道の駅でもあいうものがないかなと、そう思っております。

おとついちょうど東京へ行って羽田空港から小松へ乗ろうとしたときに、やはり一緒なようなおにぎりのつくり方で三角で、そこで握って、握ったやつはある程度あるんですけども、そこで加工して出しておいでました。またそれと同時に、きょう私散歩しておりましたら、6時半ごろから7時ごろまででするんですけども、「歌のない歌謡曲」6時45分、昔のナショナル、今のパナソニックのあそこで、ちょうど石川県の日本一というようなことを紹介しておった中で、中能登町の

おにぎりが弥生時代の日本最古のおにぎりが中能登町から出たと。そういう詳しくチャノバタケ遺跡から出て、日本最古ということは世界最古であろうと、そんなような話もきょうお聞きをして、おにぎりというものは大変この町にすればやはりメインなのかなと。そういう中でのことからいけば、おにぎりに準じた、おにぎりの里とわかってもらえるような通称がつけられればなど、そんな思いであります。

あとまた詳しいことがありましたら、課長、私からお答えします。

○14番（作間七郎議員） 議長、時間も迫っておりますので、先ほど課長、売上げの何%、私の言うておるのがもし違っておったら訂正するなりちゃんとしたものを言ってください。

○議長（岩井礼二議員） 堀内企画課長

○堀内浩一企画課長 それでは、道の駅に出店される方の手数料についての説明を申し上げます。

農産物、それから農産物の加工品については売上額の15%ということで、これは当初から決まって、そのとおりに説明会での説明を行っているところでございます。それから、お菓子とかお酒とかそういうお土産品等の加工品については売上額の20%、これについても従来どおりでございます。

飲食テナントにつきまして、これについては何度も説明会を行っているんですがなかなか応募していただける方がいないということで、先般JAのほうでこれを緩和したいというようなことで、その内容について説明会がございました。それで飲食テナントの賃料については、当初は売上額の20%としていたところですが、これを町内出身の業者に限っては3%とすると。あわせて、空調とか給排水設備、それから照明灯のそういうものについては、設備工事については、これも本来は出店業者が負担するというようになっておりま

したが、これについてもJAのほうで負担するということになり、現在、出店業者の希望を持っているという状況でございます。あと光熱水費等については実費相当額ということで変わっておりません。

以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 14番 作間議員

○14番（作間七郎議員） そこで、私の聞いておったとおり、そのとおり企画課長は言うておりますから。

そこで、先ほど農林課長は農産物については町内のものと。それは結構なんですよ。それが中心なんですけれども、道の駅、先ほど町長も南砺の農産物直売所を見てきておられますので知っておるということでございますが、なるべくうちの町のとれたものを出すと。どうしても年間通じて出されないときには近隣の市町村、せめて能登の品物も道の駅に置くように、また指定管理者のJA能登わかばとも相談して、皆さんが喜ばれる、中能登の道の駅へ行きたいと言われる道の駅になるように一層努力をしてください。

また、いろいろあることを議会にもその都度説明をしていただきたいということを言って、この件については終わります。

それから最後になりましたが、3点目の中能登中学校生徒の送迎について。

想定外というか、あそこにバスターミナルもつくり、先生の駐車場もつくり、バスもということで通学の自転車置き場からということでスムーズに生徒が通われて帰るということだったんだと思いますけれども、ことしは特に豪雨ということで雨がひどい。今までとちょっと違う雨の降り方ということで、朝の送りに保護者なりじいちゃん、ばあちゃんが送ってくる。また帰りはクラブが遅くなるということで自家用車で迎えに行っておる。そうするとあの辺にがーっと車がとまって、一般の車の支障を来しておるということが1学期が見受けられたということ。それから、私

のところもそういうことで何かならんかという声がありましたので、あえてこれを聞きます。

自家用車の送迎の安全対策についてということで、これから冬に向かいます。雪が降ってきたらまた道路が狭くなる。そういうことで、子供に安全に通学をしてもらおうということで、そういうお迎えにくる保護者、じいちゃん、ばあちゃんの車をあそこに路上にとめないで何か、そういうことは池島教育長も当然掌握しておると思いますが、今後どのように対策しようとされておるのかをお尋ねいたします。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

教育長、時間を考慮して答弁お願いします。

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほど自家用車による送迎の安全対策についてのご質問をいただきました。

6月現在の調査によりますと、全校生徒516名中、自転車通学が398名、徒歩が17名、合わせて中学生のおよそ8割となっています。この8割の生徒たちですけれども、悪天候とか部活動で帰りが暗くなってしまったときに今ほど言われましたように保護者の皆さん、祖父母の皆さんが自家用車で送り迎えをしてくださっておる。非常に極端に多くなる日もありました。

とにかくご指摘のとおり校舎の向かいの町道72号線、それから体育館横の町道290号線は生徒を待つ車が道路の両側に並ぶために非常に混雑をし、一般の車の走行あるいは生徒の通行に大変危険な状態になっておりました。冬場には日が短くなりますので、車による送迎がまだまだふえるんじゃないかなと予想されますし、道路に除雪した雪がたまりますと一段と危険な状態が心配されます。

対応策としまして、1つ目、中学校の周辺道路を反時計回りの一方通行にしてはどう

か。2つ目、中学校の来賓、教職員用の駐車場、また野球場の駐車場の一部のスペースを確保して送迎用の車の待避場所にしてはどうか。3つ目、学校の正面以外の周回道路には車を横に寄せて駐車場所として使用するようにしてはどうかなどの方法で一定のルールを設けたり、駐車場の変更などを実施することで危険回避の現実的な方策を講じていきたいというように考えております。

なお、町が所有します鹿寿苑に隣接した水田跡といいますか元水田のところは、冬場までに整備がされて駐車場として利用できるようになります。大きな行事があるときにはそこを利用していただくと大変都合がいいかなというように思っています。

とにかく今月の19日にPTA役員と教育委員会との懇談会が開催されますので、早速その席上でこの問題、そして対応策について協議をしていきたいというように思っています。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 14番 作間議員

○14番（作間七郎議員） 池島教育長も現場をよく今聞いておると把握されております。そこで、安全対策でいろいろと取り組むということでございますので。

私は特に気にかかるのは、先生方が一番いい場所に陣取っておる。あの場所をちょっこしずつってもらうということも考えられますので、その点も踏まえて、また教職員とPTAの皆さんと相談されて送迎の安全対策に取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岩井礼二議員） ここで、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（岩井礼二議員） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

続いて、3番 南 昭榮議員

〔3番(南 昭榮議員)登壇〕

○3番(南 昭榮議員) 2点ほど質問させていただきます。

さきに原子力防災計画について質問させていただきます。

先月、石川県は防災会議を開催し、志賀原発の半径5キロ圏の住民に安定ヨウ素剤を事前に配布することに石川県防災計画を修正しました。ヨウ素剤について県と志賀町とが服用する住民に対して説明会を開いた直後、医師が服用の手順や副作用などの説明と問診でアレルギーの有無を確認した後に配布することになりました。県として5キロ、30キロ圏内で県が備蓄して、原発事故発生後に配布することを基本としているそうです。

そこで、東京電力福島原発事故から2年6カ月が過ぎましたが、思い起こすことは、福島原発事故で原子力発電所のある地元より遠く離れた山間部にある飯舘村は、海からの風向きによって最も放射能被害が大きくなったのです。

さて、志賀原発についてですが、当中能登町を考えたときに、年間に吹く風の3分の2以上の回数で風が志賀町の海岸から志賀町甘田地区の山合いを抜けて後山や花見月、瀬戸区にも及び能登地区に吹き抜けてきています。このような気象を想定すると他人事とは言っておれないのではないかと思います。

町として、これらの事情によりヨウ素剤の配布も考慮しなくてはならないのではないかと思います。どのような対応がされているのか。また、県からの指導により防災計画がどのように反映されているのかをご答弁お願いします。

また、前にも質問させていただきましたが、原発事故による災害時で避難輸送や避難の受け入れ先とされている津幡町との避難協定の締結、避難体制についての取り組みや、県の原子力防災計画を受け、町原子力防災計

画はどのようになっているのか、ご答弁お願いいたします。

○議長(岩井礼二議員) 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 南議員の町の原子力防災計画についての質問にお答えをいたします。

まず、1点目の安定ヨウ素剤の配布検討についてであります。ご承知のとおり石川県原子力防災計画の修正が行われ、安定ヨウ素剤の服用及び配布等について内容が盛り込まれたところでございます。このことを踏まえ、町の地域防災計画の原子力災害対策編においてもその内容を反映させることで進めております。

修正内容では、UPZ圏である当町管内での安定ヨウ素剤の配布及び服用の基準は、国がその必要性を判断をし、必要とされた場合には避難または屋内退避等の指示とあわせて安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示が出されることとなります。町では、その指示に基づいて災害対策本部により配布または服用を行うこととしております。

次に、2点目の津幡町との災害協定締結及び避難体制の取り組みについてであります。県の仲介をいただきまして、ご縁があり津幡町が緊急時の避難先となっております。その後の進捗としては、今月末に津幡町、中能登町の両町執行部で会合を行う予定をしております。

現在、津幡町において公共施設18カ所を避難施設として開放していただくことになっており、次回の会合では避難する地区別の割り振り案をお示ししたいと考えております。この割り振り案については、本年3月末に開催をした町防災会議において委員の皆様にお示しをし了解を得たもので、町原子力災害対策編の避難計画の資料として最終の調整を行っているところでもございます。

この避難計画についてはまだまだ詳細な部分を詰めていかなければなりません。町民

の皆様への周知については、計画が定まり次第、広報等で周知をしたいと考えております。また、11月16日には石川県原子力防災訓練が実施される予定となっており、本訓練の住民避難訓練ではこの避難計画に基づいた地区避難を実施をしたいと考えております。

ようやく原子力災害時の対応策も順を追って決まってきましたので、訓練終了後の落ちついた時点で津幡町との災害協定の締結について、先方の意思等もお聞きをしながら前向きに進めていきたいと考えておりますので、ご了解をお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 3番 南議員

○3番（南 昭榮議員） 中能登町の身近に志賀原発がありますが、福島原発のような被害のないことを祈っております。

次に入ります。

猛烈な豪雨災害による対策について。

100年に一度あると言われるような猛烈な豪雨被害対策について質問させていただきます。

山陽地方、中国地方や東北地方、北海道で大気の状態が不安定となり猛烈な雨が降り、気象庁は、これまで経験したことのないような大雨になっておるところがある。あわせて直ちに命を守る行動をとってほしいと発表して、最大級の警戒を呼びかけた大災害が各地で発生し、とうとい命や大切な土地、家屋などの財産を奪っています。

そこで、中能登町において1時間に100ミリを超える猛烈な雨を観測したときに測定するのが難しいと思いますが、次の3点について災害の規模と対策をお聞きいたします。

土砂崩れ、土石流の規模について、どれぐらいを想定していますか。

2番目、河川の増水による住宅の想定浸水被害について。

3点目、最も大切な命を守る住民の避難勧告の方策はどのようになっているのか。

3点について、町として考えている各対策

について示していただきたいと思っております。ご答弁をお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 質問にお答えをいたします。

まず1点目の土砂崩れ、土石流の規模の想定被害とその対策についてのご質問についてお答えをいたします。

現在、中能登町におきましては土砂災害が発生をした場合、町民の生命または身体に被害が生じるおそれがある土砂災害警戒区域が148カ所あります。また、その中でも建物が破損するなど住民に著しい危害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域118カ所が石川県から指定を受けていますが、その土砂災害の規模や被害については想定はされておられません。

しかし、町といたしましては土砂災害警戒情報が発表され次第、職員が危険箇所を巡回し、土砂災害が発生するおそれがある場合は当該地域の住民に対して速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令し、被害を最小限に食い止めたいと考えております。

また、警戒区域や避難場所など土砂災害における必要な情報を周知するため、町では平成21年度から土砂災害ハザードマップを順次作成し、町民の皆様にご配布をしております。現在、鳥屋地区及び鹿西地区の土砂災害ハザードマップを作成をしており、今年度で町内全地区のハザードマップが完成する予定であります。

今後、町民の皆様には、この土砂災害ハザードマップを参考にご家族で避難場所、非常時の持ち出し品、避難経路、避難時の心構え等、いま一度ご確認いただければと考えております。

次に、2点目の1時間に100ミリを超えるような雨を観測した際の河川の増水による住宅の想定浸水被害とその対策についてのご質問についてお答えをいたします。

中能登町では二級河川が7河川、普通河川が4河川あり、二級河川の二宮川流域のみが石川県から氾濫による浸水想定区域に指定をされております。

豪雨により二宮川が氾濫をした場合、二宮川沿いの約500世帯の住宅で50センチ未満から1メートル程度の浸水被害が想定されておりますことから、平成21年度に二宮川洪水ハザードマップを作成するとともに、関係住民にこのマップを配布し、指定避難施設等の情報の周知を図ったところであります。

町といたしましては、今後とも大雨洪水警報等が発表された際には職員によるパトロールを実施をし、河川が氾濫するおそれのある場合には被害を受けるおそれのある地区住民に対して速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、町民の生命や身体を災害から守るための措置を最優先に行いたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、土砂災害や洪水時には避難情報に注意をし、避難勧告や避難指示が出ましたら速やかに避難していただきますよう、また避難勧告等が出ていなくても危険を感じたら自主的に避難をしていただくようお願いをしたいと考えております。

最後に、避難勧告の方策につきましては、ここ最近の災害はこれまでの想定を超える災害が発生しており、その中でもゲリラ豪雨などの局地的な大雨による被害が全国各地で発生をしております。当町においても100ミリを超える過去に経験をしたことのないような大雨による災害がいつどこで発生するかわからない状況であり、その可能性も大いに考えられます。

このような被害を軽減するためにも、行政としては町民に対し迅速で確かな情報を周知する義務があります。このことから情報をあらゆる手段で入手することが重要と考えております。

その方法としては、J—ALERTシステ

ムや気象庁防災気象情報、また県防災総合システム、さらに県河川総合情報システムや県土砂災害情報システム等の情報を入念にチェックするなど、常に担当課のほうで最新の情報を入手する体制をとっております。また、防災行政無線または音声告知端末機器で避難準備情報や避難勧告、また避難指示といった発令をいつでも発信できる体制としております。

数日前の8月30日には気象庁から特別警報の基準が新たに設けられたとの発表もありましたが、行政側の発令が一刻もおくれないように常に使命感を持ち対応に当たってまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 3番 南議員

○3番（南 昭榮議員） 安全・安心で住んでよかったと思うまちづくりをお願いして、質問を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 続いて、2番 笹川広美議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問いたします。

1つ目の質問、災害時の要援護者対策についてお聞きいたします。

災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法がさきの通常国会で成立をいたしました。これまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化されました。また、避難支援の取り組みは自治体側の入念な準備にかかっており、災害時に地域で高齢者や障害者を支える体制の整備が求められます。

東日本大震災では個人情報保護の観点から名簿情報の外部提供が進まず、効率的な支援ができませんでした。また、避難所運営など従来の防災対策に女性、高齢者、障害者などの視点が反映されていなかったことが浮き彫りになりました。

まず避難支援では、名簿作成、名簿情報の関係者への提供、避難のための一人一人の障害に配慮した多様な手段を用いた情報伝達、具体的な避難方法等についての個別計画の策定と訓練、点検などが取り組み指針とされており。また、避難所の整備・運営では、避難所運営準備会議の設置、福祉避難所の整備、備蓄品の検討としてアレルギー対応ミルクなどアレルギーに留意した非常食、紙おむつ、生理用品などの備蓄、障害者等にもわかりやすい避難所の周知、誰でも立ち上げられる運営手引の作成、多様なニーズに応える相談窓口の設置などが取り組み指針とされています。

そこで今回の改正に基づき、現在、当町の避難支援、また避難所の整備・運営の取り組みはどのようになっているのか、あるいは今後どのように対応されるのかをお聞かせ願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 笹川議員の災害時の要援護者対策での避難支援並びに避難所の整備・運営についてのご質問にお答えをいたします。

さきの東日本大震災では、死亡された被災者のうち65歳以上の高齢者が約6割を占め、しかも障害者は被災者全体の2倍の死亡率となり、また消防士など多数の支援者も犠牲となった教訓を踏まえ、国では本年6月17日の国会で災害対策基本法の一部を改正する法律が可決、成立をし、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援の指針が打ち出されました。

主な改正は、市町村での避難行動要支援者名簿の作成義務化と本人の同意を得た関係機関への情報提供、また災害発生時には本人の同意有無にかかわらず名簿情報を支援関係者に提供できるものとし、個人情報守秘義務を課すための必要な漏えい防止策を講じることや避難行動の支援のための個別計画の策

定がうたわれています。

現在、町では高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが困難な356名の方々を災害時要援護者台帳に登録をし、区長さんや町内会長、民生委員や消防署などの関係者に情報を提供して万が一の備えをしておりますが、名簿登載者は本人申請の手上げ方式によるため対象となる方全員ではございません。

今回の災害対策基本法の一部改正に伴い、現在の災害時要援護者台帳の見直しを進め、地区民生委員の方々が独自で調査をし作成をされております地域見守りマップも広く活用しながら名簿に登載されていない町内での避難困難者も把握し、より具体的できめ細かな避難行動要支援者名簿の整備を早急に進め、関係団体への情報提供と災害時における安否確認や避難の呼びかけに役立てたいと思っております。

また、介護度や障害度の区分に応じた情報の伝達方法や避難方法なども検討し、町での防災訓練などを通じて地域の皆さんと連携をした災害時の支援体制の充実を図りたいと思います。

災害時では、的確な情報の確認、伝達とスピーディな支援活動は必要不可欠であり、行政側だけの対応ではまだまだ不十分なことから、地区の自主防災組織はもとより民間企業や各種団体、さらには地域住民の協力のもと、共助の力を結集した対応が必要になってまいりますので、今後は実効性のある的確な避難訓練を実践をし、それぞれの地域での避難活動の取り組みにつなげていきたいと考えております。

次に、避難所の整備・運営についてのご質問にお答えをいたします。

大規模災害での避難所の果たす役割は大きく、東日本大震災時の避難所状況からもさまざまな工夫や配慮が必要であり、特に災害時要支援者への対策や女性の視点からの対策については大変重要であると認識をいたしてお

ります。

そうした中、町といたしましては、これまで避難所の整備としてプライバシーを守るための資機材や毛布、マットなどの生活必需品を中能登中学校の防災備蓄倉庫に配備をしたほか、ブルーシートなどの資機材もあわせて配備をしたところでございます。また、備蓄物資として町内3カ所に非常食や飲料水などをそれぞれ保管をし、迅速に配給できるよう適正に管理をしているところでもあります。

しかし、生活日用品や衛生用品については種類も多く、管理面から考えても備蓄が困難なため、現在、協定を取り交わしている民間の企業の支援協力により確保することとしております。

次に、避難所の運営としては、昨年を実施をしました町総合防災訓練において住民避難の受け付けや避難所の開設運営訓練を実施しており、役場職員あるいは自主防災組織、さらに防災士が連携を図り実効性のある訓練の中で避難所運営に関する知識を取得をしたところであります。

また、現在において避難所運営マニュアルを作成している段階であり、東日本大震災の被災地で活動支援を行ってきた保健師の健康管理、相談などの経験も反映させ、特に女性被災者への対応策や災害時要援護者への配慮といった内容を盛り込んでいきたいと考えております。

今後とも必要性を重視した整備を行うなど柔軟な対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岩井礼二議員） 2番 笹川議員

○2番（笹川広美議員） あの東日本大震災からきょう9月11日で2年半を迎えます。死者1万5,883人、行方不明者2,654人という未曾有の被害をもたらしました。そしてこの大震災では、先ほど町長も述べられましたが、65歳以上の高齢者の死亡率が約6割、障害者の死亡率は被災住民の死亡率の約2倍となり

ました。

要援護者が避難に必要な情報が届かなかった、避難すべきかどうかを判断することができなかった、必要な避難支援を受けられなかったなどで多くの命が失われました。また、援助に当たった消防団員、民生委員等の支援者が避難することの説得に時間がかかったことで多くの犠牲となりました。さらに地震や津波から逃れながらも発災直後の安否確認がなされなかった、避難所で要援護者が必要とする生活環境が確保されなかった、他の避難者との関係から避難所に行くことができず、ライフラインの供給がとまった中、必要な支援や情報提供がなされないまま在宅での生活を余儀なくされたことなどが生じました。

今回の要援護者対策が何よりも一人一人の命を守る対策として生かされるためには、まず支援が必要な人を明確に把握をする、また支援者へ適切な研修を行う、そして平時より支援者と要援護者が具体的な避難対策の共通認識を持ち合うことが大切だと思われま。ぜひ積極的な推進をしていただきたいと思います。この点に関して、もう一度町の対応をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬参事兼住民福祉課長

〔広瀬康雄参事兼住民福祉課長登壇〕

○広瀬康雄参事兼住民福祉課長 笹川議員の再質問にお答えをいたします。

町長も答弁いたしましたように、本年、法律が変わりまして、現在それに基づいて地域防災計画にもそのことをうたって初めて実効性があるものというふうに思っております。

そういうことで、災害時の要支援者台帳の整備を一日も早く整備することがこれからの災害に対しての備えになるものというふうに思っておりますので、民生委員を含めた関係者、地域の見守りの中心となっている方々を中心に今後とも話をしながら名簿作成について、また障害を持っている方、そういう方々

の個別計画についてもこれから立てていかなくてはならないというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 2番 笹川議員

○2番（笹川広美議員） よろしく願いいたします。

昨今、頻発する大地震とともに異常気象をもたらす猛暑、豪雨、竜巻などによって日本各地が経験したことのない大きな災害に脅かされております。大変不安な時代となっております。中でも災害弱者の方々は大きな不安を抱えておられることと思われまます。高齢化に伴い、支援を必要とする人はますます増加してまいります。災害時の要援護者対策は高齢化社会の重要課題であります。懸命な対策をよろしく願いをいたします。

それでは2つ目の質問、子供の医療体制について質問いたします。

当町では7月より町診療所において小児科外来がスタートしております。これまで町内に小児科の病院ができないかとの声を耳にしてきました。大変喜ばしいことであります。ぜひ多くの方が利用できるように広報し、利便性も図っていただきたいと思います。

まだスタート間もないわけですが、子育て世帯が町に小児科があって安心だと実感できるような受診環境が大切かと思われまます。町としての取り組みをお聞かせください。

また現在、中能登では中学生までの医療費が無料です。県下でも中能登は子供を大切にしている町だと、とても誇らしい子育て支援制度であります。現在の制度では、かかった医療費は一旦病院窓口で支払います。還付手続をして初めて、かかった医療費が町から支払われることとなります。手続には役場窓口に申請書と領収書を提出する必要があります。無料なら窓口支払いの必要がなくなるのが一番望ましいことであります。今のところ県下では難しいとのことですが、今後の実現に向け、子育て先進地の中能登町として、ぜ

ひ杉本町長、関係機関へ働きかけていただきたいと思います。

そこで、少しでも還付手続の利便性は図れないでしょうか。例えば改めて還付のための申請書を取り寄せたり、申請まで領収書をとっておく必要がないよう受診した病院の窓口で申請、手続は済ませてしまいます。県下でも幾つかの自治体で取り組み、小さな子供を持つ親御さんに好評だと聞いています。当町でも還付手続の利便性を図り、子育て支援を向上させていただきたいと思われまます。

以上、小児科受診環境の充実への取り組みと子供医療費還付手続の利便性への取り組みについて答弁を求めまます。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 小児科の受診環境の充実についてのご質問にお答えをいたします。

中能登町に小児科の医療機関がない中、ことしの7月3日から鳥屋診療所で小児科専門医による診療がスタートいたしております。診療体制としては、恵寿総合病院の小児科医が毎週水曜日と金曜日の午前中、小児の診療のほか予防接種及び乳児健診を行っていただいております。受診された実績人数は、7月は21名、8月は29名と聞いております。

鳥屋診療所は、昭和63年に鳥屋町から恵寿総合病院に移管後、平成11年3月に現在の診療所が新しく建設をされ、地域医療の充実に貢献をしていただいております。今回のスタートに当たり、ポスターを町内の保育園、保健センターなどに掲示をするとともに広報などで周知をいたしております。

今後、中能登町といたしましても、鳥屋診療所と連携をとりながら町の宝である子供の健康管理につなげていきたいと思っております。

次に、子供医療費還付手続の利便性への取り組みについての質問にお答えをいたします。

中能登町には、医療保険適用の医療費につ

いて義務教育終了までの自己負担を償還払いとし実質無料化する乳幼児、児童及び生徒養育医療費助成制度があります。石川県でも子供の医療費を完全に無料化しているのは中能登町を含めて6市町あります。残りの13市町においては、自己負担額から1カ月1人当たり500円から1,000円を控除した金額を助成しております。

中能登町の助成制度は、今笹川議員も言われましたけれども、県内においても他市町に誇れる子育てに優しいまちづくりに沿った制度であると思っております。現在、申請者の受付は鳥屋、鹿島、鹿西の3庁舎及び保健センターすくすくの4カ所で受け付けをしており、年間約5,000件程度の申請があります。

笹川議員の質問にもありましたが、県内では個人負担の一部を受給者に求めている金沢市、輪島市、能登町において市町の指定する医療機関のみで自己負担分を自動還付する自動償還制度を実施しております。この場合には国保連合会と医療機関等に、医療機関及び調剤薬局当たり1カ月合わせて80円から130円程度の事務手数料を支払いする必要があります。

中能登町におきましては試算したところ、自動還付制度を実施した場合、約300万円程度の手数料が発生することが予想されます。さらに医療機関等の事務負担もふえることから、全ての医療機関や調剤薬局の協力を得てこそ手続の簡素化が図られると考えておりますので、今すぐ実施することは少し難しいかなと、そんな考えを持っております。

いずれにいたしましても、中能登町におきましては、同一医療圏内である七尾市と連携をとりながら、七尾市医師会、関係機関等の協力をいただきまして、先進地の事例を参考にしながら申請をしやすい環境づくりに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 2番 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 難しいというお話ですが、ぜひ今後の検討課題として、またしっかりと町として対応していただきたいと願っております。

それでは最後の質問、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるための認知症対策についてお聞きいたします。

全国の65歳以上の高齢者は2011年時点で3,079万人、そのうち認知症の人は462万人、認知症になる可能性がある軽度認知障害の人は400万人に及びます。認知症にかかる可能性は年齢とともに高まるため、さらにふえるものと予想されています。患者がふえ施設が不足し、在宅の患者はさらにふえることとなります。認知症になると記憶力や判断力が低下し、社会生活に支障を来します。徘徊や攻撃的な行動でトラブルを起こす場合もあります。家族の精神的、身体的な負担は大変大きなものがあります。今後、患者と家族が安心して暮らせる環境整備は喫緊の課題です。

中能登町では平成24年度の要介護認定者が1,116人です。介護保険制度がスタートした平成12年度の2倍以上であります。介護が必要になった原因は、認知症3割、脳血管疾患2割で要介護者の半分を占めています。認知症のほとんどはアルツハイマー型です。これは誰にでも起こり得る脳の病気です。薬で進行をおくらせることができ、早く治療を開始すれば健康な時間を長く過ごせます。病気が理解できる時点で受診をし、少しずつ理解を深めていけば生活上の障害を軽減できます。その後のトラブルを減らすことも可能です。そのためには早期発見、早期治療が何よりも大切なのです。

教育民生常任委員会では、認知症対策の先進地である鳥取県琴浦町に7月、視察研修に行っていました。琴浦町では、まず認知症対策委員会を設置しております。専門医、家族の会、民生委員、商工会、警察、教育委員会、女性団体、そして高齢者クラブ等福祉

関係機関を初め地域の各種団体の代表で構成され、年2回、認知症対策を町の最重要課題と考え、その方向性を決定する会です。行政には見えていないどんな問題があるのか、認知症でお困りのことはありませんかと率直に話し合う場になっています。

そして琴浦町では、認知症の理解と早期発見のための教室を各地域に出向き町の全域で開催しています。この教室では必ず専門家によるミニ講演が行われます。専門家の話を直接聞けることが住民の参加を促し、認知症に対する理解を深めています。講演後は、タッチパネル式コンピュータを使って物忘れスクリーニング検査を行います。検査時間は4分程度で受診者の負担が少なく、信頼性が高い脳の健康チェックが手軽にできます。講演で理解を深めた直後ということではほとんどの方が受診を希望されます。中能登でも毎年ラピアで開催される福祉のつどいで認知症チェックコーナーを設け、このタッチパネルが活用されているとのこと。受診者の拡大が期待されます。

琴浦町では平成16年度から延べ約3,600人が参加しています。この検査の結果、二次検査の必要な人にはもう一度詳しい検査をさせていただきますとのチラシを渡し、タッチパネル式TDAS検査の受診を促します。TDAS検査終了後、専門医による検診を受け、軽度認知障害が見られる人には認知症予防教室への参加を促し、認知症の疑いがあると見られる人には専門医療機関への紹介状を交付します。早期発見、早期治療のための明確な取り組み体制が構築されています。

琴浦町の認知症対策では年間23人分、2,361万円の費用削減効果が出ています。一見健康に暮らしていると思われる人の中から認知症の人を早期に発見する琴浦町方式は大変有効なものです。本年、金沢市でも物忘れ健康診査を特定健診とあわせて実施が始まりました。

また、琴浦町では徘徊模擬訓練を通し、認知症の人やその家族を温かく見守り支えるまちづくりをされています。この訓練によって、1つは徘徊している人への気づきの目を養います。気づくためには認知症について正しい理解が必要になります。2つには、気がかりな高齢者へ勇気を持って声かけができるようにします。その際、どうされましたか、どちらへ行かれますかなど優しく声をかけることが望ましい声かけであることを学びます。3つには、安心して徘徊できる町を目指して関係者が連携をし、正確、迅速な情報の収集と伝達ができる地域のネットワーク力を育みます。それが「あったか琴浦♥徘徊あんしんネット」です。誰もが認知症について学び理解を深めることは、患者やその家族の大きな支えにつながります。

そこで中能登町における認知症対策について、以下3点にわたりお聞きいたします。

1点目は、当町における認知症対策委員会の設置についてご所見をお聞かせください。

2点目は、今後の啓発と早期発見の取り組みについてお聞かせください。

3点目は、認知症の人やその家族に対する支援対策の取り組みをお聞かせください。

以上3点について答弁を求めます。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 対策委員会の設置についてのご質問にお答えをいたします。

当町における要介護認定申請者の原因疾患の第1位が認知症で27.6%、第2位が脳血管疾患で22.0%となっており、その対策の必要性は十分認識をしております。

現在、当町には対策委員会は設置されておりませんが、個別のケースに対して関係者が集まり、対応策についてその都度協議を行っております。しかしながら、今後もふえると予想される認知症の方々が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、その基本的な方向性を決定することは必要と考えております。

また、平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画の中にもその対策について盛り込む予定にしております。来年度は計画の策定年度に当たり、計画策定委員会を立ち上げてその内容を検討していただくこととなっております。認知症対策に係る方向性についてはその中で協議をしてもらいたいと考えております。

次に、啓発と早期発見の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

現在、町としては認知症の理解を深めるために普及啓発を重点的に行っております。平成22年度より毎年開催をしております地域支え合いフォーラムでは認知症講演会を行っており、毎年約200名を超える町民の方が参加をされ、認知症に対する理解を深めていただいております。今年度は、この10月26日にラピア鹿島で開催することになっております。

また、通年で認知症サポーター養成講座を開催しております。この認知症サポーターとは、認知症の正しい知識や理解を持ち、認知症の人や家族を支援する人のことであります。講座を受講することで誰でも認知症サポーターになることができます。この認知症サポーターを地域で多くふやしていくことで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりにつなげていこうという目的がございます。現在、町では510名の認知症サポーターがおります。今後も講座の開催により一人でも多くのサポーターをふやしていこうと考えております。

早期発見の取り組みにつきましては、まず認知症二段階方式テストによる個別相談を高齢者サロン等で行い、認知症予防のための生活アドバイスや必要に応じて医療機関への受診を勧めております。同じく先ほど議員の説明にもあったように、町福祉のつどいでは、認知症相談コーナーを設け、物忘れ相談プログラムを用いた早期発見テストを行い、その結果に基づき助言、指導や受診勧奨等を行っ

ております。

認知症は早期発見と早期対応が重要であり、今後も関係機関等と連携をしながら取り組んでいきたいと思っております。

最後に、支援対策についての質問にお答えをいたします。

当町においてもこれまでもさまざまな方策を講じてきており、来年度にはミニ特養と小規模多機能型居宅介護施設を1施設ずつ整備する予定にしております。しかし、施設入所には限りがあるため、地域における見守りが不可欠であります。

現在、認知症高齢者を取り巻く見守りの状況は、公共的なものとしては医療制度、住民健診、福祉対策、介護保険などの制度があります。一方、非公共的なものとしては親族・親戚、民生児童委員や区長さんなどで組織をする地域福祉推進チーム、地域、事業者などがあります。

このように幾重にも見守りを行っておりますが、在宅の認知症高齢者を地域で支えていくためにはその範囲の拡大と各機関との連携強化が必要となってきております。今後とも認知症に関する普及啓蒙を図っていくとともに、そのネットワーク化にさらに取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 2番 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 政府は認知症高齢者を社会全体で支える体制をつくるため、関係11府省庁に情報を共有する連絡会議の設置を発表いたしました。高齢化に伴い認知症の疑いがある人の交通事故や悪徳商法の被害、相続上のトラブルなど多岐にわたる問題が発生しています。詐欺など犯罪に巻き込まれないよう振り込め詐欺対策、財産を保護する成年後見人制度の推進、認知症の高齢者も利用しやすい交通機関の整備を推進、そして免許を手放しても外出しやすい環境を創出し交通

事故の減少を目指します。患者やその家族が安心して暮らせる環境をどのように構築するのか、国を挙げた対策が急がれます。そして、住みなれた地域でどうしたら高齢者が安心して暮らしていけるのか、中能登町でも対策委員会などを通し、常に地域住民の声を聞きながら模索をし、地域の実情に対応した中能登方式の対策を構築していただきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（岩井礼二議員） ここで、昼食のため休憩とします。再開は1時30分とします。

午後0時03分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、12番 坂井幸雄議員

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員） 2点ばかり質問させていただきます。

最初に学校関係でございますが、学校関係と地域防災に関して、2点質問させていただきます。

最初に学校関係についてです。

中能登中学校が開校され、それに伴い通学の範囲が広くなり、スクールバス、公共交通を利用しておる人や徒歩、また自転車で通学している人が往々にあります。通学の方法はご家族、本人、友達などと相談の上、自己判断で登校をしております。町では、通学に対してできるだけの歩道並びに道幅の整備を行っております。

それで安全教育の指針から、自転車通学に対して自転車保険などがあるのかどうか、どのようになっておるのか、お伺ひいたします。

最近、都会のことだと思ふんですけれども、ここ10年で2.5%から15.6%事故が起きております。それにあわせて保険は大切かと

思ふんですけれども、この点に関してお知らせ願ひたいと思ひます。

2点目ですが、学校教育の関係でありまして、先ほど南議員さんは原子力防災について話されておりましたが、私は児童生徒についての話でございます。

県教育委員会は学校安全指針の見直しということで、避難計画などは町と事前に策定して災害本部の指示に従うということとなっております。また、災害本部は県の指導で連携してやっておると思われまふ。災害時には児童生徒の手配した車両などがたくさんいるわけでございますが、その点、中能登町小学校、中学校、どのような輸送方法をとられるか、お伺ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほど学校関係について2つのご質問をいただきました。

まず1番目ですけれども、中学生の自転車保険についてでありました。

中学生の自転車通学は町内の全地域で認めております。また、自転車保険につきましては一般の保険会社に各自の判断で加入することになっております。現在のところ、自転車通学をしている生徒の96%の生徒が任意で団体の自転車保険に入っている状況です。

今ほど言われましたけれども、近年、自転車事故により高額な損害賠償を求められるケースが少なくありません。ご家族のほうでもよく相談されて安全な形で、できるものなら保険に加入をしていただければなというように思っております。

自転車はもちろん当然のことですけれども道路交通法で定められました車両の一つでありまして、分類上は軽車両ということになっております。乗る際は道路交通法のさまざまな規則を守って走行しなければなりません。児童生徒には、ルールやマナー、さらには自

分の行動によって生じます法的な責任につきましてきちんと理解をさせて乗せなければなりません。交通安全はみんなの願いであります。学校においても家庭においても、交通安全については事故の事例等も話ししながら折に触れてしっかりと指導していくように教育委員会としても働きかけていきたいなというように思っています。

なお、町内の小中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えまして、中能登町教育委員会と独立行政法人日本スポーツ振興センターが災害共済給付契約を結んでおりまして、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合には治療費や見舞金の給付を行っています。もちろん通常の経路及び方法による通学中の災害も対象となっているところです。全ての児童生徒が加入しておりまして、共済掛金は保護者と町が2分の1ずつ負担をしているところです。

それから2番目の原発30キロ圏内における公立学校の安全指針の見直しに関して、その重点事項は一体何なのかというご質問でありました。

石川県のほうでは、平成14年3月に策定されました石川の学校安全管理指針をもとにこれまで安全教育の推進に努めてまいりました。その後、国、そして文部科学省の方針を受けまして改訂作業が行われていましたけれども、平成23年3月に発生した東日本大震災では津波による甚大な被害が引き起こされることによりまして改めて避難訓練等の重要性について見直しがされ、平成23年8月に石川の学校安全指針（暫定版）が作成されております。そしてことしの8月、さらにこの指針の改訂が行われたところです。

これは国の防災基本計画や県の地域防災計画の見直しを踏まえ、また文部科学省から平成24年3月に発刊された学校防災マニュアル作成の手引き、また平成25年3月に発刊された学校防災のための参考資料「生きる力」を

育む防災教育の展開を参考にして見直しされたものです。

町の教育委員会では、9月4日の会議において学校の原子力災害への対応を中心に協議を行いました。ことし3月に作成されました町地域防災計画の原子力災害対策編では、生徒たちの保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう学校安全指針に基づき避難計画を策定するよう明記されております。

また、今回の県の石川の学校安全指針でも原子力災害時における児童生徒への引き渡しに関するルールを定めることが明記されるとともに、登校中、授業中、校外活動中、また休日、夜間、場面に応じた原子力災害への対応も明記されております。

非常に大きな問題ですし、私たちも参考資料を見ておっても非常に分厚いものばかりでありまして、町の防災担当また学校関係者、教育委員会が検討会を開きまして、そして原子力災害時における児童生徒への引き渡しに関するルールとか町との情報伝達の方法、避難先、避難手段等について何遍も検討しながら決めていかなければならんなどというように思っています。そういう検討会を持ちまして、それぞれの学校が持っております学校管理運営計画に計画を記載していきたいなというように思っているところです。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 12番 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 1点目の自転車通学ではいろいろと保険がかかっているということでありまして、できるだけ利用がないことを大いに願います。

それと、先ほどの教育委員会の30キロ圏内のあれば、大きなつづりをあけることのないよう望んでおります。

以上です。

その次に、地域防災計画についてでございます。

この時期、先般のゲリラ豪雨やら竜巻やら熱中症やらいろいろとたくさんの方が起こっております。私のみならず議員の皆様方もそのことに関して憂慮されておるわけでございます。

それで一つだけ、最初の1番目は、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方の自然災害時の要支援ということは先ほど笹川議員さんのご質問と同じでありますので、これは終わらせていただきます。

次に、2番目の9月1日の防災の日の自衛消防隊訓練大会においてであります、あったのかどうかわかりませんが、このことに関してお聞きしたいと思います。

3点目ですが、自然災害に備えて防災士の連絡を密にするための自主防災組織はどのようになっているか。また、何名の防災士がいるか、お聞かせ願いたいと思います。

2番からよろしく申し上げます。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 坂井議員の地域防災に関する質問にお答えをいたします。

自衛消防隊訓練大会の出場隊についての質問にお答えをいたします。

本大会は毎年9月1日に七尾消防訓練場で開催をされておりますが、ことしについてはさきの大雨による被害が各地で発生したことや台風の影響が予想されたために中止となりました。

ここ数年間の参加出場隊につきましては、男子隊においては肥田電器自衛消防隊、そして鹿寿苑自衛消防隊、そして中能登町役場自衛消防隊が参加をいたしております。また、女子隊では鳥屋女性防火クラブ、鹿西女性防火クラブ、鹿寿苑自衛消防隊、そして中能登町の役場自衛消防隊が参加をいたしております。

地域や職場の防火活動に生かせる訓練でありますので、企業の皆さんの積極的な参加を

望んでいるところでございます。

ことしはたまたまありませんでしたけれども、昨年度は男女とも中能登町が優勝をいたしております。ことしも連覇を目指しておったんですけれども、大変残念ながらなかったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、防災士事務連絡会の開催及び防災士の人数についてのご質問にお答えをいたします。

まず先に防災士の人数であります、現在、町が育成をした方が24名、自主取得者が9名であり、合わせて33名の方が地域の防災士として活動をされております。

ご質問の事務連絡会の開催についてであります、防災士の役割は、地区の自主防災組織と連携をとりながら災害時の初動対応等を行っていただくことが大変重要な役割とされております。きょう現在33名の方が防災士の資格をお持ちですが、防災士個々の知識の向上や情報共有が図れる場が必要であるとも考えられます。

しかし町では、防災士育成計画の中で各地区1名を目標として掲げていることから、目標が達成する時期に合わせて連絡協議会を設置できればと考えていますので、よろしくお願いをいたします。

当面は、防災士の知識と技術を高いレベルで維持をしていただくためのフォローアップ研修への参加などを県とともに促していくなどの対応をさせていただきたいと考えております。

今後とも防災士の皆さんのお力をおかりして地域の防災、減災に向けた取り組みを行ってまいりたい、そう思っておりますので、ご協力のほどまたよろしく願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 12番 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 先ほど自然災害の訓練大会でございますが、もう少し企業の参加を促してはどうかということでございま

す。毎年見ていると同じメンバーの方々の大会になるような感じしますので、メンバーが入れかわったほうが災害に対する対応が多くなるかと思うんですけれども、その点、福祉関係とメンバーの入れかえなどを広く当てるためにはそうしてほしいと思うんですけれども。

その次に、先ほどの防災士の話ですけれども、ある総会で知事さんが現在は2012年のときには1,500の防災士さんがおいでということで、5年後の2017年では3,000人を目指しているということでございました。先ほど町長が言われた1集落に1名ということでありましたら、それでも結構ですけれども、できるだけ1人の防災士では連携がとれないので、せめて集落で2人の防災士さんを養成すればどうかということではありますが、この点前向きな考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 自衛消防隊につきましても各企業へ出場をお願いをしているところでありまして、これからもお願いをしていくつもりでございますし、役場にいたしましてはメンバーをかえて若い、そしてまた年寄り——年寄りといってもそんなすごい年寄りではありませんけれども、そんな方々ともかわりながら出場をいたしております。

また防災士につきましても、毎年4名、5名ぐらいの方々が受験をされまして、町も半分、予算もお願いをしているように受けていただいております。

44名というのは1つの集落に1人ずつということでもありますけれども、これに限ることではなしに、できるだけ多くのこれからも方々に防災士に挑戦をしていただいて、地域のために、また町の安心・安全のために頑張ってください、そんな思いでございます。

○議長（岩井礼二議員） 12番 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） これで終わります。

ただ一つだけ、思いですけれども、最近の季節が大変複雑になっております。それで、役場の職員の新人研修で普通救命士の講習を積極的に推し進めてはどうかということがあります。職員は公僕でありますので、ありとあらゆることに対面することがありますので、そのことに関してひとつ考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。答弁はいいです。

終わります。

○議長（岩井礼二議員） 続きまして、1番 山本孝司議員

〔1番（山本孝司議員）登壇〕

○1番（山本孝司議員） それでは、通告に従いまして本日3点について質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、防災協定について。

昨年11月9日におきまして、当町、中能登町鳥屋庁舎社会福祉センターにおきまして、中能登町、三重県紀宝町、両町の執行部並びに議会議員が立ち会う中で災害時相互応援協定が締結されました。この協定は、いずれかの町に非常災害が起きた場合に助け合うというものだったと思います。物資や資機材の供給、職員の派遣等も含まれた内容だったと思うんですが、そんな中、紀宝町とはこれまでお互いの町を視察訪問したり互いの地域イベントで特産品を販売したりするなどして相互交流を続けて現在いるかというふうに思います。私としては、このような交流はもっともっと盛んになっていけばいいのかなというふうに思っています。

そんな中、協定式では杉本町長は、近隣市町の場合だと大規模災害時に共倒れになるから日本海側と太平洋側に離れた両町の協定を結ぶことは意義のあること、また少し遠い距離だが互いに助け合える関係を築きたいなど

とも言うておられたと思います。

そこで、午前中の答弁の中にも、また皆さん議員の質問の中にも話ありましたけれども、今、全国的に非常に過去にない自然災害がただただ起こっています。ゲリラ豪雨、土砂災害、竜巻等などあります中で。

そこで、そういった普通の交流はじゃんじゃんしていると思うんですが、一番肝心の災害時の協定を結んだ以降、今後、紀宝町とはどういった訓練等、また何かそういったやることを町長としては考えておられるのか。町長はこういう災害というか、こういう訓練の中でいつも言うておられます。災害はいつやってくるかわからないといったことで、今すぐ来るか、あした来るかわからない中で、連携を密にして考えていかなければならないと思うんですが、今後何かそういった訓練など考えておられるのか、答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 山本議員の防災協定についての質問にお答えをいたします。

今お話もありましたように、昨年11月に町議会の立ち会いのもと、三重県紀宝町と災害時相互応援協定を締結をしたことは、お互いの町にとって災害に強いまちづくりとして発展する大事な協定であったと思っております。

当町での被害想定は先ほどの南議員の質問で答弁をしておりますが、紀宝町側では台風の通過が多く、その影響による大雨、強風被害が頻繁に発生をしており、また南海トラフ地震が懸念され、津波被害の想定もされております。

協定後においては、具体的な計画として明確には定めてはおりませんが、まずお互いの行政面、そして地域性、そして地理的なことを知っておくことが必要であるためにさまざまな方面で交流を進めており、情報交換等を交えながら最終的には協定の目的であ

る災害時の応援体制が確実に実行できるよう体制づくりを目指しております。その機会として、先月には紀宝町の消防団の団長さん、また副団長さんが当町を訪れまして消防団との交流会を行ったところでもあり、またお互いの応援に関する内容の取り決めもしております。

この災害時の相互応援協定がよりよいものとなり、お互いの地域住民の生命と財産を確保することができ、微力ながら役立つような協定にしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 1番 山本議員

○1番（山本孝司議員） 大体ことしも、私もいましたけれども町祭には向こう側の消防団も来られていろいろな意見交換をされたというふうにも聞いております。ただ、今の答弁もありましたけれども、でも私たちは、先ほどから何回も言うておりますように、いつ起こるかわからない。あつてからでは遅いこともただただあるかと思えます。私としては町のことも大事ですけれども、協定を結んだ以上は常に紀宝町の災害時のときの情報というものは気にかけておらなければならないのかなというふうにも感じております。

その中で、今説明の中にありました地域性によっては災害時の内容が若干違うかなというふうにも思いますけれども、そういった情報といいますか、密に連絡、情報交換していなければ、ここにおける例えば大雨が降ったと。ここら辺ではここら辺の対応をしますけれども、あつち行ったら全く役に立たないんだというようなこともありますので、今後また多分職員の派遣という面もあるかと思えます。

その中で私思っているのは、私もこの協定を結ぶ前に、どんな町かわからんところというようなことも発言したこともあります。その中で職員派遣という形で、災害時に派遣されるという可能性のある職員には現地へ行っ

て視察、現地の職員と情報交換というのも現場で話しすることも必要だと思うんですが、今後そういった職員の現地訪問、視察などを考えておられるのかどうか、そのところを答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、山本議員の言われることはもともとでありまして、その先には中能登町の消防の方も行ってあの地域を見たり、またお話も聞いたりしておりますし、今お話もあったように今回は消防の団長さん、副団長さんも来ていただいて実際に中能登消防署においていろんな専門家というか、そんな立場からも意見交換もされたということでございます。また10月には紀宝町の町祭がありまして招待もされておるわけでありましてけれども、ちょうど中能登町の敬老会と日が重なりまして私は行けんわけでありましてけれども、小山副町長を長といたしましていろんな方々、そういう中で今の災害担当の職員も一緒に行っているいろんなお話もしてくればいいな、そう思っておりますし、これからももっと具体的にいろんな事案を出しながら、それらについてもすぐ行動できるような、そんな体制もつくってまいりたい、そう思っております。

○議長（岩井礼二議員） 1番 山本議員

○1番（山本孝司議員） 何事も現場を知ることとは力強いことだと思いますので、ぜひぜひ関係する担当者は現地視察を極力町長も進めていただければなというふうに思います。

先ほど話の中にもありましたけれども、南海トラフ大地震ですか、今騒がれております。30年以内にほぼ確率的には50%近くはあるという想像もつかない大地震だというふうにも報道されております。その中でちらっと調べたところ、紀宝町も津波が結構、パソコンでネットで見ると隣接する熊野市でしたか、そこでも津波高が20メートル近く来ると

というような、私たちには考えられない数字だと思いますけれども、そういった面で私たちがどこまでもし災害があったとき支援できるのかということも早急に連絡を密にとりながらいくべきではないのかなというふうにも思っております。

そこでもう一回確認なんですけれども、紀宝町と例えば年に1回、合同で訓練みたいなことは現時点では考えておられるのか。例えば1年置きにあっちの現地へ行ったりこっち来たりというようなことだとか、そういうような訓練等、町挙げての訓練というものは考えているのか考えていないのか、答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今のところ具体的にはお話ししておりませんが、紀宝町の方々、太平洋側の南海トラフというものにかなり神経をとがらせておいでまして、紀宝町だけできなしに周辺の市町の方々はずいぶん裏日本の方々とのそういう災害協定を結びたいというようなお話をされている市長さんや町長さんが多いことは現実であります。

中能登町といたしましても、縁あって紀宝町と災害協定も結ぶことができましたし、大変頼りにされておることも現実でありますので、今お話のあったように具体的な行動をこれから1年置きになるのか毎年になるのかは別にいたしましてとっていききたい、そう思います。

○議長（岩井礼二議員） 1番 山本議員

○1番（山本孝司議員） ぜひぜひこれに関しては、いつ起こるかかわからない、安心・安全といいますか、人命、財産ということにかかわってきますので、ぜひ積極的に速やかにしていただきたいというふうに思います。

もう1点、中学校も4月に開校した中で、たしか中学校も災害時の避難の關係の施設だと思います。また今後できる道の駅も災害時の拠点というふうなことにもなっているかと

思うんですけども、ちなみにもし紀宝町に大地震が起きまして、もし紀宝町の町民を中能登町で何人か引き受けるというような形になった場合、中学校でなくてもいいんですけども、うちの町で大体何人ほどの人たちが引き受け可能というようなことの想定というか、そういうものを行っているのかいないのか、そのところをちょっと答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 具体的には、1万2,000ほどの町でありますから、全員来られるのかどうかそういうことはわかりませんが、今ある学校、そういうようなところを全て開放すれば今の紀宝町の方全員来て対応はできると思います。今ちょうど津幡といろんな、これは原子力でありますけれども、そういう中での津幡へ行く、そういう中で18施設で大体この町の人口がそこで何とかなるというような、そういうことから鑑みれば大体対応はできるのでないかなと。

できるだけないように、南海トラフと言われるそれらが起こらないようにお祈りをいたしておりますけれども、万が一のときには全力を挙げてせつかくの機会でありますから対応していきたいと思っています。

○議長（岩井礼二議員） 1番 山本議員

○1番（山本孝司議員） 今ほど力強いお言葉をいただきました。ぜひ何遍も言いますようにいつ起こるかかわからないので、いろんな面におきまして速やかな計画を立て実行していただきますようお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、中能登町への観光客の取り組みについてですが、平成26年度には北陸新幹線が金沢まで開業する予定であります。そうなった場合には関東方面のほうから石川県また金沢を中心に観光客の皆さんが来られるかと思えます。石川県へ来た中でも能登半島のほう、加賀のほう、いろいろと来られると思うんですが、現実無料になりましたのと里山海道、

皆さんも感じておられるかと思えますけれども、のと里山海道が無料になってから今まで通っていた159号線の交通量というものが激変に減ったと感じております。

我々中能登町におかれましては、今までも観光面におきましては、それなりの歴史的文化等がありますので何とかそれなりの観光客の人が来られたかと思えます。また、うちの町におかれても産業としては観光面におきましては結構弱い面があるかと思えますが、今後こういう無料化に伴って交通量が減る。減るということは、町外からの皆さんの中能登町に対しての来る機会が減ってきておるかなというふうにも思っております。

その中で、町長は観光面においてどのような考えを持っているのか。すてきな文化遺産的なものが結構あるかと思えます。ただ、午前中でもいろんな観光面におきましてパンフレットやいろいろ言っていましたけれども、それだけではなくもっともっと、特に町長の立場としては全国へ行っていろいろ話す中でPR、トップセールスというものをやることによって、もっともっとうちの中能登町が皆さんにPRできて、もっともって来てもらって町自体も活性化になるのかなというふうにも考えております。

そこで町長の今後、中能登町に関しての観光に関してのどういった方向、思いを持っているのか、答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 観光客の取り組みについての質問にお答えをいたします。

中能登町は繊維産業と農業が町の基幹産業として栄えてきた歴史や経緯があり、能登地域の他の町のような観光産業というのは余り今までは育っていない町でないのかな、そんな思いをいたしております。

しかしながら、中能登町には石動山や雨の宮古墳群、親王塚や寺社仏閣、宿場街道、曳山など伝統行事を初めとする数々の文化財や

歴史的資産がたくさんありますし、午前中話も出ておりました日本最古のおにぎりの化石もあります。また、チャノバタケといった出たところもございます。

地域住民からは、これらを観光の観点から捉えにくく、あつて当たり前という今までは感覚であったのかなど、こんな思いでありますけれども、磨けば光る観光の素材がたくさんございます。これらを有効に活用し、来年4月の道の駅の開業を機に北陸新幹線の金沢開業や能越自動車道の全線開通をも見据え、また世界農業遺産の指定ということもあわせて、中能登町が観光客の方々を訪れてもらうに値するという情報の発信と受け入れ体制の整備が必要であると思っております。また、多くの人に中能登町を訪れてもらうことにより地域住民の方々が潤い、その実感ができる取り組みが必要とも考えております。

石動山や雨の宮古墳群などの歴史資産にはこれまでは歴史に興味を持つ人しか訪れていない状況ですけれども、日本最古のおにぎりの化石が発見されたチャノバタケ遺跡など、現地の環境を整備をし、また情報発信や紹介の仕方に工夫を加えて、もっと多くの方々に知ってもらうことにより観光客はふえ、さらに、そのよさを実感してもらうことにより再度の訪問や知人、友人、家族など口コミによる訪問につながるものと思っております。

また、観光と切り離せないお土産や食材や食事については、これまで日常生活の観点でしか捉えていなかった地元のお菓子やお酒や隠れた特産品に光を当てていくことが必要であるとも思います。また、おにぎりの町として実態が伴うような対応や新たな特産品も開発をしていく必要があります、現在その取り組みが行われているところでございます。

また、ふるさと便として、長年にわたり都会にお住まいの町出身の方々にふるさとの味を届けて都会とのきずなをつなげていくため、町内で生産、製造されたお菓子やお米、

うどん、みそ、つくだ煮などを注文販売をしておりますけれども、世代が変わりつつある中で生産者、製造者、商工会、JA、行政が連携をとり、新たな取り組みが必要であると考えております。

道の駅の開業により、道の駅「織姫の里なかの」とが全国の道の駅データに載り、またカーナビや各種の地図や旅行誌、交通関係機関誌などにも載ることになります。全国規模での中能登町のことが一斉に知られるということは初めてのことであり、これらを千載一遇の有効な手段として活用していきたいと考えています。

道の駅を訪れることにより町の観光情報を初めとして各種情報が1カ所で得ることができ、そこから現地へとつなげていくことができることとなります。また、これまでお菓子類やお酒は個々の店へ行かない限り買えませんでした、道の駅では中能登町の農産物や特産品、お菓子やお酒をそろえるほか、能登地域や紀宝町の特産も買うことができるこれまでの中能登町になかった施設となります。

このように道の駅開業を契機として新たな町の観光の取り組みを展開していきたいと思っております。どうかご理解をお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 1番 山本議員

○1番（山本孝司議員） 今町長がある程度道の駅も含めていろんな面で説明されましたけれども、話の中にもありました今後特産品の開発、また現在その取り組みも行っているというような答弁もありました。もし取り組み行っているのなら、現在どのような取り組みを行っているのか、もしわかれば答弁願いたいと思っておりますけれども。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼農林課長

〔大森一義参事兼農林課長登壇〕

○大森一義参事兼農林課長 それでは、山本議員の再質問にお答えをしたいと思います。

農林課サイドのほうではソフト関係ということでございますが、具体的な対策として今までの流れ等について簡単にお話をさせていただきたいと思っております。

例えば栽培技術指導というふうな部分でいいますと、現在、花見月地区で約40アールで有機の肥料を使った、いわゆる有機米としての指定にはちょっとまだならないわけですが、そういったお米を栽培をして、先日一応収穫をされたものでありますが、これは先ほど町長もありましたが、おにぎりの町ということでいろんなおにぎりの対応として使えないか。また、後で申しますが、食生活改善推進員の皆さん方もお弁当の開発をされておいでます。そういったお弁当の中のお米としてこういったものの活用ができないかというふうなことも含めて進めております。

あと、中能登町ではジネンジョが7,000本ぐらい栽培をされております。こういったものに関する栽培の指導、またこれからの販売体制。当然道の駅にも出していただきたいと思っておりますけれども、加工を含めまして今現在検討しているところであります。

また、新たに新規就農される方がおいでますが、こういった方々の野菜の指導、こういったことも指導員である田中さんを通して事細かに現在やっております。

また、生産者の拡大だとか育成という部分につきましては、小さなグループなんかの野菜の指導、栽培技術の指導、そういったこともやっておりますし、農産物の直売に関する説明会、また農協にわかばの里がございますが生産者部会の皆様方へのお願い、そういったこともやっております。また、JAの各支店の関係におきましては直売生産者等の勉強会等も実施をしております。

それから、今言われた加工品の開発でございますが、これは23年から24年の2カ年につきまして、町が道の駅のために要請をした特産の開発がございます。8品目ございます。

これは1団体から2つの業者、2名の方ということで8つの品目というものが現在開発されております。まず先に、先ほど言いました食改の皆様方のお弁当グループ、そういった方々に対する今後の供給の体制だとか、その辺のことについて詰めてもらうための会合も現行行っております。

あと、久江地区におきましてはオケラ餅だとかかっちり豆、昔そういったものをつくられたということなので、昔の再発見というようなことで、これもひとつどういう方向に持っていけばいいのか検討もしております。

それから、石動山におきましては行者ニンニクが栽培をされております。こういった行者ニンニクにつきまして、それをうまく活用して行者ギョウザだとか、またニラを使ったニラまんじゅうだとか、発酵のお米を使ったおにぎり、そういったようなことも先日一部でありましたが試食をやった経緯がございます。

こういったことで、議員さん方にも近々、いろいろな形のものを作っておりますので、また試食の機会を持ちたいなということは思っております。

あと、農協のほうではニンニク卵黄ですか、ホワイト六片のニンニクを活用しましてニンニク卵黄ということで、テレビ等ではよく報道はされておいでますが、そういったもののペースト状のもの、固形のもの、粉末、そういったものを今後どういった活用として対応していけばいいのかというようなことも現在検討中であります。

それと、この道の駅につきましては国交省の防災拠点の補助もいただいております。当然、町としても防災の拠点というふうな位置づけになっております。ただ農林課サイドにしてみれば、防災グッズの一環の中に乾燥したおにぎりだとか御飯だとか、それからカット野菜等の乾燥、スープ含めまして、そうい

った防災グッズの中身に一部使えるような方向性がないかも今現在農協さんと検討はしておるところであります。

今後の計画であります、今ほど言いましたように開発していただいた8品目、また、昨年度まで果樹の苗木ということで助成をしましたが、今までのところ昨年度末で352本の補助で皆様方に栽培をしてもらっております。そういった方々。また今年度につきましては花卉であります、今現在7件、8件の方の実績がございますが、こういった方々。また、雪に強い耐雪型のハウスを5名の方に補助をしております。こういった方々に近々ですが道の駅に対する供給の条件、また供給計画というふうなものにつきまして順次説明会等やっていくことになっております。

現在のところ、かいつまんだ話ですが、こういう状況で進んでおります。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 1番 山本議員

○1番（山本孝司議員） 大森課長の話聞けば、知らないところで何やかんや開発なり方向性が見えるのかなど。結構、中能登町にも農産物に関して今後の見通しが出てきているのかなというふうにも感じられますけれども。また農林課担当の8品あるそうで、その中でも地元の皆様方が開発されたものというようなことだと思います。そういった中で、地域のこういった人たちがJAの指定管理者を中心に地元の方々が活気づくような、元気になるような方向性というのも今後町として応援していくべきだというふうにも考えております。

また、説明の中にもいろんなカーナビ、それ以外にしてもそういう雑誌等の情報提供というのもわかるんですけれども、何言ってもやっぱりヒットといいますか、にぎわうというのはロコミが一番だと思います。そうなってくると、道の駅できた場合には、オープンした場合には中能登町の町民の皆さんが半分

以上の皆さんが利用されるような仕組みというものを今後考えていって、地元の人が道の駅いいよというようなことのロコミ、そういったロコミが少しずつじわじわといくのではないのかなど。そうなってくると、そんな急にぱっといってすぐ散るといような感じではなくて、根強いそういった道の駅のいいところが出てくるのかなというふうにも思っています。

また、きょう午前中で作間議員の話の中にありましたゆるキャラにおいてでも、こうやって見てみますと私もテレビで結構見ますけれども、若干遊び心のあるような、余りかた苦しいようなキャラクターやとちょっとあれなのかなど。そういった意味で今後は一番そういったところでロコミといいますか、保育園児、小学生、そういった中からの募集なり、いろいろと子供たちにも愛されるというようなキャラクターというものも今後考えていかなければならないのかなというふうにも思っているんですけども、その中で町長も午前中、いろいろ考えていくというような言葉もありましたけれども、今言うああいった保育園児、小学生のその中でいろんな募集とかそういったところも考えていると思うんですけれども、そここのところをもう一回、地域活性化でないですけれども、観光客誘致、そういう意味でどういった方向といいますか、そういった一面も含めて考えているのかどうかというのを答弁願いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 道の駅につきましては、いかにして魅力のあるそういう品物が売れるか、そして満足してもらえる、そんなようなものが販売できるかということが一番大事であらうと、そう思います。また同時に、今言われたようなゆるキャラであったり、遊び心であったり広場であったり、そういう中でのドッグランもできますし、それにまた向かいの平和堂と地下道で通って、こちらへ来た方

が平和堂の魅力のあるところへ行っていただいたり、平和堂へ来られた方も地下道で道の駅も来ていただいたり、そういう中での子供さん、小学生、中学生、全て含めてイベント広場というものもできます。また、町のバスも道の駅を発着点にして越路校下、御祖校下、鹿西、鳥屋というようなことで、全てあそこで乗りかえして町民の方々に道の駅で一服をしていただいで次のところへも行くというような、いろんな仕掛けというか考えておるわけでありませう。

今の大変立派な、本当に立派な道の駅、作間議員も言われたように12億3,600万かかります。今の地域の中身、そういうところのいたしましてもデパートの地下の雰囲気のような、それぐらいの道の駅になるのではないかなど。同時に、全国で1,004ある道の駅で防災を売り物にして防災を取り入れた道の駅は幾つしかないというような一番新しい道の駅でもございませう。

何はともあれ、全てにおいて魅力のある、そして今口コミと言われましても、あそこの品物はいいぞね、あそこへ行って犬も連れてちょっと遊びに行っておんかねと、そう言われるような道の駅の魅力を出せるか出せないか、そんなことであろうと思っておりますし、そういう意味で皆さんといろんなお話もさせていただいてるところでございませう。

冒頭、のと里山海道が無料化になったらこちらへ来るのが少なくなったというようなお話もありましても、確かにそれはあると思ひます。しかし、能登半島は行ってまた戻ってこなければならぬわけでありませうから、やはり魅力のある道の駅であつたり販売もあることによつて、ほんならちょっと行くときは真つすぐ行ったけれども、こつちの道から行かんかねと言われるような、そんな道の駅を目指して頑張つてまいりたい、そう思ひます。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 1番 山本議員
○1番（山本孝司議員） 今ほどもいろいろ説明されました。観光客、特に今、道の駅を中心にとりあえず進むというようなことかなというふうには私受けとめたんですけれども、道の駅は道の駅として、今まで何回も言ひますように中能登町では伝統的ないろんなものがあります。そういうところも今後、道の駅、一番中心になるのかわかりませうけれども、今まで昔からあるいいものはいいものとしてもうちょっとピックアップされるような情報、PR活動なりしていただければというふうには思ひますが。

また観光に関してですけれども、普通は見ると、食、宿泊、大体3つ4つありますけれども、今の説明聞いてみますと見る、食関係は施設にしてもある程度説明されたと思ひますけれども、宿泊というか泊まるというのになつてきますと全く中能登町には、若干民宿あるかと思ひますけれども、十二分に中能登町を楽しんでいただいで1泊ぐらひは中能登町にしたいなというような、今後そういう泊まる施設というものをどういうふうには考えているのか、今現在。町長、答弁願ひます。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 道の駅の地域防災と同時に地域の情報発信センターとして、そこへ来ていただければ中能登町の全てがわかる。観光であつたり産業であつたりいろんなものがそこから発信をできる。そういう地域情報センター的なところもつくりませうし、そこにそれに答えられるそんな職員も置いて、まず中能登町のはわからないところがあれば道の駅へ来ていただければ全てわかるという、そういうことにしております。

また、泊まる場所は確かにありません。15分ほど行きますと七尾の駅前にビジネスホテルがありますし、和倉温泉もありますし、なかなかここで宿泊施設をつくつてもそつち

のほうへ行ってしまうのでないかなと、そう思います。しかし、少年自然の家がごぞいます。あれも民間になって、前の県立から大分いろんな酒も飲んでいいし、時間も少し遅なってもいいしというようなことで、大人の方であっても、また子供さんであっても、あそこと連携をとりながら子供さんであれば夏であればキャンプもできますし、冬であればスキーもできます。もっといろいろなお話をしながら、あそこが中能登町の宿泊の拠点にならんかなと。そんなことで1回も2回もお話したり行ったりしております。

これから道の駅、そういったいろんな動きの中から町の魅力を最大限引き出していきたい、そんな思いであります。

○議長（岩井礼二議員） 1番 山本議員

○1番（山本孝司議員） 碁石ヶ峰のほうに今言ったようなものがあります。また、ちょっと私も勉強不足なんですけれども、御祖のほうにもみおやの里、泊まるにはいろんな条件が多分あったかなというふうに思いますけれども、ああいう施設も町民初めたくさんの人にも利用していただくというのも一つの考えだと思いますので、こういった施設等も宿泊、気軽にできるようなまた体制をとっていただければなというふうに思います。

今後、北陸新幹線、能越自動車道開通すると、中能登町だけでなく隣接する市町も非常に困っているかと思いますが、石川県へ県外から来るお客さんが非常にふえてくるかと思えます。あっちのほうから来ていただける、通ってもらおうというような、見ず見すこういうチャンスを見逃すというのはもったいないとか、そう考えますので、少しでも中能登町の魅力を町内外の皆さんに発信できますように、今言われたことを即実行して中能登町活性化のためにまたいろいろと考えていただければなというふうに思います。

これで2点目に関しては質問終わります。

3つ目ですけれども、中能登中学校通学路

について。

私も前回の定例会におきまして、この通学路に関して質問しました。そのときの教育長の回答によりますと、その後、アンケートをとって実態を把握しながら通学路を整備するというような答弁だと思います。その後、きょう現在どうなっているのか、答弁願いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほど通学路の安全対策に関するご質問にお答えをいたします。

現在、自転車通学生と徒歩通学生を合わせますと8割近くになるわけですがけれども、主としてこの生徒たちの登下校の通学路が問題になるかというように思います。

学校のほうでは、1学期の間は朝の登校時、これは通学路を特に指定をしないで一番安全で便利な通学路を生徒自身が判断をして登校するようにしてきました。一方、下校時、これは暗くなりますので防犯を最優先にして、街灯が整備され人家のある道路を利用するよう指導してきたところです。2学期にはその結果を踏まえて、先生と保護者で通学路の具体的な検討を行い、通学路を正式に決定することになっています。

先日、9月9日に生徒たちの通学ルートの実態調査が全校一斉に行われました。1学期の状況も踏まえて危険箇所などを検討しながら今度は正式に通学路が決まっていくものと考えております。結果につきましては、9月19日に開催されます町PTA連合会と教育委員会の懇談会、この席上で示されるということになっております。教育委員会では、通学路に指定されたそれを受けまして、できる限りの安全対策を講じていきたいなというように思っているところです。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 1番 山本議員

○1番（山本孝司議員） 今ほどの答弁によ

りますと、2学期始まってからルートの実態調査、また19日はPTAとの懇談会という話し合いをするというふうに言われたかと思えます。こうやって実態を調べてPTAの方々と情報交換するのはいいんですけれども、前回は私言いましたけれども、やるのが若干遅いと思えます。

通学路に関しては、子供の安心・安全を考えると、私としては夏休み入るまでにそれなりに把握し、9月、2学期から本当に安心して通学できるというような、そういった早い行動に移してほしかったというふうに感じているんですけれども。

今後、9月19日にPTAの方と話し合いした以降、速やかに、午前中にも出ていたけれども、冬の時期になればまたいろんな問題が出てきます。自転車だけでなくバス、自動車、いろんな面があります。今後もっともっとスピーディにそういったことを安全に対して進めていかなければならないと思うんですが、そういった面で教育長、子供の安全・安心についてどのように考えているのか。19日、PTAの皆さんと話し合った以降、スムーズにいくのかいかないのか。話ししてみなわからんというようなこともあるかとも思いますが、そういった面で教育長、子供の安全・安心についてどのように考えているのか。19日、PTAの皆さんと話し合った以降、スムーズにいくのかいかないのか。話ししてみなわからんというようなこともあるかとも思いますが、そういった面で教育長、子供の安全・安心についてどのように考えているのか。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 生徒たちの1学期の状況について、克明にその状況を学校のほうで調査をしました。それを今度、PTAの役員の人たちで検討して、2学期からはこのルートで決めていこうという完成品を今度の懇談会に持ってきていただけるというように聞いております。そのときにぜひここをこうしてほしい、ここが暗い、ここがこうやというような要望もまとめて提出をしていただくようになっておりますので、最大限これには応えていくように頑張っていきたいなというふうに思っています。

○議長（岩井礼二議員） 1番 山本議員

○1番（山本孝司議員） ぜひ速やかに。今現在、統合してから七尾と境目のほうから自転車で乗ってくる子、鹿島地区にしろ鳥屋にしろ、また鹿西地区にしろ、羽咋と境目のほうから自転車で来る生徒もおります。今後、一人二人のためのなかなか通学路の整備というのも難しいかもしれませんが、でもそういったきめ細やかな対策もしていただければ、今後保護者としても安心して子供たちをお家から出されるのかなというふうに思いますので、今後そういったことも検討しながらきめ細かな施策をとっていただければというふうに思います。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） ここで、2時50分まで休憩をいたします。

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、7番 甲部議員

〔7番（甲部昭夫議員）登壇〕

○7番（甲部昭夫議員） 今回の議会で2つ質問をいたします。

まず、簡潔にお話をしたいと思います。余り緊張せんとひとつ聞いてもろうて、よろしくをお願いします。

まず、文崎墓地の未販売区画の対応についてということで質問いたします。

私が昨年12月の議会定例会において質問いたしました文崎墓地の未販売区画の申し込みができるようにしてほしいというような質問の中で、町長が答弁されておりました。それにはできるだけ早く対応したいというようなお話でございましたけれども、その後、広報等に載せていただき、早速その手続等に入っておるわけですが、まず申し込みの状況についてひとつお聞きします。

また、抽せんの経緯、結果についてお聞き

をしたいと思います。

また、今後の普及の見込みについて、これからどういうふうになっていくのかなというように町長にお聞きをしたいと思います。

また、将来について文崎墓地をどのように考えておいでるか。この事業の拡大というものがあるのかなのか。その辺も一緒に答弁をしていただきたいなど、そういうふうに思いますので、まずその辺からよろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 甲部議員の文崎墓地公園についての質問にお答えをいたします。

最初に、文崎墓地公園の未販売区画33区画の申し込み状況についてであります。8月20日に申し込みを締め切ったところ、42名の皆様から申し込みがありました。このことを受けて、さきの議会の皆様方に報告をさせていただいたとおり、早期に14区画の追加造成を行い、申し込みのありました皆様方に販売することにいたしました。

次に、今後の普及の見込みと将来についての事業拡大は考えられないかの質問であります。現在、中能登町には文崎墓地公園以外にも墓地公苑とりやと墓地公苑にのみやがあります。この2地区の墓地公苑には販売できる区画がまだ残っておりますので、当面は墓地公苑とりや、墓地公苑にのみやにおいて要望を受け付けていきたいと考えております。

しかし、地域的なこともございますので、これからの推移を見ながらまた文崎墓地公園につきましても考えてまいりたいと、そう思っております。

○議長（岩井礼二議員） 7番 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） 私は今まで何度かこういう墓、いわゆる墓地について質問をいたしてきております。町民の中には、あの甲

部議員は墓しか言わんがかいというような印象もあるということも聞いておりますが、誰かが言わんとかなかなかこういうのも解決していかなというふうに思っており、私自身は言うわいというようなことで納得をしております。

しかし、今回の文崎においては非常に町の対応というか、そうしたものがほかに例の見たことのないほど早く対応していただいて、質問した私としては喜んでおります。中には、甲部さん、あの墓いつ売るがいねというようにお話も聞いて、いつするがいねというようにこともまた私のほうから町のほうへ聞いたというそういう経緯もありまして、その後33区画プラスアルファを駐車場を利用して拡大して販売するというような話も聞きましたので、非常に対応がよかったなど。そういう意味では感謝というか、皆さんも喜んでおいでるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

増設されました駐車場の件は、いつ入札をしてどなたが工事をされるのか、まだその辺までは聞いておりませんが、いずれにしても墓地というのは、文崎は環境もよく、また立地条件も非常にいいということで今後ますますふえてくるんじゃないかなと、そういうふうに考えておりますが、先ほどの答弁ですとこれからまた考えてということでしたが、町長、またあれを拡大してやるようなそういう気持ちというのは、その辺を聞いておいでる人もおいでるので、もう一遍ご返答をお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 先ほどもお答えしたとおり、にのみやととりや、この2つにつきましても、もしよければそちらのほうへ行っていたらと、そう思っております。地域的なこともありますので、また推移を見ながら文崎についてはこれからの問題として考えてまいりたいと、そう思っております。

○議長（岩井礼二議員） 7番 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） 私は文崎ばかり申し上げておりますけれども、今も町長の答弁のとおりこの町にはにのみやというか鹿島地区、また鳥屋地区にもあるわけなので、それぞれやはり利便性もあるわけですが、今後それもまた対象にして考えて環境のいい墓地をつくっていただきたいなど、そういうふうに思います。

この件に関しては既に竣工しておりますので、これ以上言うことがない、してある、してあげるといようなことになっておりますので、これ以上言う質問もございませんので、ここでやめたいと思います。

次に、太陽光発電事業についてお聞きをしたいと思います。

平成23年3月に発生をしました福島原子力発電所の事故により、今でもその話題が尽きることはございません。そのような中、現在日本のエネルギーは水力、火力発電を主としたエネルギーが主力となっております。また、日本の発電の27%に相当する原子力発電所施設も東日本大震災に全面停止をしているのが現状であります。

そこで、注目をされている自然を利用する太陽や風力発電のエネルギーなどクローズアップされ、各地で見ることがありますが、その効用についてはいろんな関心のあるところであります。

まず、中能登町には住宅用太陽光発電補助制度があります。その制度を活用し、地球に優しい環境づくりに取り組んでいる方もいることを聞いておりますが、そこで3点について質問をしたいと思います。

まず、この制度を利用している現在の設置状況はどうなっているか、答弁ください。

続いて、太陽光発電設備にはこの北陸の日照時間が比較的少ない地域においては多少ハンディがあるのではないかと思います、このような条件下でも町で補助をしているとい

うことは、町はまだまだ将来普及していくものと見込んでいるのではないのでしょうか。

3番目には、中能登町にもこのような事業を展開をしたいと。たまたまきょうも新聞に載っておりますけれども、富山県の射水市、あそこにも大型太陽光発電の地所を提供してやると。また能登町のほうにもそういうのが稼働したというようなことも新聞に出ておりましたけれども、中能登町にもそういうことをしたいという業者の相談というか、そうしたものが今まで過去になかったのか、現在そういうものがないのかどうか、その辺もあわせて町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 太陽光パネルの現在の設置状況についての質問にお答えをいたします。

現在、中能登町内におきましては、町のクリーンエネルギー等推進事業の補助を受けて設置をされた住宅用太陽光パネルは8月末現在で84件あります。全体の発電能力は最大出力で307キロワットであります。

甲部議員がご指摘のとおり、北陸地方では冬期間の降雪が多く、日照時間も太平洋側と比較すると少ないのが現実であります。太陽光パネルは導入されている家庭での実績をお聞きをしますと、冬期間においても一定の発電効果があるため、クリーンエネルギーの推進と地球温暖化の防止に一定の役割を果たしていると考えております。

次に、太陽光発電事業に関して業者からの相談はないかというご質問であります。

当町では、昨年11月に金沢の民間事業者から花見月地内で太陽光発電事業を進めたいという相談を受けております。ことし3月にはこの事業者が経済産業省への申請を済ませ、現在は地権者と土地の契約に向けた調整を行っている状況と伺っております。発電量としては1メガワット規模を予定をしており、早ければ年内に着工し、来年度中の稼働を目指していると伺っております。

なお、金丸地内ではことし6月より金沢市の業者が120キロワットの設備を稼働し、さらに徳前地内でもことし6月より七尾市内の事業者が100キロワットの発電を始めております。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 7番 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） うちの議員の手帳等を見てお話をするわけですけれども、住宅用太陽光発電補助制度において1キロワット当たり4万5,000円で上限が18万円となっているということを書いてあるんですが、この4万5,000円とか18万円、4万5,000円が4ですから18万円になるわけですが、この基準というのはどういうところから出てきてこういう制度があるのか、もしわかればこの点を教えていただきたいというのと、ことしの予算もたしか20件余り計上されていると思います。自分の家庭で節電をしながら経費を削減し、またそれと同時に売電もできるということも聞きますが、実績等はどんなような結果が出ているのか、これもわかれば答弁を願いたい。町はそういうふうな把握をしておいでなのかどうかということと、また町の公共施設にも太陽パネルの設置がされています。公民館の跡にもやられておるのもわかりますし幾つかあると思います。また、今後の設置の計画があるようですが、道の駅にもやるというようなこともお聞きをしておりますし、対策に積極的に協力をしておいでることが見受けられますけれども、中能登町の施設でこのような太陽光発電を設置している、あるいは設置予定の施設はどれほどあるか、詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 堀内企画課長

〔堀内浩一企画課長登壇〕

○堀内浩一企画課長 甲部議員の再質問にお答えいたします。

まず、補助を受けて住宅用の太陽光パネルを設置した家庭の状況ですが、それぞれの家

庭で節電をしながら経費節減を行って、同時に売電もしているという状況であります。

ただ現状では、全ての家庭の実績をまだ把握してない状況でございます。そういうことで、補助事業の効果は上がっているというふうに理解はしておりますが、具体的な数値的なものは把握してない状況でございますので、よろしく願いいたします。

それから、再質問の2点目でございますが中能登町の公共施設での太陽光発電の設置状況と今後の計画でございます。

中能登町の公共施設での太陽光発電の状況につきましては、健康ハウス憩に3.5キロワットの施設を設置しております。中能登中学校に10キロワットの施設を設置しております。これは太陽光パネルのみのもので、施設にその発電した電力を使うというような施設構造になっておりまして、売電は行っておりません。

このほかに小規模な風力発電と太陽光発電を組み合わせましたハイブリッド式と言われる外灯がございます。これについては中学校の敷地内、鹿西小学校の敷地、金丸駅、それから何カ所かの集会所等に設置をされています。これは蓄電設備を持っていて、蓄えた電気を何時間か夜間に使う、そういう設備でございます。

今後の計画といたしましては、道の駅「織姫の里なかのと」に18.75キロワットの太陽光発電を設置します。また、あわせて駐車場に2基のハイブリッド型の外灯を設置する予定でございます。また、この後、建設予定の鹿島地区統合小学校にも太陽光発電設備が設置される予定でございます。

以上のとおりでございます。

○議長（岩井礼二議員） 7番 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） 1つ答弁漏れておるんじゃないですか。言われたかね。太陽光の4万5,000円という、上限が18万という基準はどういうことになっておるかということ

も聞いておったと思うんですが。

○議長（岩井礼二議員） 長元保健環境課長
〔長元健次保健環境課長登壇〕

○長元健次保健環境課長 失礼いたしました。先ほどの町の補助の基準についてのご質問でございます。1キロワット当たり4万5,000円で最高で18万円というようなことの単価の根拠についてのお伺いございました。

この事業につきましては平成18年度から実施しております。県内ではほかに7つの自治体が既に行っております。

この4キロワットですけれども、一般の家庭の太陽光発電の規模につきましては、これが通常の家庭に必要な発電量を発電することができる、そういった規模のものでございまして、平均的にこういった数量になるかと思えます。

先ほど町長の答弁にもございましたが、我が町のパネルの設置状況は8月末現在で84件あるということでご説明申し上げたところでございます。能力につきましては合計で307キロワットでございます。これを単純に割り返しますと3.65キロワットということになりますので、それはそれで出力的にはほぼ来ているんじゃないかなと私は思います。

それと上限の18万円につきましては、これにつきましては近隣の市町村の当時の補助単価を参考にして算出したものでございますので、ご理解のほどお願いいたしたいと思えます。

それともう1点、甲部議員のほうからご質問がございましたけれども、経費の削減をし、それと同時に売電もできるということで、そのことを町は実績をどのようにつかんでいるかというような、把握をしているかというようなご質問もございました。

これにつきましては、全ての家庭の実績を把握は今のところ集計し切れてはおりません。実質は先ほどの説明にもございましたと

おり補助事業の効果は適切に上がっていると理解はしております。

それで私の手持ちの資料で恐縮なんですけど、少しだけわかる分だけご説明申し上げたいと思います。

まず、町への実績報告の内容につきましては、各家庭のソーラーの総発電量を求めておりません。そのかわりに導入前の電気の使用料金と導入後の電気の使用料金を目で見てわかるようになっております。

そのほかに先ほどおっしゃってました売電量についてでございますが、実績として捉えられる平成23年度分の設置したご家庭について申し上げますと、1戸当たり年平均で3.27キロワット・アワーを売電しているという結果でございます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 7番 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） そしたら今の答弁いただきましたけれども、補助金を出しておるということは報告等も本来であれば義務づけられておるような感じもしますけれども、そうした報告というものはしなくてもいいというようなことで考えればいいわけですね。

もう一遍その点と、もう一つ、3.5キロとか町の施設にあったが、普通の家庭でいうと3.5キロというと、標準がいっぱいあるわけですけれども、電気料、例えば1万円ほど使うというような家ですと、その3.5キロのものを使うとどれくらいのプラスになるか。3,500円分になるとか5,000円になるとか、その辺は何かわかりませんか。わしら何キロというても、普通の家庭でどれだけ得しておるのかなというようなことがちょっとわからんもので、わかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（岩井礼二議員） 長元保健環境課長

○長元健次保健環境課長 先ほどのご質問でございますが、実績報告を町のほうに提出す

ることにはなっております。ですが、再三にわたり催促させていただいてはおるんですがまだ未提出の方が確かにございましたので、確実に実績等は把握していないと申し上げたのはこういった理由がございます。

その後に質問なされたことにつきまして、私もその辺まで、ちょっと勉強不足なではっきりご説明することはできませんので、その辺はご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 7番 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） わかりました。

当町にはいろんなナンバーワンを求めるものがいっぱいあるはずで、また求めておるものもあるわけですが、もし何でしたらこれもナンバーワンを目指して一生懸命にまた協力して、業者とも協力したり、こっちでもつけれるものはつけたりしてナンバーワンを目指していただきたいと、そういうふうに思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（岩井礼二議員） 続きまして、4番 諏訪議員

〔4番（諏訪良一議員）登壇〕

○4番（諏訪良一議員） 2件について質問をしたいと思っております。

最初に、小中学生の自転車安全運転についてです。

特にこの質問を取り上げた理由として、一つには、自転車の運転に関し指導が不十分だったとして小学校5年生の母親に約9,520万円の支払いを命じた。これは神戸地裁が下した判決事例です。もう一つは、近年、自転車が加害者側となる事故発生が続いていること。この2点であります。

先ほどの質問で教育長は道交法についての説明を少しされましたが、要するに教育長のみが理解しているのではなく、小中学生全体が理解し、しかも行動に移しているのかどうか、これが問われるのであります。

町内の小中学生の大半が通学やその他でふだん身近な交通手段として利便性のある自転車を利用しているものと推察しますが、自転車が第一当事者——つまり加害者です——となる交通事故が絶えないということから、県警では自転車も扱い次第では凶器となる、このため運転する際は安全ルールとマナーを守って事故防止につなげてほしいと呼びかけております。

そのようなことから、自転車の使用実態について、自転車安全運転に関する指導について、自転車保険の加入状況、先ほど中学生の加入状況については申しておりましたが、小学生はどうであるかということについて伺います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほど3点のご質問をいただきました。

まず1番目、小中学生の自転車使用の実態についてということでありました。

小学校のほうでは、自転車通学は町内の小学校全てにおいて認めておりません。各家庭において保護者の責任のもとで自転車に乗っているということになります。ただ、一部の小学校では高学年の児童のみ、夏休みの学校のプール、またサマースクールで登校するときだけ、保護者の同意とヘルメットの着用を条件に自転車を許可している小学校も一部あります。

一方、中学校のほうでは、およそ400人の生徒がヘルメットと安全たすきを着用して学校まで自転車通学をしております。そのほかにバス停まで自転車で来るよ、駅まで来るよと乗っている生徒、あるいは土曜日、日曜日の部活のときには自転車で行くという生徒も合わせますと、ほぼ中学生の全員が自転車を何らかの形で利用しているんじゃないかなというように思います。

2つ目、自転車の安全運転に関する指導に

ついてでありました。

小学校は、町内全ての学校でどの学校も年度始め、あるいは年に数回、駐在所の方、七尾警察署の方の協力をいただいて自転車を含めて交通安全教室を開催しております。交通のルール、ヘルメット、反射たすきの着用等について指導をしているのが実態です。ただ、自転車の点検整備あるいはヘルメットの件につきましては、年間を通して保護者の方をお願いをして、小学校は登校には使いませんのでお願いをしているというのが実態です。

また、中学校のほうは、中能登中学校自転車通学規程をしっかりとまとめまして全校生徒に配付をし、折に触れて周知徹底をしてきているところです。ことしの5月には七尾警察署の交通安全課の皆さんの協力によって交通安全教室を実施して、交通マナー、それから事故に伴う賠償責任のことについて指導を受けております。

最後、3番目、自転車保険の加入状況についてですけれども、小学校のほうは学校とかPTAのほうから自転車保険についてのあっせんは行っておりません。したがって、どれだけの保護者がどのような内容の自転車保険に加入しているか加入していないかについては学校のほうは把握をしていないというのが実態です。

一方、中学校のほうは、何度かお答えしましたけれども381人、96%の生徒が任意で団体の自転車保険に加入をしているということでもあります。

この後も大変こういう時代になってきておりますので、ルールとかマナーをしっかりと守って事故防止、安全運転に十分気をつけるように、これは学校やとかこれは家庭やとかということだけでなく、双方において折に触れて指導をしていくようにまたお願いをしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 4番 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 最初に申し上げましたように、特に小学校の子供さんの指導の徹底ということになってくると、やはり保護者の方も同時に理解をしていただかなければならないわけです。わけても保険の問題が出てくると、これは生徒だけの問題ではないわけです。そういうことで、あえて最初に神戸地裁の事例を申し上げた。大変重要な問題ではないかと思えます。ですから、これからは道交法の関係のみ、あるいは子供さんだけを対象にした講習会ではなくして、やはり保護者、子供さん一体となった取り組みをこれから進めていかなければならないのではないかと、こんなように思います。

それともう1点は、自転車の使用については一部の学校という表現があったわけですが、となってくると教育委員会は何を指導しているのか、こういうことをお聞きしたいわけです。やはりここは町内一本になった指導が重要ではなかろうかと、このように思いますが、この点どのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、特に小学校の場合は児童への安全教室プラス保護者にもぜひというお話がありました。当然だなというように思います。越路小学校のほうでは、子供会といいますか、地区ごとの子供会のほうで安全教室を開いて、かなりのところで開いているというようなことも聞いております。

こういう時代になりましたので、学校のほうでも保護者も児童も含めてそういう安全教室に参加できるような、そういう工夫といいますか取り組みを進めていきたい、話をしてお願いをしていきたいというように思っています。

小学校のほうでは、年に数回は学校の児童全体で、PTAの主催になるのか学校の主催になるのかわからんわけですけれどもやって

います。これからは保護者の皆さんにも参加していただけるような、そういう取り組みにしていきたいなというふうに思っています。

○議長（岩井礼二議員） 4番 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 事故の内容によっては小学校の子供さんの関係についてはやはり保護者が問われてくるわけです。これまでに問題になるような案件が発生しておらない、大変結構なことなんです、やはり発生する前の指導が重要と思われま。そういうことから今後特にこの点を徹底していただきたいと、このように思うわけです。

ただ単に講習会をやったからいいというものじゃなくて、実際に小学生あるいは中学生の自転車の乗り方、注意して見ていただきたいと思いますが、並進というのは並んで乗ることですが、これがやはり運転者の側からすると大変目につくところであるわけです。

そういうことから教育関係者の方も講習会を開催したからこれで万全やというのではなくして、どんな乗り方を日ごろしているか、この点をやはり十分確認、承知されて指導に当たっていただきたいと思。います。

次に、町内の有害鳥獣の侵入防止についてであります。

温暖化による雪不足や狩猟人口の減少、加えて最近では特に目立つんですが、元来里山と呼ばれていた棚田や段々畑などが担い手の不足や高齢化に伴い耕作放棄地が原野化したことにより、住宅地との境界がなくなったことが有害鳥獣の生息域が拡大しつつあることに大きく起因しているものと推察します。

有害鳥獣として町内にこれまでに確認されているものとしては、イノシシ、鹿、熊、ムジナ、それにカラス等が挙げられるわけですが、今回はとりわけ被害を大きくするイノシシについて伺いたいと思。います。

石動山系の七尾市の山間部に近年、水稻の被害が急増していると聞いていたんですが、それもつかの間、いつの間にやら町内におい

ても水稻の被害が数カ所発生しているようです。私の家から直線でも数十メートルのところにも水田の水稻が被害を受けておりますが、これを見て自分自身もびっくりしているわけです。

県の所管課によると、イノシシの被害が加賀地区では減少傾向が見られる。反面、能登地区では拡大傾向にあるのではないかと見ておられます。その要因として、もともとイノシシの出没が少なかった能登地域では電気柵、これが大変イノシシに敏感に反応するそうですが、これらの整備が進んでいなかったことが一因となっているようです。

これらのことを考えますと、今回の質問も通告時の提出時点では有害鳥獣の侵入防止という言葉が当てはまったのですが、今日に至っては山際の水田でのイノシシによる水稻の被害が急増しているということから、イノシシの生育域の拡大防止へと様相が一転したように自分自身思っているわけです。

これらのことを踏まえまして、有害鳥獣の生育域の実態、それから今後町としてイノシシ対策をどのようにするか、このことについて伺いたいと思。います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の有害鳥獣の生息実態についての質問にお答えをいたします。

有害鳥獣はカラス、イノシシなどの農作物に被害を与える鳥獣ではありますが、いずれも野生動物であり、県内及び町内における具体的な生息数を推定することは困難であるのが現状であります。

今年度、町で駆除を実施している有害鳥獣はカラスであります。近年の駆除数から考慮しますと、生息数は横ばいで推移をしているものと考えております。

イノシシ被害に伴う捕獲頭数は、能登地区で平成23年度90頭に対し平成24年度は145頭となり増加傾向にあります。近年では加賀地

区の被害が減少しているのに対し、能登地区への被害が拡大していることから生息域が北上しているものと考えられます。

なお、当町のイノシシ被害は平成23年度以前にはほとんどありませんでしたが、平成24年において水稻面積4アール、金額にして約4万円の被害が出ております。今年度は8月末時点で既に水稻面積51アール、金額にして約58万円の被害が発生をしており、近隣の市町の傾向を見ますと来年度以降さらなる被害拡大が懸念をされます。

次に、今後のイノシシ対策についての質問にお答えをいたします。

今年度、被害が発生した農地は、いずれも山際にあり、周辺には背丈の高い雑草があるため非常にイノシシが侵入しやすい環境にありました。イノシシは警戒心が強く、耕作放棄地などの身を隠せる場所を移動する習性があり、農地周辺の見通しをよくし、イノシシが近寄りにくい環境整備を行うことが被害防止に最も効果があります。そのため音声告知端末等で草刈りの徹底の周知を図っているところでもあります。

さらにイノシシ被害防止には電気柵の設置も効果があり、町や県、七尾市、農協等で構成する七尾鹿島鳥獣被害対策協議会では、前年に被害実績のある出荷作物に対して生産組合長からの申請をもとに電気柵を無料で貸し出す対策をとっております。

中能登町では昨年まで目立った被害がありませんでしたが、来年度に向けて七尾鹿島鳥獣被害対策協議会や猟友会と協議をし、捕獲など今後の対策について検討をしているところでもあります。イノシシへの対策はそれぞれの集落が主体的に活動することが重要であることから、県や各協議会に働きかけ、集落向けの研修会などを実施をし、地域ぐるみの防除体制を構築を図るとともに効果的な対策を実施をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 4番 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 今ほど七尾鹿島鳥獣被害対策協議会の取り組みの説明がされたわけですが、無料貸し出しの期間とどれくらい貸し出しできるのか。ということは、イノシシの行動範囲は非常に広いので、柵をつくるにも相当の長さが必要になってくると思います。それと貸し出しの枠に上限がないのかどうか。それから柵の電源は何を使うのか。それと今後の町の単独の事業は考えられておいでないのか。この点について伺います。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼農林課長

〔大森一義参事兼農林課長登壇〕

○大森一義参事兼農林課長 諏訪議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、出荷をする農家、生産組合長からの申請、昨年度に被害の実績があったというような方々に対しては無料で貸し出しをしておると。その貸し出しの部分につきまして、いわゆる枠の制限というようなものでございますが、私のほうも七尾とかいろいろ見ておりますけれども、今のところ、私も具体的なことはちょっとわからないわけですが、余り制限ということは聞いておりません。

見ますと、やはり水田の周り全面を電気柵で囲ってございます。一つ囲って隣の田んぼに電気柵がないとなると、そこにも次々被害が発生することから、七尾の場合でも山間部の水田一面に電気柵の枠が張ってあるのを先日も見てきたところではありますが、特に今のところ制限というものは多分ないように聞いております。

現在、七尾市では21集落におきまして延長で131キロの電気柵を確認をしております。中能登町では1集落、原山であります400メートル。中能登町では無料の貸し出しを活

用されているのは原山の1件のみでございます。あと数件ちょっと聞いておりますが、これはご自分で対応されておるといふようなことで、それも聞いております。

あと、電気柵の電源でございますが、いろんな形式があろうかと思いますが、一般的なものを聞いておりますと、単1の電池6個を入れまして、それを電源として電気柵の活用を行っているというふうなものが多分多いと聞いております。

あと、今後町の対策というふうなことでございますが、県や七尾市、町、農協というふうなことで猟友会の方もメンバーに入っておりますが、こういった協議会を持っておりますので、そんな中でどういった今後の対応が必要かどうかということも意見をとりさせていただきまして、それをもって猟師のほうともお話をさせていただきまして、どういう活用、対応がいいのかということは今後また検討させていただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 4番 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 身近なところでの被害状況を聞きますと、どうも今の時点ですと水田での水稲がターゲットになっているような感じですが、今後、水稲が刈り取り終わると畑へおりののではないかなと、こんなように思います。

水田へ入られると水稲は収穫皆無の状態です。運動会をやった後のような本当に無惨な姿になっております。そういうことから放送で毎日呼びかけられておりますが、やはり自分の土地は自分で守るといふのが原則で、それプラスの町の支援策でないと相手は大変移動性のあるものです。そういうことから広く地域的に取り組んでいかないとなかなか拡大を予防するということは難しいのではないかな、こんなようなことを考えております。

そういうことから、特に町民の方々の被害

状況を十分に察知されて適正な対応をとっていただきたい、このようなことをお願いして質問を終わります。

◎散 会

○議長（岩井礼二議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

あす12日から17日までの6日間を休会とし、18日午後3時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時46分 散会

平成25年9月18日（水曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	田中栄一
副町長	小山茂則	土木建設課長	高橋孝雄
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	長元健次
参事兼農林課長	大森一義	会計課長	吉田外喜夫
参事兼住民福祉課長	広瀬康雄	教育文化課長	植田一成
企画課長	堀内浩一	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	住民福祉課介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 横井 正之

〃 水田 祥代

○議事日程（第3号）

平成25年9月18日 午後3時00分開議

日程第1 教育民生常任委員会委員長報告

日程第2 総務建設常任委員会委員長報告

日程第3 討論・採決

議案第55号 中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について

議案第56号 中能登町子ども・子育て会議条例の制定について

議案第57号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 中能登町税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第60号 中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例について

議案第61号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第63号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第64号 平成25年度中能登町一般会計補正予算

議案第65号 平成25年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第66号 平成25年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第67号 平成25年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第68号 平成25年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第69号 平成25年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第70号 町道路線の認定について

議案第71号 町道路線の変更について

議案第72号 町道路線の廃止について

陳情第1号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択について

日程第4 閉会中の継続審査

認定第1号 平成24年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成24年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成24年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成24年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成24年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成24年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第5 閉会中の継続調査

(追加日程1)

- 日程第1 議案第73号 平成25年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第74号 工事請負契約の締結について
(平成25年度鹿島地区統合小学校新築工事(校舎棟・建築))
- 議案第75号 工事請負契約の締結について
(平成25年度鹿島地区統合小学校新築工事(校舎棟・機械設備))
- 議案第76号 工事請負契約の締結について
(平成25年度鹿島地区統合小学校新築工事(校舎棟・電気設備))
- 議案第77号 工事請負契約の締結について
(平成25年度旧鹿島中学校解体工事)
- 議案第78号 工事請負契約の締結について
(平成25年度中能登中学校弓道場棟増築工事)
- 議案第79号 工事請負契約の締結について
(平成25年度上水道施設統合整備事業芹川配水施設改良工事)
- 議案第80号 物品購入契約の締結について
(平成25年度高規格救急自動車購入)
- 議案第81号 物品購入契約の締結について
(平成25年度高度救命処置用資機材購入)

(追加日程2)

- 日程第1 発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書

(追加日程3)

- 日程第1 発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

午後3時15分 開議

◎開 議

○議長（岩井礼二議員） ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（岩井礼二議員） 日程第1から日程第2 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました議案第55号から議案第72号までの議案18件及び陳情第1号の陳情1件を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 甲部昭夫議員
〔教育民生常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（甲部昭夫議員） 教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案10件、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等、主なものについて申し上げます。

まず、議案第64号 平成25年度中能登町一般会計補正予算の歳入では、第16款ふるさと応援寄附金について、何名の方にご寄附をいただいたかとの問いに、町内1名、町外4名の方からご寄附をいただいたとの説明を受けました。

次に、同じく議案第64号 平成25年度中能登町一般会計補正予算の歳出では、第3款民生費の補助金で、全国健康福祉祭出場激励費

について説明を求めました。この激励費は、今年5月にゆうりんピック2013の県大会でソフトテニスの2部女子で白山市の方とペアを組まれた町内の方1名が優勝し、このたび10月に高知県で開催される全国健康福祉祭に出場する激励費との説明を受けました。

以上、質疑の概要でございます。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案10件につきましては、全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 次に、総務建設常任委員会委員長 諏訪良一議員

〔総務建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（諏訪良一議員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案9件と陳情1件であります。執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等、主なものについて申し上げます。

まず、議案第64号 平成25年度中能登町一般会計補正予算では、歳入において、第9款地方交付税について、今回の増額補正について説明を求めたところ、全額普通交付税であり、金額の決定により増額補正を行ったものであり、特別交付税は含まれていないとの説明を受けました。

歳出では、第6款農林水産業費で、農業委員会費における負担金、全国農業担い手サミット参加について、この行事の内容及び目的は何かとの質問に対し、この全国農業担い手サミットとは、全国から農業に意欲のある担

い手が集まり意見交換をする場として、10月29日から31日までの3日間、金沢市を主な会場として開催され、七尾市では中央交流会が開催される。石川県内11カ所で地域交流会が行われるものであり、当町からは農業委員会委員と事務局が参加するとの説明を受けました。

また、同じく第6款、地域農政推進対策事業費における補助金、青年就農給付金について、この対象者と消費者との間に結びつき、いわゆる流通経路があるのか及び耕作面積はどれくらいかとの問いに対し、中能登町には要件を満たした該当者が1名おり、この方の主な経営方針として、無肥料、無農薬で栽培をしていること、農産物の販売については店舗を設けず主にインターネットによる販売を行っていること及び現在の耕作面積は40アールであるとの説明を受けました。

次に、第9款消防費で、防災対策費における負担金、自主防災組織リーダー育成事業について、この事業の内容は何かとの問いに対し、防災士の登録をされる方が受講する講座であり、この講座の受講料について町が負担金を出すものであり、ちなみに今年度の防災士の登録については当初予算5名分に対し9名が防災士登録をされたので、今回、4名分の登録手数料と経費等により受講免除された2名を除く2名分のリーダー育成事業の受講負担金を計上したとの説明を受けました。

続いて、議案第68号 平成25年度中能登町下水道事業特別会計補正予算では、第2款下水道事業費、3細目社会資本整備総合交付金事業費における委託料、耐震診断・長寿命化計画策定で1,600万円の減額となった理由は何かとの問いに対し、これは鹿島中部クリーンセンターの耐震診断及び長寿命化計画についての予算で、当初予算で3,000万円の計上をしていたが、6月に国から決定通知があり1,600万円の減額となったものである。これは5年間の計画であるため次年度以降に新たに

追加申請をするとの説明を受けました。

以上、質疑の概要でございます。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案9件につきましては、全て全会一致で可決いたしました。

また、陳情1件につきましては、全会一致で採択いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 以上で各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 質疑がないようであります。

これで質疑を終結いたします。

◎討論・採決

○議長（岩井礼二議員） 日程第3 討論・採決

これより、上程議案、議案第55号から議案第72号までの議案18件について討論を行います。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第55号 中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について

議案第56号 中能登町子ども・子育て会議条例の制定について

以上の議案2件について採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第55号並びに議案第56号の議案2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第57号

中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第58号 中能登町税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 中能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第60号 中能登町小学校入学祝金交付条例の一部を改正する条例について

議案第61号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第63号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について

以上の議案7件について採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第57号から議案第63号までの議案7件は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第64号

平成25年度中能登町一般会計補正予算

以上、議案1件について採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第65号

平成25年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第66号 平成25年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第67号 平成25年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第68号 平成25年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第69号 平成25年度中能登町水道事業会計補正予算

以上、議案5件について採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第65号から議案第69号までの議案5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第70号 町道路線の認定について

議案第71号 町道路線の変更について

議案第72号 町道路線の廃止について

以上、議案3件について採決を行います。
お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第70号から議案第72号の議案3件については、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井礼二議員） 続いて、陳情第1号について討論を行います。

陳情第1号について討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で陳情第1号の討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択について採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、陳情第1号は、採択とすることに決しました。

◎閉会中の継続審査

○議長（岩井礼二議員） 日程第4 閉会中の継続審査

閉会中の付託議案の継続審査の件を議題と

いたします。

決算審査特別委員会委員長から、決算審査特別委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの決算認定議案8件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの認定議案8件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎追加日程

○議長（岩井礼二議員） 追加日程1 日程第1

お諮りいたします。

ただいま杉本町長より、

議案第73号 平成25年度中能登町一般会計補正予算

議案第74号 工事請負契約の締結について

議案第75号 工事請負契約の締結について

議案第76号 工事請負契約の締結について

議案第77号 工事請負契約の締結について

議案第78号 工事請負契約の締結について

議案第79号 工事請負契約の締結について

議案第80号 物品購入契約の締結について

議案第81号 物品購入契約の締結について

の議案9件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。議案第73号から議案第81号の議案9件を日程の順序を変更し直ちに議題とすることに

決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後 3 時 38 分 休憩

午後 3 時 39 分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第73号～議案第81号

○議長（岩井礼二議員） 追加日程 1 日程第 1 を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 本日追加提案をいたしました議案第73号から議案第81号の議案 9 件につきまして、その概要を説明いたします。

最初に、議案第73号 平成25年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,149万7,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、文崎墓地公園において追加造成する14区画の費用を増額するとともに、8月23日に発生した豪雨により被災した林道5路線の災害復旧に要する費用として機械借り上げ料を増額するものであります。

次に、議案第74号 工事請負契約の締結につきましては、平成25年度鹿島地区統合小学校新築工事（校舎棟・建築）について、9月10日に2社が参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、15億885万円で株式会社安藤・間金沢営業所に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

この工事は、鉄筋コンクリートづくり2階建てで延べ床面積は7,500平方メートルの鹿島地区統合小学校の校舎棟を新たに建築する

ものであります。

次に、議案第75号 工事請負契約の締結につきましては、平成25年度鹿島地区統合小学校新築工事（校舎棟・機械設備）について、9月10日に6社が参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、2億2,088万3,250円でネオ工業株式会社七尾営業所に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

この工事は、校舎棟の機械設備工事一式であります。

次に、議案第76号 工事請負契約の締結につきましては、平成25年度鹿島地区統合小学校新築工事（校舎棟・電気設備）について、9月10日に5社が参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、1億5,157万6,950円でツボ電気工事株式会社に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

この工事は、校舎棟の電気設備工事一式であります。

次に、議案第77号 工事請負契約の締結につきましては、平成25年度旧鹿島中学校解体工事について、9月10日に3社が参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、8,925万円で株式会社杉本工務店に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

この工事は、旧鹿島中学校の管理教室棟及び特別教室棟並びに学思館などの17施設、合計延べ床面積6,974平方メートルの解体工事であります。

次に、議案第78号 工事請負契約の締結につきましては、平成25年度中能登中学校弓道場棟増築工事について、9月10日に4社が参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、5,701万5,000円で株式会社戸田組中能登営業所に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

この工事は、中能登中学校に鉄骨づくり平屋建て、延べ床面積約285平方メートルの弓

道場を新たに建築するものであります。

次に、議案第79号 工事請負契約の締結につきましては、平成25年度上水道施設統合整備事業芹川配水施設改良工事について、9月10日に2社が参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、9,975万円で森松工業株式会社に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

この工事は、配水池の築造並びに送水場施設改良工事等を行うものであります。

次に、議案第80号 物品購入契約の締結につきましては、平成25年度高規格救急自動車購入について、9月9日に3社が参加して指名競争入札を執行した結果、2,152万5,000円で石川トヨタ自動車株式会社七尾店に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

現在、中能登消防署に配置してある救急車は、平成14年3月に配置されたもので11年が経過をし、走行距離も15万キロメートルを超えていることから、車両を更新するものであります。

最後に、議案第81号 物品購入契約の締結につきましては、平成25年度高度救命処置用資機材購入について、9月9日に4社が参加して指名競争入札を執行した結果、932万4,000円で富木医療器株式会社に落札を決定し、仮契約を締結したものであります。

現在、中能登消防署に配置してある救急車の更新に伴い、最新鋭の高度救命処置用資機材を装備することにより、複雑、多様化する救急事案に備えるものであります。

以上、本日追加提案をいたしました議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、追加日程1 日程第1 議案第73号から議案第81号について質疑を行います。

す。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

続いて、採決を行います。

議案第73号 平成25年度中能登町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。

議案第73号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第74号 工事請負契約の締結について（平成25年度鹿島地区統合小学校新築工事（校舎棟・建築））について採決します。

お諮りします。

議案第74号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第75号 工事請負契約の締結について（平成25年度鹿島地区統合小学校新築工事（校舎棟・機械

設備)) について採決します。

お諮りします。

議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第76号
工事請負契約の締結について（平成25年度
鹿島地区統合小学校新築工事（校舎棟・電気
設備））について採決します。

お諮りします。

議案第76号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第77号
工事請負契約の締結について（平成25年度
旧鹿島中学校解体工事）について採決しま
す。

お諮りします。

議案第77号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第78号
工事請負契約の締結について（平成25年度
中能登中学校弓道場棟増築工事）について採
決します。

お諮りします。

議案第78号は、原案のとおり決定すること
に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員でありま
す。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決
されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第79号
工事請負契約の締結について（平成25年度
上水道施設統合整備事業芹川配水施設改良工
事）について採決します。

お諮りします。

議案第79号は、原案のとおり決定すること
に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員でありま
す。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決
されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第80号
物品購入契約の締結について（平成25年度
高規格救急自動車購入）について採決しま
す。

お諮りします。

議案第80号は、原案のとおり決定すること
に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員でありま
す。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決
されました。

○議長（岩井礼二議員） 次に、議案第81号
物品購入契約の締結について（平成25年度
高度救命処置用資機材購入）について採決し
ます。

お諮りします。

議案第81号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程

○議長（岩井礼二議員） 追加日程2 日程第1

お諮りします。

ただいま提出者 亀野富二夫議員及び賛成者3名より、

発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書

以上、発議1件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号の発議1件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩をいたします。

午後3時54分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第4号

○議長（岩井礼二議員） 追加日程2 日程第1 発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

6番 亀野富二夫議員

〔6番（亀野富二夫議員）登壇〕

○6番（亀野富二夫議員） 道州制導入に断固反対する意見書を朗読をして説明にかえますので、よろしくお願いいたします。

我々町村議会は、平成20年以来、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、全国町村議会議長会において、法案が提出されようとしていることについて反対の緊急声明がなされております。政府・国会に対し、道州制は絶対に導入しないこととする要望書を決定し、要請をしてきたところであります。

しかしながら、与党及び野党の一部においては道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、衆議院内閣委員会において閉会中の審査となっているなど、我々地方議会の要請を無視する動きを見せています。

これらの法案は、国の具体的な形を示さないうまま、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、再編されれば住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退することが明らかとなります。

効率性や経済性を優先し、地域の文化、伝統、郷土意識を無視して、住民を置き去りにする道州制導入に、我々中能登町議会は断固反対するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月18日

石川県中能登町議会

よろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

これより、追加日程2 日程第1 発議第4号について質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

9番 上見議員

〔9番（上見健一議員）登壇〕

○9番（上見健一議員） ただいま説明いた
だいたんですけれども、中ほどなんですけれ
ども、「道州制はもとより再編された「基礎
自治体」は、現在の市町村や都道府県に比
べ」云々なんですけれども、基礎自治体とは
どういうことなのか具体的に説明していただ
きたい。

それと、「住民と行政との距離が格段に遠
くなり」、具体的にどういう面が遠くなるの
か。例えば合併についても、3町合併したけ
れどもそんなに遠くなっているという実感は
ないですよ。だから、その距離が格段に
遠くなるというのを具体的に説明していただ
きたい。

それともう一つ、ちょっと下なんですけれ
ども、地域の伝統や文化を無視してつくり
上げると。道州制導入によって、これも具体
的に地域の伝統や文化がどういうものがど
う無視されるのか。そのことを説明していただ
きたい。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 6番 亀野議員

○6番（亀野富二夫議員） 3つの質問があ
ったかと思いますが、初めのがわかりませ
んので先に一番最後のほうからお答えしたい
と思います。

地域の文化、伝統、郷土意識をという話が
ございましたが、47ある都道府県を例えば3
つか10の道州制がされたとすると、非常に
範囲が広がります。今まで本当に細かい地
区で伝統文化などを維持したことが、余り
にも広過ぎて、どっちかという今まで隣
同士仲よくいっていたようなことが疎遠に
なるというか、非常にわかりにくくなる
というようなことが解釈されるかと思
います。

それから、大変申しわけありません。1
つ目の質問について、もう一度お聞かせ
願いたいと思います。済みません。1つ
目と2つ目をお願いします。

○議長（岩井礼二議員） 9番 上見議員

○9番（上見健一議員） 基礎自治体とい
うのはどういうものなのか。道州制導入
によって「基礎自治体」は、現在の市
町村や都道府県に比べて」とあるが、
基礎自治体とはどういうことなのか。
それが一つです。

それと、「住民と行政の距離が格段に遠
くなり」と。具体的にどういう面が遠
くなるのかということなんですよね。

それと3番目について、答えていただき
ましたので、これも再質問みたいな形でも
う一回させていただきます。伝統や文化、
広がったとしても置き去りになると。今
3町合併して、例えば旧町の伝統や文化
で置き去りになったものがありますか。
そういう具体的なものがあつたら——
合併したんですよ——説明していただ
きたい。ないということになるという
と、この答弁に関しては疑問を持つとい
うことになります。

お願いします。

〔休憩を求める声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 暫時休憩します。

午後4時04分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続
き会議を開きます。

6番 亀野議員

○6番（亀野富二夫議員） 上見議員の質
疑にお答えしたいと思います。

まず基礎自治体についてどういったもの
を言うかということでございますけれど
も、大体15万から40万ぐらいの範囲
でないかと予想されます。具体的に言
いますと、七尾、鹿島、羽咋郡市ぐら
いのものが一つの自治体という形にな
るんじゃないかという私の考えでござ
います。

それから、住民と行政の距離が格段に
遠くなるというその辺の解釈でござ
いますけれども、道州制が導入され
るとなると、北信

越が一つの道州制になるのか、あるいは日本が4つか5つになるのかは別として、非常に範囲が広がるということで、その結果、今石川県の県庁所在地、金沢でありますけれども、もし北信越が一つの州になるとなると、その所在地が長野へ行くのか新潟へ行くのか、そういうようなことがいろいろ予想されますけれども、決定ではありませんので、そういう程度の解釈ではできませんので、そういうことになるんじゃないかという気がします。

それからもう一つ、伝統文化と郷土の意識につきましては、今、非常に小さいというか隣近所うまくいっている状態ですけれども、非常に範囲が広がるということで、今まで近所つき合っているようなそういう関係が範囲が広がることによって疎遠になるというか、今までやってきたことがなかなかできないんじゃないかなというような、そういう気がしますので、そういう程度しかお答えできません。

きょうやあしたなるとは思いませんが、そのうちに我々ももっともっと勉強していかないかと思えますけれども、そういうことで答えになるかならんかは別として、そういう形でお答えしたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 9番 上見議員

○9番（上見健一議員） 今、亀野議員の、副議長の説明をお聞きしますと、全て推測のみというふうに捉えて結構ですか。

それと、例えば県庁所在地がどこかへ行ったさかいと。果たして住民、我々も県庁なんというのはめったに行かないことなんですよね。それほど県庁所在地が、ひょっとすると金沢になるかもしれないけれども、県庁所在地というか道州制の。めったに行かないと。そういうのに何が不便があるのかなと。

それと、地域の伝統や文化なんていうのは、今現在3町合併しても全然影響ないんでしょう。そのことを聞いている。何か影響が

あったことがありますかと聞いているんですよ。3町合併によって。具体的にこういうものがあるとか、道州制に限らず広げるということに対して、伝統や文化がどの程度影響あるのかなと。少なくとも3町合併によって何かあったら説明していただきたい。

大きくなるとどういふふうな何が起きるか正直言うてわからないのが現状だと思います。わからないのが現状だと思いますけれども、今現在、中能登町において旧の3町のとくと今と伝統や文化、そういうものが無視されているものがあるかどうか。具体的にそのことを説明していただきたい。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） 6番 亀野議員

○6番（亀野富二夫議員） 具体的に何かあるかと言われますと非常に難しいと思いますけれども、ただ、一つの老人会の敬老会の例を挙げますと、実際じいちゃん、ばあちゃんの意見を聞くと、昔の形のような小さいものがよかったとか、今、広過ぎて全くおもしろいとか、そういうような意見をよう聞かれます。それから、各町で10月10日にやっておった体育祭についても、非常に昔のようなまとまったの運動というか体育祭ができないということで、それを寂しいととるかいいととるかは別として、そういうような意見がよう聞かれます。

道州制は、きょうあしたできるものではないと思いますけれども、非常に全ての範囲が広がりますと、10人おった知事も1人で要らんだろうし、そういうようなこともいろいろ予想されますので、そういう段階ではまだまだいろんなことが予想されると思いますけれども、我々もこれからさらにもっともっとお互いに勉強していかないかと思えますけれども、そういうことがあってはいかんで道州制に反対の意見をすることということで、今回の意見書提出をお願いするわけでございますので、よろしくお願いをしたいと思いま

す。

以上です。

○議長（岩井礼二議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

これで質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書について採決します。

お諮りします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立多数であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程

○議長（岩井礼二議員） 追加日程3 日程第1

お諮りいたします。

ただいま提出者 若狭明彦議員及び賛成者4名より、

発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

以上、発議1件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号の発議1件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩をいたします。

午後4時24分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第5号

○議長（岩井礼二議員） 追加日程3 日程第1 発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

10番 若狭明彦議員

〔10番（若狭明彦議員）登壇〕

○10番（若狭明彦議員） 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について、朗読して説明にかえます。

森林の持つ地球温暖化の防止や国土保全等の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっているのが現状です。

平成24年10月に地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が導入されたが、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林に対する地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、総合的な検討を行うとの方針にとどまっています。

森林の整備、保全などの森林吸収源対策や自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が総合的に実施するのが不可欠です。

木材価格の暴落、林業従事者の高齢化、後

継者不足など厳しい情勢にあり、そのものが荒廃し自然災害等の脅威に国民の生命、財産が脅かされております。

よって、森林吸収源対策などの恒久的、安定的な財源確保を講ずることが急務であります。

よって、次の事項の実現を強く求めるものであります。

自然災害などの脅威から国民の生命、財産を守るため、森林、林業、山村対策の強化を図ることに加え、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月18日

石川県中能登町議会

よろしく申し上げます。

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第5号については、さきに議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立全員であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（岩井礼二議員） 日程第5 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま議会運営委員会委員長及び総務建設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、議会活性化特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長、鹿島地区統合小学校建設特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（岩井礼二議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成25年第6回中能登町議会議定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 井 礼 二

署名議員 古 玉 栄 治

署名議員 上 見 健 一